

# 情報公開・個人情報保護制度施行状況報告書

(平成 21 年度)

春日井市

## 目 次

---

第 1	制度のあらまし	1
第 2	情報公開制度の施行状況	8
第 3	個人情報保護制度の施行状況	13
第 4	情報提供制度の施行状況	14
第 5	会議公開制度の施行状況	15
資料 1	平成 21 年度情報公開実施状況一覧表	16
資料 2	平成 21 年度個人情報保護実施状況一覧表	48
資料 3	平成 21 年度会議公開実施状況一覧表	51
資料 4	平成 21 年度情報公開・個人情報保護審査会答申	54

## 第1 制度のあらまし

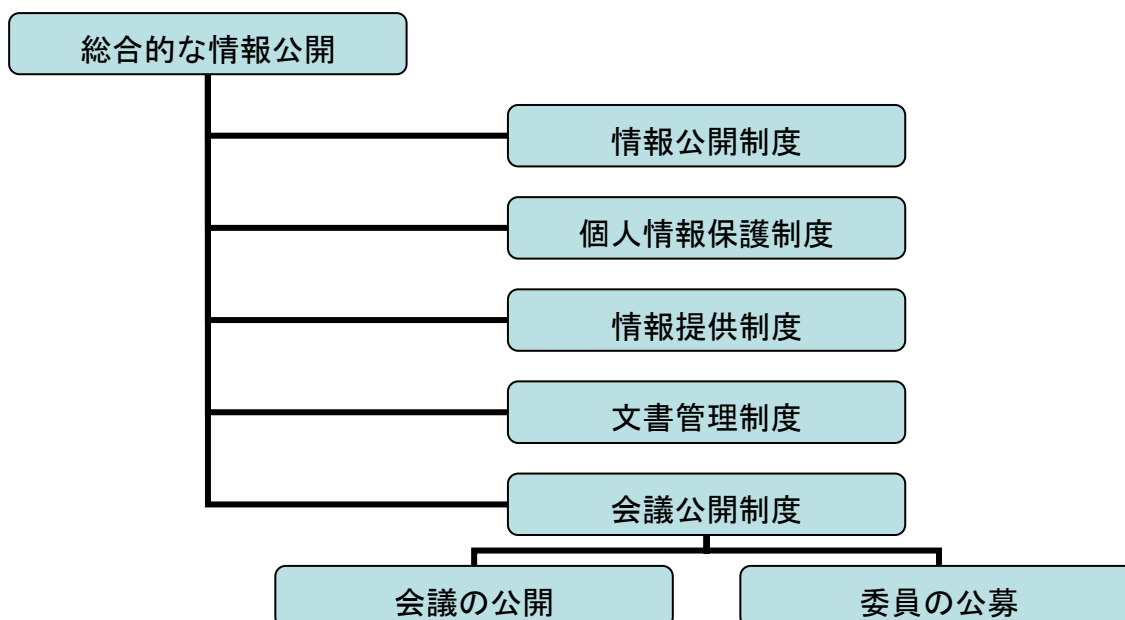
---

本市では、春日井市情報公開条例に基づき、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざして、総合的な情報公開の推進に努めています。

総合的な情報公開の推進とは、公文書の開示を行うだけでなく、情報提供、会議公開等を整備充実することにより市が保有する情報の公開を総合的に進めていくもので、おおむね次の制度があげられます。

- (1) 情報公開制度 市民からの開示請求に応じて公文書の開示を行う制度
- (2) 個人情報保護制度 自分の情報を確認する権利や適正な個人情報の取扱いを定める制度
- (3) 情報提供制度 市政に関する情報を積極的に市民に提供する制度
- (4) 文書管理制度 文書管理システム等により適正な文書の管理を行う制度
- (5) 会議公開制度 会議の公開や公募による委員の選出を実施する制度

### 【総合的な情報公開のイメージ】



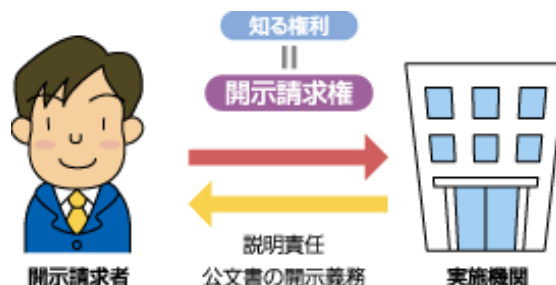
## 1 情報公開制度

本市では、春日井市情報公開条例を平成12年9月29日に公布し、平成13年4月1日から施行しています。

情報公開制度とは、市民等からの請求により、公文書を公開する制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

### 【情報公開制度のイメージ】



#### (1) 目的

市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、総合的な情報公開を推進します。

また、市の行政運営の公開性の向上と公正の確保を図ることにより、行政活動を市民に説明する責任を果たし、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざしています。

#### (2) 実施機関

情報公開を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会です。

#### (3) 対象文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が平成13年4月1日（施行日）以後に職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして、保有しているものです。また、施行日前の公文書も申出があれば、応じていきます。

#### (4) 請求できる方

市内に在住、在勤又は在学の方、市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体、市と具体的利害関係がある方や法人その他の団体の方が請求できます。また、上記以外の人からも申出があれば、応じていきます。

(5) 公文書の開示義務

公文書は原則公開ですが、条例第 7 条の各号に掲げる不開示情報に該当する次の場合には不開示となります。

法令秘情報 (1号)	法令や条例で不開示とされている情報
個人情報 (2号)	個人識別情報、個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報
法人情報 (3号)	法人などの正当な利益を害するおそれがある情報など
公共安全情報 (4号)	犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報
国等協力関係情報(5号)	犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報
審議検討情報 (6号)	審議検討等の情報で特定の者に利益を与えるおそれがあるものなど
事務事業情報 (7号)	事務・事業の情報で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 開示請求の手続

- ア 開示の決定等は、原則、請求があった日から起算して 15 日以内に行います。
- イ 公文書に第三者に関する情報が記載されているときは、この第三者に意見書を提出する機会を付与できます。

(7) 不服申立て

開示決定等に不満があるときは、実施機関に対して不服申立てをすることができます。実施機関は、第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決又は決定を行います。

(8) その他

- ア 公文書の検索資料を作成し、情報公開の受付窓口に設置します。
- イ 市が一定の出資をしている法人等に対し、この条例の趣旨に基づき出資法人等が保有する情報を公開するよう協力を要請します。

## 2 個人情報保護制度

---

本市では、春日井市個人情報保護条例を平成14年9月30日に公布し、平成15年4月1日から施行しています。

個人情報保護制度とは、個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利利益の保護を図るため、自分の個人情報の内容を確認する権利や個人情報の適正な取扱いの基本原則などを定める制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

### (1) 目的

#### ア 個人の権利・利益の保護

個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利・利益の保護を図ること。

#### イ 個人情報の適正な取扱いの確立

本人取得の原則、利用・提供の制限、安全確保など個人情報の適正な取扱いの基本原則を定めること。

#### ウ 自分の情報を確認する権利の保障

自分の個人情報の公開、訂正、利用の停止などを求めることができる権利を保障すること。

### (2) 個人情報の定義

個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるものです。

(例) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、職業、役職、収入、財産、口座情報、成績、健康状態、信教、趣味、意見や苦情内容、など

### (3) 個人情報の適正な取扱いの基本原則

#### ア 保有の制限

個人情報は、必要な場合に限り、利用目的を特定して取り扱います。

#### イ 適正で適法な方法による取得

個人情報は、適正で公正な手段で取得します。

#### ウ 本人取得の原則

個人情報は、原則として本人から取得します。

エ 利用目的の明示

個人情報の利用目的を明らかにします。

オ 思想・信条などに関する情報の取得の制限

思想、信条、信教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として取得しません。

カ 正確性確保

市が持っている個人情報が事実と合致するよう努めます。

キ 安全確保

個人情報の漏えい、き損の防止など適正な管理をします。

ク 利用・提供の制限

個人情報の利用・提供は、一定の制限をします。

ケ 受領者に対する措置要求

個人情報を提供する場合は、利用制限や安全措置を求めます。

コ 高度情報通信ネットワークによる提供の制限

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて個人情報を提供するときには、必要な保護措置をとります。

(4) 開示、訂正及び利用停止請求

ア 個人情報の本人開示

市が保有している個人情報について、本人開示の請求ができます。

なお、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は本人に代わって、死者の遺族などは一定の死者に関する情報について開示請求することができます。

イ 個人情報の訂正等

開示を受けた自分の個人情報が事実でないときは、事実とその根拠を示して、その個人情報の訂正、追加、削除の請求をすることができます。

ウ 個人情報の利用停止等

開示を受けた自分の個人情報が適法に取り扱われていないことを理由として、利用の停止、消去、提供の停止の請求をすることができます。

(5) 罰則

ア 実施機関の職員等が、正当な理由なく、電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供した場合、処罰されます。

イ 実施機関の職員等が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合、処罰されます。

ウ 実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合、処罰されます。

エ 開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科します。

#### (6) 民間事業者に対する規制

民間事業者の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、市から民間事業者に対し、必要に応じて説明・資料の提出を求め、助言・勧告を行うことができます。



### 3 総合的な情報公開の推進のための関連制度

---

#### (1) 情報提供制度

春日井市情報提供の推進に関する指針を定め、市政に関する情報を積極的に市民に提供するように努めています。

指針では、市政運営の基本方針に関する事項、環境、福祉、健康、防災、教育その他市民生活に密接な関係がある事項など 13 項目について提供すべき事項を定めています。

市役所 2 階の情報コーナーでは、予算・決算書、統計資料、交際費、旅費、食糧費の一覧、審議会の議事録、計画書、報告書などの行政資料の閲覧をすることができます。

#### (2) 文書管理制度

文書管理制度は、情報公開制度の円滑な運用を図るため、車の両輪にあたる重要な制度です。本市では文書管理システムを導入するとともに、春日井市文書取扱規程に基づき、適正な文書の管理に努めています。

市民の方がどのような文書があるか明らかにするため、全てのファイル名と文書件名を記載した文書目録を一般の閲覧に供しています。

#### (3) 会議公開制度

春日井市附属機関等の設置等に関する要綱を定め、公募による委員の選出に努めるとともに、附属機関などの会議を原則公開とし、公正で透明性のある市政の推進を図ります。

公開の会議は、広報、ホームページで周知し、どなたでも傍聴いただけます。



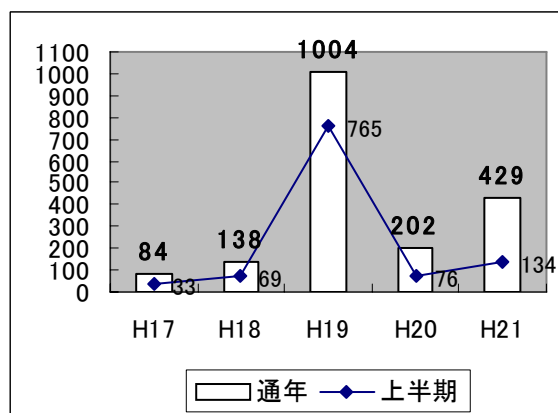
## 第2 情報公開制度の施行状況

### 1 開示請求件数

平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の公文書の開示請求の件数は、429件（請求106件、申出323件）です。

平成19年度は図1のとおり著しく増加していますが、年々請求件数は増加傾向にあります。

図1 本市の請求件数の推移



### 2 国、地方公共団体

#### (1) 国、主な都府県

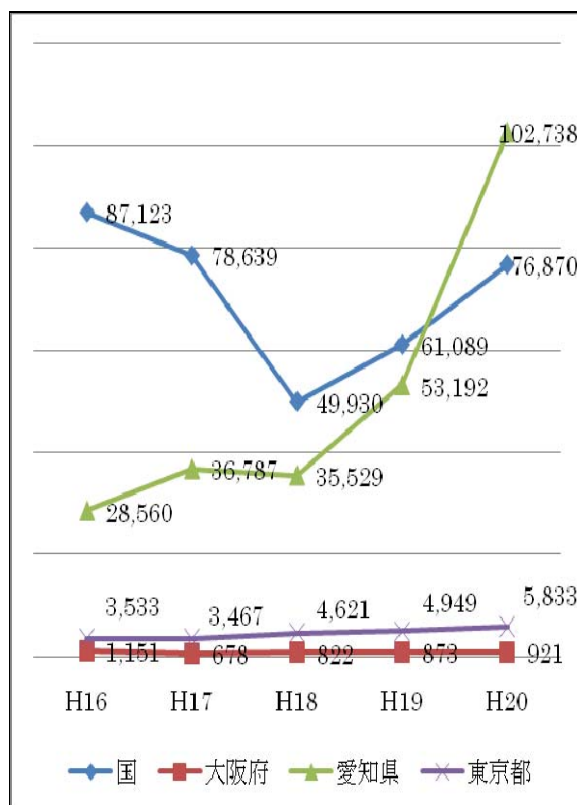
国と主な都府県における平成16年～20年度の開示請求の件数の推移は、図2のとおりです。

平成20年度については、愛知県における請求件数が大幅に増加しています。

	H16	H17	H18	H19	H20
国	87,123	78,639	49,930	61,089	76,870
大阪府	1,151	678	822	873	921
愛知県	28,560	36,787	35,529	53,192	102,738
東京都	3,533	3,467	4,621	4,949	5,833

(備考) 平成21年度の状況は、まだ公表されていないため、平成20年度までの状況とした。

図2 国等の請求件数の推移

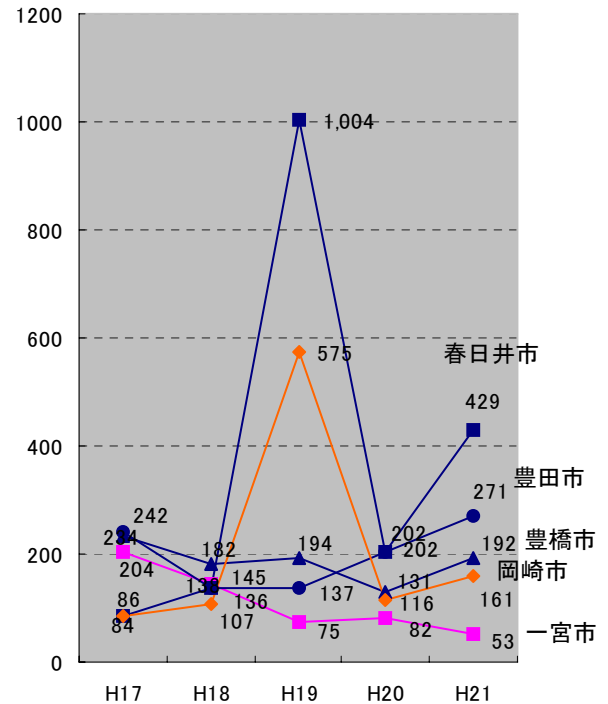


## (2) 愛知県内の主な市

県内の主な市における平成 17 年～21 年度の開示請求の件数の推移は、図 3 のとおりです。

	H17	H18	H19	H20	H21
豊橋市	234	182	194	131	192
一宮市	204	145	75	82	53
豊田市	242	136	137	202	271
春日井市	84	138	1,004	202	429
岡崎市	86	107	575	116	161

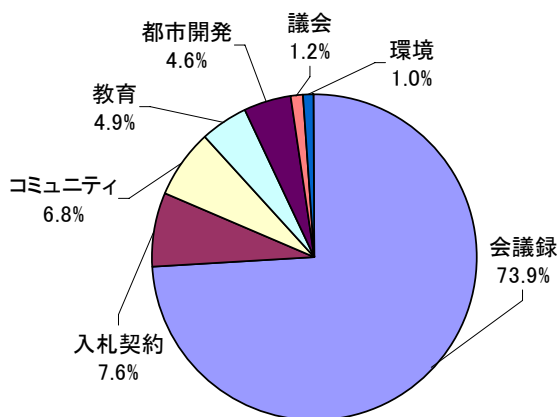
図 3 県内市の請求件数の推移



## 3 開示請求の内容別件数

平成 21 年度の開示請求を内容別にみると、会議録、入札契約、コミュニティに関する請求が多くなっています。会議録の中でも、教育委員会会議録（※1）に関する開示請求（任意的開示申出（※2））が 293 件と突出しています。

図 4 内容別割合



内容	件数
会議録に関する事	303
入札契約に関する事	31
コミュニティに関する事	28
教育に関する事	20
都市開発に関する事	19
議会に関する事	5
環境に関する事	4
その他	19
計	429

※1 情報公開条例施行日（平成 13 年 4 月 1 日）前の教育委員会会議録が請求対象

※2 任意的開示申出については 2 頁 1 (3) を参照

#### 4 開示請求の内容別件数の推移

過去5年間の請求内容としては、教育、都市開発、入札契約に関する請求が多くを占めています。

平成21年度の会議録のうち293件が教育委員会会議録となっています（平成17年～20年度の教育には教育委員会会議録が含まれています）。

年度	1	2	3
H17	教育 (38件、45%)	都市開発 (14件、17%)	入札契約 (9件、11%)
H18	教育 (58件、42%)	都市開発 (23件、17%)	入札契約 (18件、13%)
H19	教育 (924件、92%)	都市開発 (21件、2%)	入札契約 (11件、1%)
H20	教育 (123件、61%)	入札契約 (43件、21%)	都市開発 (15件、7%)
H21	会議録 (303件、74%)	入札契約 (31件、8%)	コミュニティ (28件、7%)

#### 5 部局別請求件数の推移

平成17年～21年度の部局別の上位3をみると、教育委員会に対する請求が最も多く、全体の約9割を占めています。

年度	1	2	3
H17	教育委員会 (39件、46%)	建設部 (17件、20%)	環境・健康福祉 (6件、7%)
H18	教育委員会 (72件、52%)	建設部 (26件、19%)	総務部 (15件、11%)
H19	教育委員会 (926件、92%)	建設部 (23件、2%)	市民経済部 (13件、1%)
H20	教育委員会 (137件、68%)	建設部 (15件、7%)	総務部 (11件、5%)
H21	教育委員会 (328件、76%)	市民生活部 (31件、7%)	まちづくり推進部 (23件、5%)

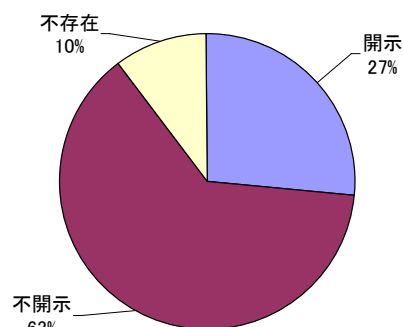
#### 6 開示決定等の件数

平成21年度の開示決定等の件数は、次のとおりです。

処理区分	件数
開示	125
（うち全部開示）	64
（うち一部開示）	61
不開示	294
不存在	48

※取下げ 2件

図5 公開率



$$\text{公開率} = \frac{\text{開示}}{\text{開示} + \text{不開示} + \text{不存在}} \times 100$$

## 7 開示決定等の件数の推移

平成17年～21年度の開示決定等の件数の推移は、右表のとおりで、平成19年度以降は、教育委員会における不開示決定の件数が増加し、公開率が著しく低下しています。

年度	請求 件数	処 理 状 況					公開率
		全部 開示	一部 開示	不開示	不存在	取下げ	
H17	84	12	47	26	3	2	67%
H18	138	32	44	46	23	9	52%
H19	1,004	47	44	919	15	6	9%
H20	202	43	56	95	17	3	47%
H21	429	64	61	294	48	2	27%

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

## 8 部局別の処理状況

平成21年度における部局別の請求件数及び処理状況は、次のとおりです。

部局名	請求 件数	処 理 状 況					公開率
		全部 開示	一部 開示	不開示	不存在	取下げ	
教育委員会	328	18	19	293	8	1	11%
市民生活部	31	20	8		24		54%
まちづくり推進部	23	6	11		8		68%
総務部	11	4	5		3	1	75%
会計管理者	7		7				100%
議会事務局	6	4	2		2		75%
財政部	4	2	1		2		60%
建設部	3	3					100%
文化スポーツ部	3	1	2				100%
企画政策部	2	1	1				100%
産業部	2	1	2				100%
上下水道部	2	1		1			50%
青少年子ども部	2	2					100%
消防本部	2		2				100%
環境部	1		1				100%
勝川地区総合整備室	1				1		0%
監査事務局	1	1					100%
計	429	64	61	294	48	2	27%

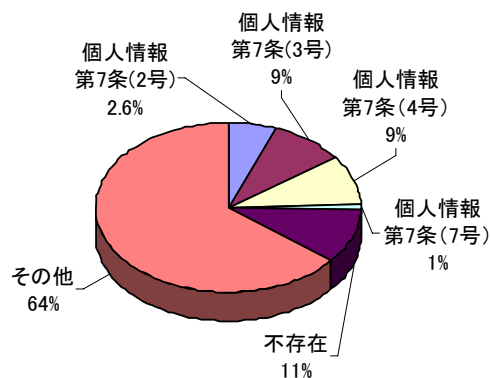
(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

## 9 不開示情報の理由

不開示とした理由は、図6のとおりです。

不開示情報	件数
個人情報（2号）	26
法人情報（3号）	43
公共安全情報（4号）	43
事務事業情報（7号）	3
不存在	48
条例施行前の公文書に係る任意開示の申出を不開示としたもの	293
計	456

図6 不開示情報別割合



(備考) 号数は、春日井市情報公開条例第7条の各号を指しています。(3頁参照)

## 10 不服申立て・審査会答申の状況

平成17年～21年度の不服申立て・審査会答申状況は、下表のとおりです。

平成21年度は、教育委員会に対して3件の不服申立てがありました。

答申の詳細は、54ページ以降及び市ホームページをご覧ください。

年度	不服申立て件数	諮問された件数	諮問されなかった件数	処 理 状 況					未処理 審議中
				決 定				取下げ	
				棄却	認容	一部認容	その他		
H17	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H18	1	1	0	0	0	0	0	0	1
H19	3	1	0	2	0	0	0	1	1
H20	6	4	0	1	1	1	0	2	1
H21	3	3	0	0	2	1	0	0	0

### 第3 個人情報保護制度の施行状況

#### 1 開示等請求件数

平成17年度～21年度の開示等請求の状況は右表のとおりです。

平成21年度の本人開示請求件数は27件で、訂正請求、利用停止請求はありませんでした。

年度	開示	訂正	利用停止	合計
H17	6	1	0	7
H18	22	1	0	23
H19	16	0	0	16
H20	12	0	0	12
H21	27	0	0	27

#### 2 開示決定等

平成17年～21年度の開示決定等の状況は、右表のとおりです。

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

年度	請求件数	処 理 状 況					
		全部開示	一部開示	不開示	不存在	不訂正	訂正却下
H17	7	2	2	1	3	1	0
H18	23	13	8	0	4	1	0
H19	16	8	5	0	3	0	0
H20	12	8	3	0	2	0	0
H21	27	6	12	0	13	0	0

#### 3 不服申立て・審査会答申の状況

平成17年度～21年度の不服申立て及び審査会答申の状況は、下表のとおりです。  
平成21年度は、不服申立てはありませんでした。

年度	不服申立て件数	諮問された件数	諮問されなかった件数	処 理 状 況					未処理 審議中
				決定				取下げ	
				棄却	認容	一部認容	その他		
H17	1	1	0	0	1	0	0	0	0
H18	3	2	1	0	1	0	0	1	0
H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H21	0	0	0	0	0	0	0	0	0

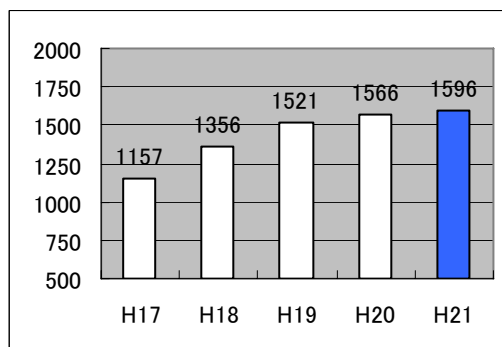
## 第4 情報提供制度の施行状況

### 1 行政資料の登録件数

市がとりまとめる統計書、報告書等の各種行政資料を市民の皆さんが閲覧できるよう市役所2階の情報コーナーに配置しています。

平成17年～21年度の行政資料の登録件数の推移は、図7のとおりです。

図7 行政資料の登録件数の推移



### 2 部局別の登録状況

平成21年度の部局別の登録状況は、右表のとおりです。

行政資料の一覧は、市ホームページをご覧ください。

【部局別の登録状況】

部 局 名	件数
総務部	274
教育委員会	255
企画政策部	187
健康福祉部	156
環境部	133
市民生活部	117
議会事務局	113
文化スポーツ部	89
まちづくり推進部	75
青少年子ども部	59
上下水道部	25
建設部	23
財政部	21
勝川地区総合整備室	20
産業部	17
監査事務局	11
消防本部	11
市民病院	10
計	1596

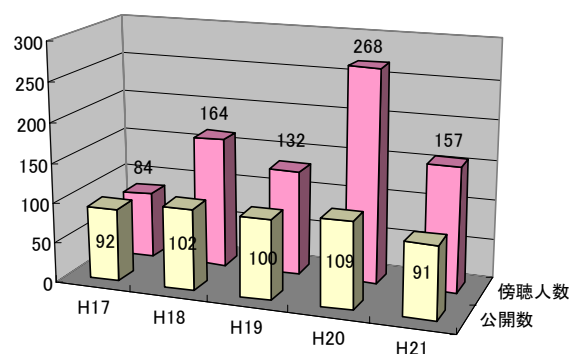


## 第5 会議公開制度の施行状況

### 1 会議公開の実施状況

平成17年～21年度に公開で行われた延べ会議数、傍聴人数の推移は、図8のとおりです。

図8 公開数・傍聴人数の推移

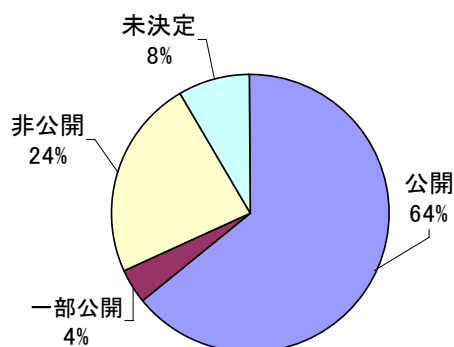


### 2 公開・非公開の決定状況

平成19年度における会議の公開・非公開の決定状況は、72の附属機関等のうち公開46、一部公開3、非公開17、未決定6です。

決定を行った会議のうち、公開率（一部公開を含む。）は、74%です。

図9 公開・非公開の決定状況



### 3 非公開の理由

非公開の主な理由は、個人情報を扱うため（表彰審査委員会、障害程度区分判定審査会、介護認定審査会（合議体）、建築審査会等）、審議・検討等に関する情報のため（行政評価委員会、開発事業紛争調停委員会）、法令又は条例の規定により、会議が非公開とされているため（情報公開・個人情報保護審査会）等となっています。

資料1 平成21年度情報公開実施状況一覧表

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
1	4月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1953年度開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1972年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和28年度開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 昭和29年～昭和47年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	4月23日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
2	4月1日	請求	建設部 住宅施設課	イ 高蔵寺駅地下道階段バリアフリー工事の設計図書 ロ 高蔵寺駅地下道階段バリアフリー工事の項目別工事費(入札金) ハ 工事設計・監督委託について(文書)	高蔵寺地下道改修工事の設計書、入札執行状況調査、工事設計・監督委託について	4月7日	全部開示				
3	4月2日	請求	文化スポーツ部 青年の家	春日井市青年の家 平成21年3月24日入札執行の複写機の賃借 此の賃貸借契約書の開示請求を致します	青年の家 平成21年3月24日入札執行 複写機賃貸借の契約書	4月15日	一部開示	法人の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報並びに犯罪予防のため	
4	4月2日	請求	企画政策部 企画課	鳥居松ふれあいセンター内統計事務室 平成21年3月24日入札執行 複写機賃貸借の契約書の開示請求を致します	鳥居松ふれあいセンター内統計事務室 平成21年3月24日入札執行 複写機賃貸借の契約書	4月13日	一部開示	法人の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報並びに犯罪予防のため	
5	4月2日	請求	文化スポーツ部 スポーツ課	スポーツ課 平成21年3月23日入札執行 デジタル複合機の賃貸借(総合体育館内)契約書の開示請求を致します	賃貸借契約書(平成21年3月21日入札執行デジタル複合機)	4月14日	一部開示	法人の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部管理情報及び犯罪予防のため	
6	4月2日	請求	市民生活部 市民課	市民経済部市民課他 平成21年3月23日入札執行 事務用複写機賃貸借(6台)の契約書の開示請求を致します	平成21年3月23日入札執行事務用複写機賃貸借(6台)の賃貸借契約書	4月13日	一部開示	契約相手方の印影	条例第7条第2号及び第4号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため及び犯罪予防のため	
7	4月3日	請求	消防本部 予防課	21年1月以降3月迄に名産産業から提出された文書のすべて	①試運転期間中(9/12～10/14実験期間)の油の使用状況について ②消防訓練等実施計画届出 ③報告書 ④少量危険物貯蔵取扱い変更届 ⑤指定可燃物貯蔵取扱い変更届 ⑥整備改善完了報告書	4月14日	一部開示	法人の代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	3号 法人の内部管理情報であり、法人の正当な利益を害するおそれがあるため 4号 犯罪予防のため	
8	4月16日	申出	企画政策部 企画課	第38次実施計画の策定に関する資料 (1)第38次実施計画に掲載する事業の提出依頼(例えば、企画振興部長から各課に宛てられたもの)、添付資料 (2)上記の事業が提出された際に作成されていたロジックモデル(下記の基本施策に関するもの) ①地域の医療体制を整える(目標1ー基本施策2) ②地域の防犯力を高める(目標1ー基本施策7) ③ごみを減らし資源を有効に活用する(目標5ー基本施策36)	第38次実施計画の策定に係る説明会(次第) 第38次実施計画の策定について(資料1) 第五次総合計画基本施策推進のための事業一覧(予算事業対応表)(資料2) 「めざまちの姿の達成状況検証シート」の運用について(資料3) 事業計画書の記入方法(資料4) 第38次実施計画事業計画書(資料5) 今後のスケジュールについて(資料6) めざまちの姿の達成状況検証シート(基本施策2・7・36)	4月27日	全部開示				
9	4月20日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	平成21年1月1日から平成21年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面、3面すべて。 (可能であれば電磁記録の交付を希望)	建築計画概要書の2面及び3面(平成21年1月1日から3月31日までに確認のおりた)	5月29日	全部開示				期間延長
10	4月22日	申出	財政部 資産税課	①春日井市が平成21年1月1日現在の「家屋現況図」のための「加除修正・更新業務」等を民間に委託した際に交わされた業務委託契約書及び仕様書。 ②その成果品としての「家屋現況図」。 ③又は「家屋台帳」の写し。 ④あるいは家屋番号毎の表形式(地番、家屋番号、所在、種類、構造、階数、床面積、建築年月日など)になったもの。 * 電磁的記録としてあればその複製。	①春日井市が平成21年1月1日現在の「家屋現況図」のための「加除修正・更新業務」等を民間に委託した際に交わされた業務委託契約書及び仕様書。 ②その成果品としての「家屋現況図」。 ③又は「家屋台帳」の写し。 ④あるいは家屋番号毎の表形式(地番、家屋番号、所在、種類、構造、階数、床面積、建築年月日など)になったもの	4月30日	不開示 (不存在)	—	不存在	「家屋現況図」作成に関する加除修正・更新業務を委託していないため	
11	4月28日	請求	教育委員会 教育総務課	2008.4.1～2009.3.31の春日井市教育委員会会議の非公開部分の会議録	教育委員会会議録 ・開催期間:平成20年4月1日～平成21年3月31日 ・対象:各会議録中、会議非公開部分	6月5日	全部開示				期間延長
12	4月30日	請求	教育委員会 教育総務課	2009.3.9付中日新聞報道の春日井市立中学校で実施されたアンケートに関する全文書。ただし、2009.3.9までの分で「自分も友達もより良くするために」「臨時保護者会の案内」を除く。	臨時保護者会記録 ・保護者の皆様へ(保護者向け校長の文書)	6月5日	一部開示	学校名、個人氏名、保護者会の折のQ&A、電話番号	条例第7条第2号、及び第7号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。 会の開催に関して、その運営を適正に遂行していく上で支障となるおそれがあるため。	異議申立て
13	5月15日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	平成21年3月1日から平成21年4月30日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・給排水計画図。 ※変更許可も含む ※※参考資料参照 『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』	平成21年3月1日から平成21年4月30日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・給排水計画図。	5月25日	不開示 (不存在)	—	不存在	対象となる公文書が存在しないため	
14	5月25日	申出	教育委員会 教育総務課	1953年度開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1972年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1953年度開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1972年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	6月26日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
15	5月25日	申出	教育委員会 教育総務課	1973年～1992年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1973年～1992年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	6月26日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
16	5月25日	申出	教育委員会 教育総務課	1993年～2000年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1993年～2000年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	6月26日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長



整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考		
51	5月26日	申出	農業委員会 (農政課)	2000年度の会議録	平成12年第4回から平成13年第3回までの春日井市農業委員会 議事録	6月9日	一部開示	議事録に署名押印した農業委員の印	条例第7条第2号に該当	特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため			
52	5月26日	申出	公平委員会 (総務課)	2000年度の会議録	公平委員会の議事についての調書 (平成12年7月4日、平成13年2月27日及び同年3月28日開催)	6月9日	全部開示						
53	5月29日	請求	市民生活部 市民活動推進課	町内会コード(平成20年度区・町内会・自治会のしおりP23~24)13-9、14-8、14-21のUR団地(賃貸)自治会にかかる 平成20年度「各区・町内会自治会調査書 平成20年度「各春日井市区・町内会助成金交付申請書 平成20年度「各町内会申請書添付の自治会決算書もしくはそれに準ずる 書面 平成20年度「各春日井市区町内会助成金交付決定通知書※ ※全通代表者以外の役員各指定振込口座を除く	町内会コード13-9(岩成台団地自治会)、 町内会コード14-8(高森台団地自治会)、 町内会コード14-21(中央台団地自治会)に係る平成20年度区・ 町内会・自治会調査書及び春日井市区町内会助成金交付申請 書並びに春日井市区町内会助成金交付決定通知書(案)並びに 平成19(2007)年度決算報告書	6月12日	一部開示	①団体の代表者及び申請者の住所、電話番号、印影 ②団体の印影、決算報告の金融機関名	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	①個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため及び犯罪予防のため。 ②団体に関する情報であって、団体の利益を害する恐れがあるため及び犯罪予防のため。			
54	5月29日	請求	市民生活部 市民活動推進課	春日井市区町内会助成金交付要綱にかかる (1)改正(平21.4.1) (1)改正の範囲 に関する内部決議書ないしりん議書もしくはそれに 準ずる公文書※ ※但し公文書の決済印影、決済者を特定する部分を除く。	春日井市区町内会助成金交付要綱の一部改正について(伺)	6月12日	全部開示						
55	6月1日	請求	市民生活部 市民活動推進課	町内会コード12-4、13-9、14-8、14-21(平成20年度区・町内会自治 会のしおりP23~24)にかかる各自自治会の「各」平成21年度区・町内 会自治会調査書(但し同公文書記2、3を除く)	町内会コード12-4(藤山台公団住宅自治会) 町内会コード13-9(岩成台団地自治会)、 町内会コード14-8(高森台団地自治会)、 町内会コード14-21(中央台団地自治会)に係る平成21年度区・ 町内会・自治会調査書	6月12日	一部開示	申請者の住所、電話番号、ファクシミリ番号、携帯電話 番号、印影、団体の印影	条例第7条第2号及び第3号、第4号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記 録されているため及び団体に関する情報であって、団体の利益を害する 恐れがあるため及び犯罪予防のため。			
56	6月1日	請求	市民生活部 市民活動推進課	春日井市区町内会助成金交付要綱第8条(1)(2)の内部取扱い基 準及び同条(1)違反の定義同条(2)虚偽記載の定義及び法的拘束 力がないとされる要綱の、本要綱第8条の処分性につき検討したりん 議書もしくは決済書もしくはそれに準ずる公文書いっさい(但し決 済者、決済印影を除く)	春日井市区町内会助成金交付要綱第8条(1)(2)の内部取扱い 基準及び同条(1)違反の定義同条(2)虚偽記載の定義及び法的 拘束力がないとされる要綱の、本要綱第8条の処分性につき 検討したりん議書もしくは決済書もしくはそれに準ずる公文書 いっさい(但し決済者、決済印影を除く)	6月12日	不開示 (不存在)	—	不存在	処分性については検討したことがないため、開示請求に係る公文書は作 成していない。			
57	6月1日	申出	市民生活部 市民活動推進課	春日井市区町内会助成金交付要綱にかかる (1)制定(平成4.4.1) (2)改正(附則平成6.4.1、平成8年4.1) (1)制定に至る経緯、制定要綱の法的性質 (2)改正の範囲 に関する内部決議書ないしりん議書もしくはそれに準ずる公文書(但 し公文書の決済印影、決議者を特定する部分を除く)	・春日井市区町内会助成金交付要綱の制定について(伺) ・春日井市区町内会助成金交付要綱の一部改正について(伺) ・春日井市区町内会助成金交付要綱の一部改正について(伺)	6月12日	全部開示						
58	6月8日	申出	市民生活部 市民活動推進課	市民活動、自治会活動等の災害補償制度についての下記文書 *市民活動保険(制度)、市民活動災害補償保険(制度)、市民活動 災害保障保険(制度)、自治会活動保険(制度)、町内会活動保険 (制度)、ボランティア活動保険(制度)、市民公益活動補償制度、コ ミュニティ活動保険、住民活動災害補償制度、等に類する制度およ び保険 ○上記制度の概要がわかるパンフレット、チラシ等 ○上記制度の実施要綱・災害補償規定等 ○平成19年、20年、21年度契約時の仕様書 ○平成19年、20年、21年度契約の保険証券および特約書 ○平成19年、20年度契約の事故件数および支払い保険金額(被害 者に支払った保険金額)	①春日井市自治活動(コミュニティ)保険 ②春日井市自治会活動保険仕様書(平成19年度) ③春日井市自治会活動保険仕様書(平成20年度) ④春日井市自治会活動保険仕様書(平成21年度)  ①春日井市コミュニティ保険特約書(平成19年度) ②賠償責任保険証券(一般種目用)(平成19年度) ③賠償責任(一般)保険証券(平成20年度)  ①平成20年度特約書 ②平成21年度保険証券 ③平成21年度特約書	6月15日	全部開示						
						6月15日	一部開示	①法人印影 ②従業員の氏名 ③従業員の氏名	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	①法人印影は団体に関する情報であって、団体の利益を害する恐れがあ るため及び犯罪予防のため。 ②従業員の氏名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別するこ とができるものが記録されているため。			
						6月15日	不開示 (不存在)	—	不存在	①②③作成していない。			
59	6月16日	請求	市民生活部 市民活動推進課	町内会コード12-4、同13-9、同14-8、同14-21に係る平成21年度春 日井市区町内会助成金交付申請書(添付分含む)各4通	町内会コード12-4(藤山台公団住宅自治会) 町内会コード13-9(岩成台団地自治会)、 町内会コード14-8(高森台団地自治会)、 町内会コード14-21(中央台団地自治会)に係る平成21年度春日 井市区町内会助成金交付申請書及び平成20(2008)年度決算 報告	6月30日	一部開示	①申請者個人の住所、印影 ②決算報告の金融機関名	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	①個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが 記録されているため及び犯罪予防のため。 ②団体に関する情報であって、団体の利益を害する恐れがあるため及び 犯罪予防のため。			

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
60	6月23日	請求	文化スポーツ部 高蔵寺ふれあいセンター	品名 会議机 納入先 高蔵寺ふれあいセンター 入札執行日 平成21.6.16日 此の物件の入札仕様書と落札商品の品名 品番のわかる明細の開示請求を致します	会議机仕様書	6月29日	全部開示				
61	6月29日	請求	市民生活部 市民活動推進課	1. 平成16年度ないし同19年度、同21年度版の「春日井市区・町内会・自治会のしおり」中、町内会コード12-4、同13-9、同14-8、同14-21記載に係る各部分 2. 同21年度版の「春日井市区・町内会・自治会のしおり」配布前後における区町内会助成金の正確な交付申請手続きをとるよう注意喚起ないし要請した公文書ないしこれに準ずる書面	①平成16年度から平成19年度及び平成21年度の区・町内会・自治会のしおり中 町内会コード12-4(藤山台公団住宅自治会) 町内会コード13-9(岩成台団地自治会) 町内会コード14-8(高森台団地自治会) 町内会コード14-21(中央台団地自治会)に係る記載部分 ②春日井市区町内会助成金交付手続案内	7月13日	全部開示				
				7. 情報開示済み(21春市活第168号・平成21年6月12日付け)一部開示文書中、高森台団地自治会にかかる平成20年度区・町内会・自治会調査書の加入所帯数1824所帯と記載があり、この申告された加入所帯数に沿って20春市活第415号で交付決定がされている。しかしながら添付を義務付けた同自治会の2007年度決算報告書の市助成金(収入)には同交付金額がそのまま計上されていない。本交付決定時点においても春日井市区町内会助成金交付要綱第6条に基づき春日井市は審査権限がある。しかしとすれば同自治会に対しいかなる市助成金が含まれているのか等、同自治会への聞き取り書ないし審査結果を表わした書面ないしこれらに準ずる公文書。 8. 情報開示済み(21春市活第168号・平成21年6月12日付け)一部開示文書中、岩成台団地自治会にかかる平成20年度区・町内会・自治会調査書の加入所帯数1300所帯と記載があり、この申告された加入所帯数に沿って20春市活第415号で交付決定がされている。しかしながら添付を義務付けた同自治会の2007年度決算報告書の市助成金(収入)には同交付金額がそのまま計上されていない。本交付決定時点においても春日井市区町内会助成金交付要綱第6条に基づき春日井市は審査権限がある。しかしとすれば同自治会に対しいかなる市助成金が含まれているのか等、同自治会への聞き取り書ないし、審査結果を表わした書面ないしこれらに準ずる公文書 9. 「春日井市区・町内会・自治会のしおり」町内会コード別の「所帯数」(春日井市人口表とも不一致部分を含む)計上の根拠を明らかにする同しおり作成要領ないしこれに準ずる書面以上	7. 情報開示済み(21春市活第168号・平成21年6月12日付け)一部開示文書中、高森台団地自治会にかかる平成20年度区・町内会・自治会調査書の加入所帯数1824所帯と記載があり、この申告された加入所帯数に沿って20春市活第415号で交付決定がされている。しかしながら添付を義務付けた同自治会の2007年度決算報告書の市助成金(収入)には同交付金額がそのまま計上されていない。本交付決定時点においても春日井市区町内会助成金交付要綱第6条に基づき春日井市は審査権限がある。しかしとすれば同自治会に対しいかなる市助成金が含まれているのか等、同自治会への聞き取り書ないし審査結果を表わした書面ないしこれらに準ずる公文書。 8. 情報開示済み(21春市活第168号・平成21年6月12日付け)一部開示文書中、岩成台団地自治会にかかる平成20年度区・町内会・自治会調査書の加入所帯数1300所帯と記載があり、この申告された加入所帯数に沿って20春市活第415号で交付決定がされている。しかしながら添付を義務付けた同自治会の2007年度決算報告書の市助成金(収入)には同交付金額がそのまま計上されていない。本交付決定時点においても春日井市区町内会助成金交付要綱第6条に基づき春日井市は審査権限がある。しかしとすれば同自治会に対しいかなる市助成金が含まれているのか等、同自治会への聞き取り書ないし、審査結果を表わした書面ないしこれらに準ずる公文書 9. 「春日井市区・町内会・自治会のしおり」町内会コード別の「所帯数」(春日井市人口表とも不一致部分を含む)計上の根拠を明らかにする同しおり作成要領ないしこれに準ずる書面	7月13日	不開示 (不存在)	—	不存在	①聞き取り書、審査結果を表した書面等はなく、開示請求に係る公文書を作成していない。 ②聞き取り書、審査結果を表した書面等はなく、開示請求に係る公文書を作成していない。 ③開示請求に係る公文書を作成していない。	
62	6月29日	請求	市民生活部 市民課	3. 平成17年ないし同21年各4月1日現在日における春日井市藤山台1-4-1 3-1-2 3-1-3 3-1-5 3-1-8 4-1-1 4-1-2の住民登録済みの所帯総数 4. 平成21年4月1日現在日における春日井市高森台10-1-1 10-2-2 10-2-3 8-2-2 8-3 9-1-1 9-2 9-1-1の住民登録済みの所帯総数 5. 平成21年4月1日現在日における春日井市岩成台6-2-1 6-2-3の住民登録済みの所帯総数 6. 平成21年4月1日現在日における春日井市中央台2-2-2 2-3-2 3-1-2 4-1-2の住民登録済みの所帯総数	3. 平成17年ないし同21年各4月1日現在日における春日井市藤山台1-4-1 3-1-2 3-1-3 3-1-5 3-1-8 4-1-1 4-1-2の住民登録済みの所帯総数 4. 平成21年4月1日現在日における春日井市高森台10-1-1 10-2-2 10-2-3 8-2-2 8-3 9-1-1 9-2 9-1-1の住民登録済みの所帯総数 5. 平成21年4月1日現在日における春日井市岩成台6-2-1 6-2-3の住民登録済みの所帯総数 6. 平成21年4月1日現在日における春日井市中央台2-2-2 2-3-2 3-1-2 4-1-2の住民登録済みの所帯総数	7月14日	不開示 (不存在)	—	不存在	開示請求にかかる文書を保有していないため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
63	6月30日	請求	市民生活部 市民活動推進課	1. 平成16年度ないし同20年度の「各」春日井市区町内会助成金交付総額(執行済み額)	平成16年度ないし同20年度の「各」春日井市区町内会助成金交付総額(執行済み額)	7月13日	全部開示				
				2. 情報公開済みの21春市活第169・同172号、任意提供済みの平成16年度ないし同20年度の「区・町内会・自治会のしおり」中、市の補助金制度一覧表の補助率・額を総合対照すれば、本件助成金につき、前記しおり、本件助成金交付申請書は、一貫して「加入所帯数」で組み立てられているが、一連の伺いは、文理上矛盾し、本件要綱と手続き書式の齟齬を招来している、と解される。これは、当然に予算の執行を生じが故に解釈の多義性や曖昧性を現に懐むべき地方自治体部局の決決して看過しがたい問題を含むと解される。しかりとすれば、情報公開済みの20春市活第1370号と並行して請求者が問題とする矛盾や齟齬は検討されたと考えるのが自然である。何故なら要綱の一部改正(伺い)は永年保存であり、起案者や決裁者は平成4年制度発足以降の改正と矛盾がないかを点検する必要がある。しかりとすれば、20春市活第1370号にかかる改正前に担当課において、一連の改正過程が検討された、とみるのが自然である。本件につき直近改正(伺い)以外に作成された内部文書ないしこれに準じる公文書いっさい。	①情報公開済みの21春市活第169・同172号、任意提供済みの平成16年度ないし同20年度の「区・町内会・自治会のしおり」中、市の補助金制度一覧表の補助率・額を総合対照すれば、本件助成金につき、前記しおり、本件助成金交付申請書は、一貫して「加入所帯数」で組み立てられているが、一連の伺いは、文理上矛盾し、本件要綱と手続き書式の齟齬を招来している、と解される。これは、当然に予算の執行を生じが故に解釈の多義性や曖昧性を現に懐むべき地方自治体部局の決決して看過しがたい問題を含むと解される。しかりとすれば、情報公開済みの20春市活第1370号と並行して請求者が問題とする矛盾や齟齬は検討されたと考えるのが自然である。何故なら要綱の一部改正(伺い)は永年保存であり、起案者や決裁者は平成4年制度発足以降の改正と矛盾がないかを点検する必要がある。しかりとすれば、20春市活第1370号にかかる改正前に担当課において、一連の改正過程が検討された、とみるのが自然である。本件につき直近改正(伺い)以外に作成された内部文書ないしこれに準じる公文書いっさい。	7月13日	不開示 (不存在)	—	不存在	①改正過程について検討していないため開示請求に係る公文書は作成していない。 ②照会実績がないため開示請求に係る公文書は作成していない。 ③照会実績がないため開示請求に係る公文書は作成していない。	
64	7月1日	請求	会計管理者 会計課	春日井市鷹来 牛山 藤山台東小学校 此の3校の平成20年9月1日付け 賃貸借契約の デジタル印刷機リコーSatelio A410の消耗品マスター及びインクの購入期間 平成20年9月1日～21年6月30日10ヶ月間の 購入先名 商品名 商品番号 マスターA3何版 インク容量何CC 購入数量 単価 金額の支払命令書の開示請求を致します	支出命令書及び請求書	7月14日	一部開示	法人の印影及び口座情報	条例第7条第3号及び4号該当	法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため	
65	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1953年度開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1972年04月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1953年度開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1972年04月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
66	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1973年～1992年04月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1973年～1992年04月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
67	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1993年～2000年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1965年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1993年～2000年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1965年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
68	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1966年～1985年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1966年～1985年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
69	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1986年～2000年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1958年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1986年～2000年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1958年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
70	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1959年～1978年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1959年～1978年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
71	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1979年～1998年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1979年～1998年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
72	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1999年～2000年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1971年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1999年～2000年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1971年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
73	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1972年～1990年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1972年～1990年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
74	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1991年～2000年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1963年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1991年～2000年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1963年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
75	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1964年～1983年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1964年～1983年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
76	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1984年～2000年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1956年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1984年～2000年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1956年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
77	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1957年～1976年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1957年～1976年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
78	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1977年～1996年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1977年～1996年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
79	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1997年～2000年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1969年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1997年～2000年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1969年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
80	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1970年～1989年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1970年～1989年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
81	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1990年～2000年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 2001年3月以前の教育委員会の保存文書名がわかる文書 1954年～1961年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1990年～2000年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 2001年3月以前の教育委員会の保存文書名がわかる文書 1954年～1961年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
82	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1962年～1981年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1962年～1981年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
83	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1982年～2000年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1982年～2000年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
84	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1955年～1975年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1955年～1975年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
85	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1976年～1995年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1976年～1995年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
86	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1996年～2000年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1968年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1996年～2000年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1968年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
87	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1969年～1988年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1969年～1988年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
88	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1989年～2001年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1960年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1989年～2001年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1960年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
89	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1961年～1980年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1961年～1980年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
90	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1981年～2000年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1981年～2000年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
91	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	2001年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年3月～1972年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	2001年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年3月～1972年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
92	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1973年～1992年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1973年～1992年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
93	7月1日	申出	教育委員会 教育総務課	1993年～2001年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1993年～2001年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月14日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
94	7月2日	請求	産業部 経済振興課	20年度(国)の第2次補正に係る(県支出金) 「緊急雇用創出事業基金事業費補助金」に関する文書 概要 県文書(知事)、内示等 要領 事業計画書(市町村) 説明書(市町村) 庁内文書(経済振興課長名)	20年度の国の第2次補正予算に係る「緊急雇用創出事業基金事業費補助金」に関する文書(文書件名明細は別添のとおり)	7月16日	全部開示				
					20年度の国の第2次補正予算に係る「緊急雇用創出事業基金事業費補助金」に関する文書(文書件名明細は別添のとおり)	7月16日	一部開示	事業計画書及び説明書の雇用人数及び積算内容	条例第7条7号イに該当	雇用人数及び積算内容の公開によって、入札の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
95	7月8日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	平成21年5月1日から平成21年6月30日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・給排水計画図。 ※変更許可も含む ※※参考資料参照 『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』	開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図(平成21年5月1日から平成21年6月30日までに許可が下りた物件分)	7月15日	一部開示	法人の代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報保護及び犯罪予防のため	
96	7月8日	請求	消防本部 消防総務課	1、平成21年4月1日以降に名成産業から春日井市消防本部に提出された書類のすべて 2、名成産業の松河戸町地内の焼却施設の危険物に関する調査資料のすべて(試運転中)	①油種の分析結果報告書 ②少量危険物貯蔵取扱い変更届(平成21年5月20日受領) ③少量危険物貯蔵取扱い変更届(平成21年6月4日受領) ④燃料使用・補給量一覧表 ⑤時間毎燃油流量データ ⑥書類送付書 ⑦名成産業試運転の危険物に関する確認事項及びデータ分析結果(消防作成資料) ⑧名成産業試運転に伴う危険物消費量(消防作成資料) ⑨名成産業試運転中貯蔵状況写真(消防作成資料)	7月21日	一部開示	法人の代表者の印影・個人の氏名及び印影	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	個人の氏名及び印影については、特定の個人を識別できる情報であり、法人の代表者の印影については、法人の内部管理情報であって利益を害する恐れがあり、また、犯罪予防のため。	
97	7月16日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	平成21年4月1日から平成21年6月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面、3面すべて。(可能であれば電磁記録の交付を希望)	建築計画概要書(平成21年4月1日から6月30日までに確認のおりた分の2面、3面)	8月11日	全部開示				期間延長
98	7月21日	請求	建設部 道路課	2007年施工、JR高蔵寺駅の駅前広場 通路屋根(テント屋根)の膜材の設計図書及び関連仕様書(設計書に係る金額の部分を除く。)	平成18年度高蔵寺駅北口広場上屋工事に係る ・設計書(表紙及び13頁) ・上屋①詳細図 ・膜構造建築物設計概要書	7月24日	全部開示				
99	7月21日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	①平成21年5月8日付 春日井市と樹富士不動産との間で覚書を請求したい。 ②春日井市開発行為等に関する指導要綱に基づく申入れについて及び回答書	春日井市開発行為等に関する指導要綱に基づく申入れ、回答書及び覚書(20春建第3-12号)	7月28日	一部開示	法人代表者の印影、設計者氏名、登録番号	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人代表者の印影及び設計者氏名・登録番号は、事業者の内部情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。	
100	7月24日	申出	まちづくり推進部 都市政策課	篠木一丁目交差点北西角の民地内に設置されている屋外広告物について ①現在表示の「貸看板」看板に関する屋外広告物申請書一式 ②「貸看板」看板表示前に提出された除却届	篠木一丁目交差点、北西角の民地内に設置されている屋外広告物について ①現在表示の「貸看板」看板に関する屋外広告物申請書一式 ②「貸看板」看板表示前に提出された除却届	8月4日	不開示 (不存在)	—	不存在	①当該箇所に屋外広告物を表示、又は掲出物件を設置された方から、屋外広告物許可申請書が提出されていないため ②当該箇所に、以前に屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置した後、屋外広告物を除却した方から、屋外広告物除却等届出書が提出されていない、もしくは平成16年4月1日から平成21年7月24日までに表示許可期間が満了した屋外広告物が表示されていないため	
101	7月24日	申出	まちづくり推進部 都市政策課	R155春日井インター交差点西の民地内に設置されている屋外広告物について ①現在表示の「広告募集」看板に関する屋外広告物申請書一式 ②「広告募集」看板表示前に提出された除却届	R155春日井インター交差点西の民地内に設置されている屋外広告物について ①現在表示の「広告募集」看板に関する屋外広告物申請書一式 ②「広告募集」看板表示前に提出された除却届	8月4日	不開示 (不存在)	—	不存在	①当該箇所に屋外広告物を表示、又は掲出物件を設置された方から、屋外広告物許可申請書が提出されていないため ②当該箇所に、以前に屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置した後、屋外広告物を除却した方から、屋外広告物除却等届出書が提出されていない、もしくは平成16年4月1日から平成21年7月24日までに表示許可期間が満了した屋外広告物が表示されていないため	
102	7月24日	申出	まちづくり推進部 都市政策課	R19春日井インター東交差点西の民地内に設置されている屋外広告物について ①現在表示の「広告募集」看板に関する屋外広告物申請書一式 ②「広告募集」看板の表示前に提出された除却届	R19、春日井インター東交差点西の民地内に設置されている屋外広告物について ①現在表示の「広告募集」看板に関する屋外広告物申請書一式 ②「広告募集」看板の表示前に提出された除却届	8月4日	不開示 (不存在)	—	不存在	①当該箇所に屋外広告物を表示、又は掲出物件を設置された方から、屋外広告物許可申請書が提出されていないため ②当該箇所に、以前に屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置した後、屋外広告物を除却した方から、屋外広告物除却等届出書が提出されていない、もしくは平成16年4月1日から平成21年7月24日までに表示許可期間が満了した屋外広告物が表示されていないため	
103	7月24日	申出	まちづくり推進部 都市政策課	瑞穂通五丁目交差点東角の民地内に設置されている屋外広告物について、現在、何も表示の無い広告施設が残っていますが、以前表示されていた野立広告板の除却届	瑞穂通五丁目交差点東角の民地内に設置されている屋外広告物について、現在、何も表示の無い広告施設が残っていますが、以前表示されていた野立広告板の除却届	8月4日	不開示 (不存在)	—	不存在	当該箇所に、以前に屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置した後、屋外広告物を除却した方から、屋外広告物除却等届出書が提出されていない、もしくは平成16年4月1日から平成21年7月24日までに表示許可期間が満了した屋外広告物が表示されていないため	
104	7月24日	請求	建設部 道路課	平成18年度高蔵寺駅北口広場上屋工事に係る種別形状について、膜材料を商品名エヴァーファインコート0.6、及びFGT-600と特定された経緯とその理由についてわかる文書。	JR高蔵寺駅北口広場上屋工事の膜構造について	8月5日	全部開示				
105	7月28日	請求	市民生活部 市民活動推進課	町内会コード12-4、13-9、14-8、14-21を構成する団地にかかるUR中部支社等に対する各照会書及び各回答書各通	①高蔵寺ニュータウン内のUR賃貸住宅について(照会)(案) ②高蔵寺ニュータウン内のUR賃貸住宅について(回答)	8月5日	一部開示	法人支社長の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	団体に関する情報であって、団体の利益を害する恐れがあるため及び犯罪予防のため。	
106	7月31日	申出	まちづくり推進部 都市政策課	平成21年1月1日から平成21年6月30日までに付定のあった春日井市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分はありません。)*下記見本参照(※1)と該当の住居表示台帳又は位置図(※1との繋がりが分かるよう付定日・印等明記願います。)	平成21年1月1日から平成21年6月30日までに付定のあった春日井市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分はありません。)*	8月10日	不開示 (不存在)	—	不存在	平成21年1月1日から平成21年6月30日の間に、春日井市住居表示に関する条例第3条の規定に基づく届出(建物等異動届出書)が無かったため。	



整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
107	7月31日	請求	会計管理者 会計課	春日井市教育委員会 文化財課に設置のデジタル印刷機(レンタル)デュプロDP-S550用の消耗品 マスター インク 平成21年4月1日～7月31日迄の4ヶ月間の 購入先社名 商品名 商品番号 マスター-A3何版 インク容量何CC 購入数量 単価 金額の分かる支払命令書の開示請求を致します	支出命令書及び請求書	8月11日	一部開示	法人の印影及び口座情報	条例第7条3号及び第4号該当	法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため	
108	7月31日	請求	会計管理者 会計課	春日井市立押沢台 不二 上条 出川 大手 勝川小学校6校に設置のデジタル印刷機(レンタル) デュプロDP-S550用の消耗品(マスターとインク)平成21年4月1日～7月31日迄の4ヶ月間の 購入先社名 商品名 商品番号 マスター-A3何版 インク容量何CC 購入数量 単価 金額の分かる支払命令書の開示請求を致します	支出命令書及び請求書	8月11日	一部開示	法人の印影及び口座情報	条例第7条3号及び第4号該当	法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため	
109	8月7日	請求	教育委員会 教育総務課	春日井市鳥居松小学校の印刷機に関わる消耗品についてお尋ね致します デュプロDP-S550用のマスター インクを平成20年1月29日～21年7月31日迄の18ヶ月間の購入先名 商品名 商品番号 マスター-A3何版 インク何CC 購入数量 単価 金額 相見積り先名全てがわかる見積書 請求書の開示請求を致します	春日井市立鳥居松小学校で平成20年1月29日から平成21年7月31日までに購入したデュプロDP-S550用マスター及びインクの支出負担行為及び支出命令書	8月31日	一部開示	法人の印影及び口座情報	条例第7条3号及び第4号該当	法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。	期間延長
110	8月11日	請求	教育委員会 学校教育課	学校衛生委員会を設置すべき学校における2009.4.1～2009.7.31の同委員会の会議録全ての文書。及び同委員会に産業医が出席した事実を示す文書。又、同校における産業医の巡視実態を示す文書(中部中学校、柏原中学校、春日井小学校)	学校衛生委員会を設置すべき学校における2009.4.1～2009.7.31の同委員会の会議録全ての文書。及び同委員会に産業医が出席した事実を示す文書。又、同校における産業医の巡視実態を示す文書。	9月24日	不開示 (不存在)	—	不存在	平成21年4月1日から平成21年7月31日までに、中部中学校、柏原中学校、春日井小学校において、衛生委員会を開催しておらず、職場巡検も実施していないため。	期間延長
				・平成21年度 第1回 西部中学校衛生委員会 ・西部中学校衛生委員会運営要領 ・添付資料「春日井市学校教職員労働安全衛生管理規程 平成17年4月28日 教委訓令第1号」 ・平成21年度 第1回 西部中学校衛生委員会会議録 ・中部中学校衛生委員会運営要領 ・春日井小学校衛生委員会運営要領 ・柏原中学校衛生委員会運営要領	9月24日	全部開示			期間延長		

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
111	8月11日	請求	教育委員会 学校教育課	2009.4.1～2009.7.31に愛知県教委及び愛日事務協から受け取った教職員の労働条件に関する全文書。又、同文書に関連して市教委が作成した全文書。	・20尾教第2068-1号 職員の旅費に関する条例の一部改正について(通知) ・20尾教第2074-1号 職員の給与に関する条例の一部改正等について(通知) ・20尾教第2075-1号 平成21年3月31日 人事委員会規則等の一部改正について(通知) ・21尾教号外 平成21年4月1日 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知) ・21尾教第50号 平成21年4月1日「健康診断を受診する場合の職務に専念する義務の免除について」の一部改正について(通知) ・21尾教第53号 平成21年4月1日「学校職員の休暇等取扱要領」の一部改正について(通知) ・21尾教第40号 平成21年4月1日 教職員の昇給に関する実施要項について(通知) ・21教福第19号 平成21年4月24日 公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備促進について(通知) ・21尾教第430号 平成21年5月13日 職員団体の活動に係る職務専念義務の免除等について(通知) ・21尾教第546号 平成21年5月22日「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」等の公布について(通知)  ・21尾教第571号 平成21年5月29日 人事委員会規則等の一部改正について(通知) ・21尾教第580号 平成21年5月29日「期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則運用上の県立学校及び市町村立学校における取扱いについて」の一部改正等について(通知) ・21尾教第665-1号 平成21年6月12日 学校職員の自己啓発等休業に関する取扱要領の一部改正について(通知) ・21尾教第677-1号 平成21年6月12日 学校職員の育児休業等に関する取扱要領の一部改正について(通知) ・21尾教第711号 平成21年6月19日 育児休業制度等の周知及び子どもの出生時における男性教職員の休暇等の取得の推進について(通知) ・21尾教号外 平成21年7月24日 基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等の変更に伴う失業者の退職手当の支給取扱いについて(通知) ・21尾教第934号 平成21年7月28日 平成21年度勤務条件実態調査について(依頼) ・21尾教第955号 平成21年7月31日 愛知県道路公社が管理する有料道路で実施する社会実験に伴う通勤手当の取扱いについて(通知)	9月24日	全部開示				期間延長
112	8月11日	請求	教育委員会 学校教育課	次の各校における2008年度の教員の研修(教育公務員特例法に基づいて)に関する研修承認申請書及び報告書。 ・上条小・柏原小・丸田小・出川小・中部中	・研修承認申請書 ・研修結果報告書 (平成20年度・上条小・柏原小・丸田小・出川小・中部中 5校分)	9月24日	一部開示	個人の電話番号、住所	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	期間延長
113	8月11日	申出	教育委員会 教育総務課	2000年度の会議録	2000年度の会議録	9月24日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
114	8月11日	申出	監査委員会 (監査事務局)	2000年度の会議録	平成12年度第9回愛知県都市監査委員会常動監査委員会議の出席者等について(伺)	8月25日	全部開示				
115	8月11日	申出	選挙管理委員会 (総務部総務課)	2000年度の会議録	平成12年度第1回春日井市選挙管理委員会会議録	8月24日	全部開示				
116	8月12日	請求	環境部 環境保全課	春日井市内にあるゴルフ場排水の農業等の検査結果	平成16年度～20年度のオールドレイクゴルフ倶楽部排水に係る試験成績書及び計量証明書 平成16年度～20年度の春日井カントリークラブゴルフ場排水に係る試験成績書及び計量証明書 平成16年度～19年度の春日井ファミリーゴルフ場排水に係る試験成績書及び計量証明書	8月28日	一部開示	法人の印影	条例第7条第3号及び第4号該当	法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため	
117	8月13日	請求	会計管理者 会計課	春日井市立押沢台 不二 上条 出川 大手 勝川小学校6校に設置のデジタル印刷機 デュプロ デュープリンターDP-S550用の消耗品(マスターとインク)純正品 平成20年10月1日～21年7月31日の10ヶ月間の富田購買堂から購入の商品名 商品番号 マスターA3 何版 インク容量何CC 購入数量 単価 金額の分かる 支払命令書の開示請求を致します	支払命令書及び請求書	8月24日	一部開示	法人の印影及び口座情報	条例第7条第3号及び第4号該当	法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
118	8月13日	請求	市民生活部 市民活動推進課	(1)町内会コード12-4、13-9、14-8、14-21にかかる平成21年度春日井市区町内会助成金各交付決定書4通	町内会コード12-4(藤山台公園住宅自治会) 町内会コード13-9(岩成台団地自治会) 町内会コード14-8(高森台団地自治会) 町内会コード14-21(中央台団地自治会) に係る平成21年度春日井市区町内会助成金交付決定通知書	8月26日	全部開示				
				(2)町内会コード12-4等の改めて再提出させた同上助成金交付申請書(該当分のみ)	町内会コード13-9(岩成台団地自治会) 町内会コード14-21(中央台団地自治会) に係る春日井市区町内会助成金交付申請書 (改めて再提出させた区町内会助成金交付申請書)	8月26日	一部開示	申請者個人の住所、印影	条例第7条第2号及び第4号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため及び犯罪予防のため。	
				(3)(1)交付決定確定に到る根拠に関する決済書りん議書もしくはこれらに準ずる書類いっさい	町内会コード12-4(藤山台公園住宅自治会) 町内会コード13-9(岩成台団地自治会) 町内会コード14-8(高森台団地自治会) 町内会コード14-21(中央台団地自治会) の平成21年度春日井市区町内会助成金交付に係る支出負担行為決議書	8月26日	全部開示				
119	8月14日	請求	市民生活部 市民活動推進課	請求者が指摘したUR賃貸団地(町内会コード12-4、13-9、14-8、14-21)自治会に対して春日井市区町内会助成金水増(請求事業の行政判断につき参考とした下記事項 (1)各自治会別面談回数(2)各自治会に対して文書照会した各照会数及び各自治会からの文書回答数(3)各自治会に対して電話照会した各自治会別件数(4)いずれの照会方法によるも照会始期及び照会終期	町内会コード12-4(藤山台公園住宅自治会) 町内会コード13-9(岩成台団地自治会) 町内会コード14-8(高森台団地自治会) 町内会コード14-21(中央台団地自治会) に対し行った面談回数、文書照会数及び回答数、電話照会数、照会始期及び照会終期	8月26日	全部開示				
120	8月14日	請求	市民生活部 市民活動推進課	(1)請求者が指摘したUR賃貸4団地の春日井市区町内会助成金水増し請求の行政判断につき参考とした総務省(旧自治省)地方自治体部局の通達ないし告示ないし省令等いっさい (2)(1)につき春日井市が総務省地方自治体部局に対してなした照会書及び同省回答書	(1)請求者が指摘したUR賃貸4団地の春日井市区町内会助成金水増し請求の行政判断につき参考とした総務省(旧自治省)地方自治体部局の通達ないし告示ないし省令等いっさい。 (2)(1)につき春日井市が総務省地方自治体部局に対してなした照会書及び同省回答書	8月26日	不開示 (不存在)	—	不存在	(1)区町内会助成金交付事務に関し、総務省地方自治体部局の通達等を参考にしたことがないため。 (2)区町内会助成金交付事務に関し、総務省地方自治体部局に照会したことがないため。	
121	8月17日	請求	議会事務局 議事課	平成17、18、19、20年度海外行政調査について 収支報告書の航空運賃、成田空港施設使用料、空港税、航空保険料、燃油サーチャージ、車賃、通訳、添乗員経費の請求書、領収書及び調査に係る詳細な行程表	領収書(平成17年度～平成20年度海外行政調査分)	8月31日	全部開示				
					①平成17年度～平成20年度海外行政調査について、収支報告書の航空運賃、成田空港施設使用料、空港税、航空保険料、燃油サーチャージ、車賃、通訳、添乗員経費の請求書 ②海外行政調査に係る詳細な行程表(平成17年度～平成20年度)	8月31日	不開示 (不存在)	—	不存在	①海外行政調査は、各会派が旅行会社を利用し実施しています。当該視察に関する費用の支出行為は各会派で行われているため、実施機関である議長は、請求書を取得、保存していないため。 ②詳細な行程表について、実施機関である議長が取得、保存していないため。	
122	8月24日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	榑富士不動産が提出した鳥居松町1丁目地区に係る下記書類 1、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出書 2、平成21.5.8付開発許可申請された図書のうち「造成計画断面図」「排水施設計画平面図」「造成計画平面図」	榑富士不動産が春日井市へ提出した鳥居松町1丁目地区に係る下記書類 1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出書 2 平成21年5月8日付けで開発許可申請された図書のうち「造成計画断面図」「排水施設計画平面図」「造成計画平面図」	8月28日	一部開示	1 法人の代表者の印影 2 解体工事請負業者の主任技術者氏名 3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の代理者氏名、住所及び電話番号 4	条例第7条第2号から第4号に該当	個人情報保護のため 法人の内部情報保護及び犯罪予防のため	
123	8月27日	請求	教育委員会 教育総務課	平成21年8月17日入札案件 件名 複写機の賃貸借 味美中学校 始め2校の賃貸借契約書の開示請求を致します	平成21年8月17日に行われた味美中学校始め2校の複写機賃貸借に関する入札で落札した業者との賃貸借契約書	9月25日	一部開示	法人印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。	期間延長
124	8月27日	請求	教育委員会 教育総務課	平成21年8月17日入札案件 件名 複写機の賃貸借 勝川小学校 始め5校の賃貸借契約書の開示請求を致します 時に入札に関わる 複写機に関する基本的とりきめ 書類も開示 請求致します	平成21年8月17日に行われた勝川小学校始め5校の複写機の賃貸借の入札で落札した業者との賃貸借契約書及び入札に関わる複写機に関する基本的とりきめ	9月25日	一部開示	法人印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。	期間延長
125	8月28日	申出	市民生活部 市民活動推進課	平成4年施行以降任意の開示申出対象年度までの春日井市区町内会助成金交付要綱第1号様式の書式(助成金交付申請書)	平成4年度から平成12年度までの春日井市区町内会助成金交付申請書(第1号様式)	9月11日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書特定するに足る事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
126	8月28日	請求	市民生活部 市民活動推進課	(1)本件(町内会コード12-4他3自治会による区町内会助成金水増し請求案件)に関する市民活動推進課への春日井市市議員等が行った陳情内容を記録した公文書 (2)21春市活第399号による市と自治会との面談記録要旨を記載した書面(相手方補助団体の主張の要旨) (3)町内会コード14-21のUR賃貸管理戸数(別紙)と21春市活第197号815世帯との差25を明らかにする書面もしくは上記を明らかにする説明文書(任意提供でも可) (4)任意的開示申出対象年度以降平成15年度までの春日井市区町内会助成金交付要綱第1号様式の書式(助成金交付申請書) (5)21春市活第398-3号にかかる決議書により確定させた助成金加入所帯数にかかる内部決済書等	本件(町内会コード12-4他3自治会による区町内会助成金水増し請求事案)に関する市民活動推進課への春日井市市議員等が行った陳情内容を記録した公文書	9月11日	不開示 (不存在)	—	不存在	本件に関して春日井市市議会議員等から陳情を受けたことがないため。	
					・藤山台公団住宅自治会面談記録 6月15日 ・藤山台公団住宅自治会面談記録 7月5日 ・藤山台公団住宅自治会面談記録 7月22日 ・岩成台団地自治会面談記録 7月24日 ・高森台団地自治会面談記録 7月25日 ・中央台団地自治会面談記録 7月29日	9月11日	全部開示				
					平成13年度から平成15年度までの春日井市区町内会助成金交付申請書(第1号様式)	9月11日	全部開示				
					21春市活第398-3号にかかる決議書により確定させた助成金加入所帯数にかかる内部決済書等	9月11日	不開示 (不存在)	—	不存在	上記の文書を作成していないため	
127	9月1日	請求	市民生活部 市民活動推進課	(1)春日井市歳出予算見積書(要求書)書式 (2)平成20年度市民活動推進課提出にかかる区町内会助成金の歳出予算見積書(要求書)及び見積の根拠を示す参考資料いっさい (3)上記(2)の助成金にかかる3月議会議事録部分	歳出予算見積書(要求書)(様式)	9月11日	全部開示				
					①平成20年度当初歳出予算見積書(要求書) ②平成20年度区・町内会助成予算(町内会助成金)について	9月11日	全部開示				
					平成20年度春日井市区町内会助成金にかかる3月議会議事録部分	9月11日	不開示 (不存在)	—	不存在	3月議会の議事録において当該案件の記載がないため。	
128	9月4日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	平成21年7月1日から平成21年8月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・給排水計画図。 ※変更許可も含む ※※参考資料参照 『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』	開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図(平成21年7月1日から平成21年8月31日までに許可が下りた物件分)	9月11日	一部開示	法人の代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報保護及び犯罪予防のため	
129	9月14日	請求	議会事務局 議事課	平成20年度海外行政調査について、日程、レポート、旅費の分る書類	平成20年度の海外行政調査報告書、日程表、収支報告書	9月28日	全部開示				
130	9月24日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	1 事業主富士不動産が施行した旧浄水場設備の解体撤去工事に係る都市計画法第29条の開発許可の決裁文書及び審議された書類並びに事業主に対する指導内容(口頭・文書)の書類(注)施行の時期は資材の再資源化等に関する法律の規定の届出書が平成20.4.10であり、この頃と考えられる。 2 解体撤去工事の施工前及び施工後の土地の現況図面	(1)事業主富士不動産が施行した旧浄水場設備の解体撤去工事に係る都市計画法第29条の開発許可の決裁文書及び審議された書類並びに事業主に対する指導内容(口頭・文書)の書類(注)施行の時期は資材の再資源化等に関する法律の規定の届出書が平成20年4月10日であり、この頃と考えられる。 (2)解体撤去工事施工後の土地現況図面	10月1日	不開示 (不存在)	—	不存在	(1)旧浄水場設備の解体撤去工事に、都市計画法第29条開発許可の審議、決裁及び指導を行っていないため文書を作成していません。 (2)解体撤去工事施工後の土地現況図を取得していません。	
					樹富士不動産が鳥居松町1丁目246番において都市計画法開発許可申請をした際の現況図(解体撤去工事施行前の土地の現況図)	10月1日	一部開示	設計者氏名・建築士登録番号・設計者印影	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため	
131	9月24日	請求	会計管理者 会計課	春日井市立 不二 神屋 上条 高座 北城小学校の5校 印刷機消耗品 デュプロDP-S550使用のマスター220版 インク1000mlの平成21年6月10日-9月24日迄の購入の請求書及び支払命令書	支出命令書及び請求書	10月7日	一部開示	法人の印影及び口座情報	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため	
132	9月25日	請求	青少年子ども部 子ども政策課	①牛山子どもの家と西山子どもの家について、指定申請した団体すべての「指定管理業務計画書」(収支計画書含む)。 ②上記子どもの家に選ばれた団体が、どのような理由、根拠で選ばれたか、明確にわかる書類(点数表と会議録)	①管理業務計画の案 ②春日井市子どもの家指定管理者選定会議議事要旨 ③採点表	10月1日	全部開示				
133	10月2日	請求	議会事務局 議事課	今回の議会(本会議場関係)放送設備の更新に係る資料の全て	見積依頼について(伺)[21春議第542号]、本会議場放送設備備上[21春議第418号]、本会議場放送設備備上に係る入札参加業者への通知及び入札に実施について(伺)[21春議第520号]	10月16日	全部開示				
					本会議場放送設備備上の設計金額及びリース料率について(伺)[21春議第470号]、本会議場放送設備備上に伴う比較表について(伺)[21春議第574号]、支出負担行為決議書[支出負担行為番号20271]	10月16日	一部開示	①法人印影 ②担当者印影	第7条第3号及び第4号	当該法人の内部管理情報で、公にすることにより、法人等の事業活動が損なわれる恐れがあるため。犯罪予防のため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考	
134	10月5日	請求	市民生活部 市民活動推進課	(1)開示にかかる「平成20年度区・町内会助成予算(町内会助成金)について」と題する文書中、目標加入率を70%と設定した根拠となる原資料いっさい (2)同上目標加入率の変更があった年度ごとの率変更の決済書、内部りん議書もしくはそれらに準ずる書類いっさい (3)「平成19年度区・町内会助成予算(町内会助成金)について」と題する財政課への提出文書	(1)開示にかかる「平成20年度区・町内会助成予算(町内会助成金)について」と題する文書中、目標加入率を70%と設定した根拠となる原資料いっさい (2)同上目標加入率の変更があった年度ごとの率変更の決済書、内部りん議書もしくはそれらに準ずる書類いっさい (3)「平成19年度区・町内会助成予算(町内会助成金)について」と題する財政課への提出文書	10月19日	不開示 (不存在)	—	不存在	開示請求にかかる文書を作成していないため。		
135	10月5日	申出	市民生活部 市民活動推進課	町内会助成金の目標加入率の変更があった年度ごとの率変更の決済書、内部りん議書もしくはそれらに準ずる書類(公文書任意的開示対象年度)	町内会助成金の目標加入率の変更があった年度ごとの率変更の決済書、内部りん議書もしくはそれらに準ずる書類(公文書任意的開示対象年度)	10月19日	不開示 (不存在)	—	不存在	開示請求にかかる文書を作成していないため。		
136	10月5日	請求	市民生活部 市民活動推進課	(1)区・町内会調査書書式(開示請求対象各年度分)書式に各年度変更がない場合のみ書式右肩に対象年度をかつこ書きで付記されたい。 (2)開示に係る「平成20年度区・町内会助成予算(町内会助成金)について」と題する文書中平成19年度総所帯数を割り出した原資料(行政区別)＜補助金の対象となる所帯数につき補助団体の申告にすぎないしおりによったか市民課の住民登録数の客観公正資料によったかを明らか(したい)＞ (3)平成21年度8月3日開催にかかる藤山台町内会・自治会主催盆踊りにもなる市助成金交付申請書・予算計画書・収支明細書(決算書)もしくはそれらに準ずる書類いっさい	平成13年度から平成15年度までの区・町内会・自治会調査書の書式	10月19日	不開示 (不存在)	—	不存在	平成13年度から平成15年度までの区・町内会・自治会調査書は文書保存期間(5年)を経過しており、廃棄されているため。		
				(1)・平成16年度区・町内会・自治会調査書書式 ・平成17年度 ・平成18年度 ・平成19年度 ・平成20年度 ・平成21年度 (2)町・丁目別人口平成19年4月1日現在(外国人を含む)		10月19日	全部開示					
				・コミュニティ益踊り実施事業費補助金交付申請書 ・事業計画書 ・事業費収支予算書 ・事業費収支決算書		10月19日	一部開示	申請者の住所、印影(個人の印影であるが団体の申請書類に使用している印であるため)	条例第7条第1項第2号及び第3号及び第4号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができるものが記録されているため及び団体に関する情報であって、団体の利益を害する恐れがあるため及び犯罪予防のため。		
137	10月5日	申出	市民生活部 市民活動推進課	(1)平成 年度区・町内会・自治会調査書書式(任意的開示申出対象各年度分)書式に各年度変更がない場合のみ書式右肩に「(平成 年度—平成 年度と表記されたい) (2)調査書の書式を定めた際の決済書、内部りん議書もしくはそれらに準ずる書類いっさい	(1)平成 年度区・町内会・自治会調査書書式(任意的開示申出対象各年度分) (2)調査書の書式を定めた際の決済書、内部りん議書もしくはそれらに準ずる書類いっさい	10月19日	不開示 (不存在)	—	不存在	(1)文書保存期間(5年)が経過し、既に廃棄されており開示請求に係る書式が不明であるため。 (2)開示請求に係る書類が存在しないため。		
138	10月6日	請求	市民生活部 市民活動推進課	(1)春日井市区町内会助成金交付要綱中、第5条(3)につき例示した書類及び内容を特定した法令いっさい (2)平成21年度区・町内会・自治会のしおり記載のコード12-4、13-9、14-8、14-21を除く全補助団体の同年度提出の調査書、同上助成金交付申請書各通 ※いずれも提出者名、個人を特定する氏名印影、取引金融機関名を除く。但し交付申請書に添付を義務づけた決算書の右肩に町内会コードを付記されたい。行政裁量の公共性原理を判断したいため。(事務量が多いため開示期間の延長決定に異議ありません。)	春日井市区町内会助成金交付要綱中、第5条(3)につき例示した書類及び内容を特定した法令いっさい	10月19日	不開示 (不存在)	—	不存在	・開示請求にかかる書類が存在しないため。 ・内容を特定した法令がないため。		
				・平成21年度区・町内会・自治会調査書 ・平成21年度区町内会助成金交付申請書 ・平成20年度収支決算書等 ※いずれも町内会コード12-4、13-9、14-8、14-21を除く		11月19日	全部開示				期間延長	
139	10月6日	申出	市民生活部 市民活動推進課	春日井市区町内会助成金交付要綱(改定は平4の施行、平6、平8の3次にわたっておりいずれも任意的開示対象年度)	春日井市区町内会助成金交付要綱 (平成4年4月1日、平成6年4月1日、平成8年4月1日施行分)	10月19日	全部開示					

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
140	10月14日	請求	総務部 人事課	平成20年度に発生した懲戒処分事案に関する文書(懲戒審査委員会に提出された資料を含む)	春日井市職員懲戒審査委員会の委員の任命について(伺)(20春人第414号) 春日井市職員懲戒審査委員会の委員の任命について(伺)(20春人第1964号)	10月28日	全部開示				
					職員懲戒審査の下令について(伺)(20春人第409号) 春日井市職員懲戒審査委員会の招集について(伺)(20春人第429号) 議事要旨の作成について(伺)(20春人第487号) 春日井市職員懲戒審査委員会の結果及び懲戒処分について(伺)(20春人第488号) ●●の懲戒処分に係る所属長に対する処分について(伺)(20春人第499号) 公訴を提起され略式命令を受けたものについて(報告)(20春人第1699号) 略式確定記録の閲覧及び謄写の許可願について(伺)(春人第1853号) 供述調書の閲覧結果について(報告)(春人第1972号) 職員懲戒審査の下令について(伺)(春人第1961号) 春日井市職員懲戒審査委員会の招集について(伺)(20春人第2006号) 議事要旨の作成について(伺)(20春人第2107号) 春日井市職員懲戒審査委員会の結果及び懲戒処分について(伺)(20春人第2108号)	10月28日	一部開示	当該職員の氏名、生年月日、年齢、級及び号給、過去に配属された所属名、職名、印影、第三者の氏名、生年月日、性別、世帯主、続柄、住所、住所を定めた日、職務に関係しない職員の個人情報	条例第7条第2号に該当	職務に関係しない職員の個人情報であるため及び個人に関する情報であるため 個人に関する情報であるため	
141	10月16日	請求	教育委員会 学校教育課	春日井市教育委員会特定事業主行動計画に関する起案書等を含むすべての文書(どのように処理、作成されたかわかること)	・特定事業主行動計画関係省庁等研究会報告及び参考資料 ・16尾行第998号 特定事業主行動計画の策定状況について(照会) ・17尾行代782号 特定事業主行動計画の策定について(通知) ・平成18年2月22日起案 春日井市特定事業主行動計画(教育委員会)の策定について(伺) ・春日井市春日井市特定事業主行動計画 平成17年3月 春日井市長、春日井市議会議事長 ・資料 次世代育成支援対策推進法の概要 ・平成18年4月6日起案 定例教育委員会の議題提出について(伺)	11月26日	全部開示				期間延長
142	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1953年～1972年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1953年～1972年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
143	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1973年～1992年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1973年～1992年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
144	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1993年～2000年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1965年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1993年～2000年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1965年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
145	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1996年～1985年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1996年～1985年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
146	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1986年～2000年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1958年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1986年～2000年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1958年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
147	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1959年～1978年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1959年～1978年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
148	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1979年～1998年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1979年～1998年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
149	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1999年～2000年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1971年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1999年～2000年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1971年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
150	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1972年～1990年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1972年～1990年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
151	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1991年～2000年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1963年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1991年～2000年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1963年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
152	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1964年～1983年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1964年～1983年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
153	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1984年～2000年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1956年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1984年～2000年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1956年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
154	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1957年～1976年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1957年～1976年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
155	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1977年～1996年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1977年～1996年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
156	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1997年～2000年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1969年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1997年～2000年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1969年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
157	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1970年～1989年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1970年～1989年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
158	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1990年～2000年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1961年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1990年～2000年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1961年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
159	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1962年～1981年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1962年～1981年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
160	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1982年～2000年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1982年～2000年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
161	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1955年～1975年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1955年～1975年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
162	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1976年～1995年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1976年～1995年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
163	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1996年～2000年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1968年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1996年～2000年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1968年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
164	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1969年～1988年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1969年～1988年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
165	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1989年～2001年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1960年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1989年～2001年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年～1960年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
166	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1961年～1980年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1961年～1980年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
167	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1981年～2000年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1981年～2000年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
168	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	2001年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年3月～1972年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	2001年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1954年3月～1972年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
169	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1973年～1992年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1973年～1992年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
170	10月16日	申出	教育委員会 教育総務課	1993年～2001年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1993年～2001年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外とする	期間延長
171	10月19日	請求	議事事務局 議事課	平成16年度からの「海外行政調査」の参加者氏名、日付、視察地、 支払金額(公費・政務調査費)の一覧。 視察項目	海外行政調査の概要及び収支報告書 (平成16年度～平成20年度)	11月2日	全部開示				
172	10月19日	請求	勝川地区総合整備室 管理指導課	ホテルプラザ勝川(株)の株主総会議事録(平成17～21)(平成16年度 ～20年度)	株式会社ホテルプラザ勝川株主総会議事録の写し (平成16年度～平成20年度)	10月30日	不開示 (不存在)	—	不存在	勝川開発株式会社の100%子会社である株式会社ホテルプラザ勝川の株 主総会議事録の写しについては、市が保有していないため。	
173	10月19日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	平成21年7月1日から平成21年9月30日までに確認のおりた「建築計 画概要書」の2面、3面すべて。 (可能であれば電磁的記録の交付を希望)	建築計画概要書の2面及び3面(平成21年7月1日から9月30日ま でに確認がおりた分)	11月27日	全部開示				期間延長
174	10月27日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	平成19年度当社申請の事前協議書一式	春日井市開発許可行為等に関する指導要綱に基づく事前協議 書(19春建第3-27号)	11月5日	一部開示	会社印、設計者氏名、登録番号、携帯電話番号	条例第7条第2 号、第3号及び 第4号に該当	設計者氏名・登録番号・携帯電話番号は、個人情報に関する情報であっ て、特定の個人が識別することができるため。 会社印は、事業者の内部情報であり、公にすることにより、当該事業者の 権利利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
175	10月28日	請求	総務部 人事課	平成20年度の法令に違反した減給者1人に関する文書	公訴を提起され、略式命令を受けた者について(報告)(20春人第1699号) 略式確定記録の閲覧及び謄写の許可願について(伺)(20春人第1853号) 供述調書の閲覧結果について(報告)(20春人第1972号) 職員懲戒審査の下令について(伺)(20春人第1961号) 春日井市職員懲戒審査委員会の招集について(伺)(20春人第2006号) 議事要旨の作成について(伺)(20春人第2107号) 春日井市職員懲戒審査委員会の結果及び懲戒処分について(伺)(20春人第2108号)	10月29日	一部開示	該当職員の氏名、生年月日、年齢、級及び号給、過去に配属された所属名、職名、印影、第三者の氏名、職務に関係しない職員の個人情報	条例第7条第2号に該当	職務に関係しない職員の個人情報であるため及び個人に関する情報であるため	
176	10月29日	請求	総務部 総務課	本庁舎の床の清掃メンテナンスに関する業務委託契約書の写し(添付書類含む。)	市庁舎清掃業務委託に関する委託契約書	11月6日	一部開示	法人及び法人の代表者の印影	条例第7条第3号及び4号に該当	法人の内部管理情報であり、法人の正当な権利利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため	
177	10月30日	申出	上下水道部 水道工務課	「上水道第7期拡張事業町屋送水場施設更新実施設計業務委託」の設計成果品一式。(平成19年12月18日入札、落札者:日水コン)	「上水道第7期拡張事業町屋送水場施設更新実施設計業務委託」の設計成果品一式	11月10日	不開示	—	条例第7条第7号該当	今後予定している事業に関する情報であって、入札公告を待つことなく、確定した内容ではない実施設計図等が出ることによって、公平、公正な入札の実施に支障を及ぼすおそれがあるため。	
178	11月4日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	平成21年9月1日から平成21年10月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・給排水計画図。 ※変更許可も含む ※※参考資料参照 『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば電磁記録の交付を希望。』	開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図(平成21年9月1日から平成21年10月31日までに許可が下りた物件分)	11月16日	一部開示	法人の代表者の印影	条例第7条第3号及び4号に該当	法人の内部情報保護及び犯罪予防のため	
179	11月10日	請求	教育委員会 学校教育課	2009.4.1～2009.10.31の春日井市学校教職員労働安全衛生管理規程に関連する全文書。ただし同管理規程第12条～17条に関連する部分の文書を除く。	・21春教学第216号 起案文書 産業界の委託について(伺) ・春医発10号 推薦書 産業界の推薦について(回答) ・衛生管理者選任報告について(報告)	12月24日	一部開示	個人の生年月日、本籍地、免許取得年月日、免許番号、旧姓	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	期間延長
					・春教学第38号 起案文書 春日井市学校教職員労働安全衛生管理規程に基づく衛生管理者及び衛生推進者の推薦依頼について(伺) ・21春教学第101号 起案文書 産業界の推薦について(伺) ・春教学第138号 起案文書 春日井市学校教職員労働安全衛生管理規程に基づく学校衛生委員会の推薦について(伺) ・21春教学第236号 起案文書 春日井市学校教職員労働安全衛生管理規程に基づく衛生管理者及び衛生推進者の選任及び通知について(伺)	12月24日	全部開示			期間延長	
					・21春教学第303号 起案文書 平成21年度産業界について(伺) ・21春教学第304号 起案文書 春日井市学校教職員労働安全衛生管理規程に基づく学校衛生委員会委員の指名について(伺) ・柏原中学校 平成21年度第1回学校衛生委員会関係文書 ・柏原中学校 平成21年度第2回学校衛生委員会関係文書 ・春日井小学校 平成21年度第1回学校衛生委員会関係文書						
180	11月18日	請求	教育委員会 教育総務課	春日井市教育委員会 春日井市立 小 中学校の全自動印刷機導入状況最新の一覧表の開示請求を致します	春日井市教育委員会 春日井市立小中学校平成21年度設置状況調査表【印刷機】	12月22日	全部開示				
181	11月26日	請求	教育委員会 教育総務課	春日井市立高森台中学校の2009.9.1～10.31の機械警備記録。	春日井市立高森台中学校の2009.9.1～10.31の機械警備記録	1月12日	不開示 (不存在)	—	不存在	機械警備記録は、警備業務の委託を受けた警備会社が警備を遂行する上での必要な情報の一つとして作成し、管理しているものであり、市は当該記録を取得していない。 また、市は当該記録の利用、提供、廃棄等について決定する権限を有しておらず、市が組織的に管理し保有していないため。	期間延長
182	12月1日	請求	会計管理者 会計課	春日井市立 押沢台 不二 上条 出川 大手 高座 勝川 鳥居松8小学校のデュプロ印刷機DP-S550用消耗品マスター インクの平成21年3月1日から21年11月30日迄の(9ヶ月間)の汎用品 純正品 全ての請求書及び市払い命令書の開示請求を致します。	支出命令書及び請求書	12月15日	一部開示	法人の印影及び口座情報	条例第7条第3号及び第4号該当	法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため	



整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
183	12月2日	請求	教育委員会 学校教育課	2007～2009年度に実施された全国学力調査結果を受けて、春日市井市教育委員会及び春日市立小中学校がいかなる施策を講じたのか、あるいは今後講じようとしているのか分かる文書。	(1)2007年度に実施された全国学力調査結果を受けて、春日市立小中学校がいかなる施策を講じたのか、あるいは今後講じようとしているのか分かる文書。 (2)2009年度に実施された全国学力調査結果を受けて、春日市井市教育委員会及び春日市立小中学校がいかなる施策を講じたのか、あるいは今後講じようとしているのか分かる文書。	1月15日	不開示 (不存在)	—	不存在	(1)平成19年度に実施した全国学力・学習状況調査結果を受けて、春日市立小中学校が傾向や今後の取り組みなどをとりまとめた文書を公文書開示請求日において作成していないため。 (2)平成21年度に実施した全国学力・学習状況調査結果を受けて、春日市井市教育委員会及び春日市立小中学校が傾向や今後の取り組みなどをとりまとめた文書を公文書開示請求日において作成していないため。	期間延長
					・平成19年「全国学力・学習状況調査」における春日市市全体の結果について ・平成20年度の取り組み「朗読書」について ・平成20年度「全国学力・学習状況調査」における春日市市全体の結果について	1月15日	全部開示				期間延長
184	12月2日	申出	教育委員会 教育総務課	春日市井市教育委員会会議録(1995年4月1日～2000年3月31日)	春日市井市教育委員会会議録(1995年4月1日～2000年3月31日)	12月16日	不開示	—	—	春日市井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	
185	12月3日	請求	財政部 財政課	(1)普通地方交付税算定台帳書式 (2)同台帳(平成20年度分)	平成20年度 市町村分地方交付税算定台帳 平成20年度 市町村分地方交付税算定台帳【再算定】	12月16日	全部開示				
				(3)新聞報道された地方自治体から都市再生機構に支出されている財政事実ありとすれば過去5年間の提出各年度額とその法令上の根拠を示す公文書いっさい	新聞報道された地方自治体から都市再生機構に支出されている財政事実ありとすれば過去の提出各年度額とその法令上の根拠を示す公文書いっさい	12月16日	不開示 (不存在)	—	不存在	決算書及び決算資料(平成13年度～平成20年度)を確認したが、都市再生機構(旧日本住宅公団を含む)に対する出資金及び補助金の支出はなかったため。	
186	12月3日	請求	選挙管理委員会 (総務部総務課)	春日市井市選挙管理委員会が数次に入場券があて所に尋ねあたらずとして返送された事実を住民登録台帳所管課に通知した直近の公文書いっさい(但し選挙人の個人情報を除く)住所は行政区まで	春日市井市選挙管理委員会が数次に入場券があて所に尋ねあたらずとして返送された事実を住民登録台帳所管課に通知した直近の公文書いっさい(但し選挙人の個人情報を除く)住所は行政区まで	12月16日	不開示 (不存在)	—	不存在	上記の事由で住民登録台帳所管課へ通知をしたことがないため。	
187	12月4日	請求	教育委員会 学校教育課	1.7月10日市町村人事担当者会への参加者及び当日の復命書 2.春日市井市の教員の勤務時間(始業/終業時刻)の記録方法と丸田小学校における勤務時間記録簿。 3.10月23日、春日市井市教労への回答及び上司への報告文書	・復命書(平成21年7月16日付)(平成21年7月10日開催 平成21年度市町村教育委員会人事担当者会) ・平成21年度春教労(平成21年10月23日付け)春日市井市教労への回答文書	1月12日	全部開示				期間延長
					(1)春日市井市の教員の勤務時間(始業・終業時刻)の記録方法 (2)丸田小学校における勤務時間記録簿 (3)10月23日、春日市井市教労への回答に係る上司への報告文書	1月12日	不開示 (不存在)	—	不存在	上記(1)の記録を定めていないため。 上記(2)及び(3)の文書を作成していないため。	期間延長
188	12月4日	請求	教育委員会 学校教育課	1.学校別の父子家庭数、母子家庭数、生活保護家庭数、要保護家庭数、準要保護家庭数、PTA数の一覧表(2005～2009年度) 2.学校別の集金未納家庭数(2009年度1学期末)	(1)学校別の父子家庭数、母子家庭数、生活保護家庭数、PTA数の一覧表(2005～2009年度) (2)学校別の集金未納家庭数(2009年度1学期末)	1月12日	不開示 (不存在)	—	不存在	上記(1)及び(2)の文書を作成していないため。	期間延長
					・平成21年度児童生徒集計表(要保護家庭児童数、準要保護家庭児童数)	1月12日	全部開示				期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
189	12月4日	請求	教育委員会 学校教育課	1. 2003～2009年度までの春日井市教員の労働安全衛生法に関する会議及び議事録 労働安全衛生法に関する県教委からの通知、通達、資料など 3.	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度学校事業所安全衛生委員会要項・会議録(平成15年5月30日、8月28日、10月31日、12月12日、平成16年3月16日開催分)</li> <li>平成16年度学校事業所安全衛生委員会要項・会議録(平成16年5月28日、6月30日、10月29日、11月17日、平成17年3月23日開催分)</li> <li>平成20年度 第1回～第6回西部中学校衛生委員会会議録</li> <li>21春教第38号起案文書 春日井市学校教職員労働安全衛生管理規程に基づく衛生管理者及び衛生推進者の推薦依頼について(同)</li> <li>21春教第101号起案文書 産業医の推薦について(同)</li> <li>21春教第138号起案文書 春日井市学校教職員労働安全衛生管理規程に基づく学校衛生委員会委員の推薦について(同)</li> <li>21春教第236号起案文書 春日井市学校教職員労働安全衛生管理規程に基づく衛生管理者及び衛生推進者の選任及び通知について(同)</li> <li>21春教第303号起案文書 平成21年度産業医について(同)</li> <li>21春教第304号起案文書 春日井市学校教職員労働安全衛生管理規程に基づく学校衛生委員会委員の指名について(同)</li> <li>平成21年度 第1回 西部中学校衛生委員会</li> <li>西部中学校衛生委員会運営要領</li> </ul> <p>添付資料「春日井市学校教職員労働安全衛生管理規程 平成17年4月28日 教委訓令第1号」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度 第1回 西部中学校衛生委員会会議録</li> <li>中部中学校衛生委員会運営要領</li> <li>春日井小学校衛生委員会運営要領</li> <li>柏原中学校衛生委員会運営要領</li> <li>柏原中学校 平成21年度第1回学校衛生委員会関係文書</li> <li>柏原中学校 平成21年度第2回学校衛生委員会関係文書</li> <li>春日井小学校 平成21年度第1回学校衛生委員会関係文書</li> <li>21教指第19号 平成21年4月24日 公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備促進について(通知)</li> </ul>	1月12日	全部開示				期間延長
					<ul style="list-style-type: none"> <li>21春教学第216号 起案文書 産業医の委託について(同)</li> <li>21春医第10号 推薦書 産業医の推薦について(回答)</li> <li>衛生管理者選任報告について(報告)</li> </ul>	1月12日	一部開示	個人の生年月日、本籍地、免許取得年月日、免許番号、旧姓	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	期間延長
190	12月4日	請求	総務部 人事課	2. 2003～2009年度までの春日井市職員の労働安全衛生法に関する会議及び議事録	<p>中央安全衛生委員会</p> <p>平成16年度 総括安全委員会議事録 第1回～第3回 平成17年度～平成21年度 中央安全衛生委員会に関する会議議事記録 第1回～第2回</p> <p>本庁</p> <p>平成16年度 一般事業場安全衛生委員会議事録 第1回～第11回 平成17年度 本庁事業場安全衛生委員会に関する会議議事記録 第1回～第10回 平成18年度～平成20年度 本庁事業場安全衛生委員会に関する会議議事記録 第1回～第11回 平成21年度 本庁事業場安全衛生委員会に関する会議議事記録 第1回～第7回</p> <p>清掃事業所</p> <p>平成16年度～平成20年度 安全衛生委員会議事録 第1回～第12回 平成21年度 安全衛生委員会議事録 第1回～第8回</p> <p>クリーンセンター</p> <p>平成16年度～平成18年度 安全衛生委員会議事録 第1回～第12回 平成19年度 安全衛生委員会議事録 第1回～第11回</p> <p>平成20年度 安全衛生委員会議事録 第3回～第12回 平成21年度 安全衛生委員会議事録 第1回～第8回</p> <p>消防</p> <p>平成17年度 消防事業場安全衛生委員会議事要旨 第1回～第3回 平成18年度 消防事業場安全衛生委員会議事要旨 第1回～第4回 平成19年度～平成20年度 消防事業場安全衛生委員会議事録 第1回～第11回 平成21年度 消防事業場安全衛生委員会議事録 第1回～第8回</p> <p>市民病院</p> <p>平成16年度 安全衛生委員会議事録 第1回～第6回 平成17年度～平成20年度 安全衛生委員会議事録 第1回～第5回 平成21年度 安全衛生委員会議事録 第1回～第4回</p>	12月18日	一部開示	公務中事故にあった職員の氏名	条例第7条第2号該当	公務中事故にあった職員の氏名を開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
191	12月7日	請求	教育委員会 教育総務課	春日井市立高座台小学校に関する2008.4.1～2009.11.25の以下文書 機械警備記録 ①	春日井市立高座小学校に関する2008.4.1～2009.11.25の機械警備記録	1月20日	不開示 (不存在)	—	不存在	機械警備記録は、警備業務の委託を受けた警備会社が警備を遂行する上での必要な情報の一つとして作成し、管理しているものであり、市は当該記録を取得していない。 また、市は当該記録の利用、提供、廃棄等について決定する権限を有しておらず、市が組織的に管理し保有していないため。	期間延長
192	12月7日	請求	教育委員会 学校教育課	春日井市立高座台小学校に関する2008.4.1～2009.11.25の以下文書 ② 教員の研修承認申請書・研究結果報告書 ③法に基づく各教職員の勤務時間の始業・終業時刻を記録した文書 ④各教職員の超勤記録等、労働安全衛生法に定める「長時間労働者に対する面接指導制度」に関する全文書 ⑤09.11.25の「研究発表」へ向けて現職教育・諸会議等が、いつ、どのような日程で行われたか、また、その概要が分かる文書。(内容の詳細は不要) (例 2009.6.2(火)15:00～16:00 2年生担任 中間報告 助言者 〇〇〇〇)	春日井市立高座小学校に関する平成20年4月1日～平成21年11月25日までの以下文書 ① ②教員の研修承認申請書・研修結果報告書 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	1月20日	一部開示	②個人の電話番号 ⑥職員番号、前年度からの繰越日数、本年度の新規付与日数、本年度の総日数、使用日数、未使用日数、届出月日、期間、累計、届出申請月日、理由、累計(療養・特別休暇の区別)	条例第7条第2号に該当	個人の電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 職員番号については、当該職員の私生活における個人の情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 前年度からの繰越日数、本年度の新規付与日数、本年度の総日数、使用日数、未使用日数、届出月日、期間、累計、届出申請月日、理由、累計(療養・特	期間延長
				⑥年休・家族休(夏季)取得に関する文書 ⑦各月の行事予定表(職員会議で確認された行事予定表) ⑧校長が教職員に付与したいいわゆる「健康回復」の時間(付与月日及び時間)が分かる文書 ⑨校長・教頭が、教職員に対し「春日井市教育委員会特定事業主行動計画」を印刷・配布し説明を行った事実が分かる文書(印刷された「特定事業主行動計画」は不要) ⑩研究発表のために支出した公費の額とその内訳	春日井市立高座小学校に関する平成20年4月1日～平成21年11月25日までの以下の文書 ③ (2)週の詳細及び日課表 ⑤ 平成20年度全1回～19回現職教育全大会、平成21年度第1回～第17回現職教育全大会 ⑦ 平成20年度・平成21年度行事予定表 ⑩ 平成20年度・平成21年度道徳教育実践研究事業経費処理状況	1月20日	全部開示			期間延長	
				④各教職員の超勤記録等、労働安全衛生法に定める「長時間労働者に対する面接指導制度」に関する全文書 ⑤ 校長が教職員に付与したいいわゆる「健康回復」の時間の時間(付与月日及び時間)が分かる文書 ⑥ 校長・教頭が、教職員に対し「春日井市教育委員会特定事業主行動計画」を印刷・配布し説明を行った事実が分かる文書(印刷された「特定事業主計画」は不要)	春日井市立高座小学校に関する2008.4.1～2009.11.25の以下の文書 ④ 各教職員の超勤記録等、労働安全衛生法に定める「長時間労働者に対する面接指導制度」に関する全文書 ⑤ 校長が教職員に付与したいいわゆる「健康回復」の時間の時間(付与月日及び時間)が分かる文書 ⑥ 校長・教頭が、教職員に対し「春日井市教育委員会特定事業主行動計画」を印刷・配布し説明を行った事実が分かる文書(印刷された「特定事業主計画」は不要)	1月20日	不開示 (不存在)	—	不存在	上記④、⑤、⑥の文書を作成していないため	期間延長
193	12月7日	請求	市民生活部 市民活動推進課	(1)平成21年度区町内会調査書配付以降の改定調査書の解釈につき対象補助団体から改定調査書の内容につき照会のあった電話授受発信記録及び面談記録(総会以後自治会報で加入所帯定義を改定しているため) (2)上記調査書の解釈につき照会のあった市議会議員等からの面談記録申入れ (3)市民からの申告により集合賃貸団地の加入所帯数につき平成21年度は空室を除いたものの自治会非加入所帯数も含めて補助決定した際の面談結果を踏まえての内部決済書及びそれらに準じる公文書	(1)平成21年度区町内会調査書配付以降の改定調査書の解釈につき対象団体から改定調査書の内容につき照会のあった電話授受発信記録及び面談記録(総会以後自治会報で加入所帯定義を改定しているため) (2)上記調査書の解釈につき照会のあった市議会議員等からの面談記録申入れ (3)市民からの申告により集合賃貸団地の加入所帯数につき平成21年度は空室を除いたものの自治会非加入所帯数も含めて補助決定した際の面談結果を踏まえての内部決済書及びそれらに準じる公文書	12月21日	不開示 (不存在)	—	不存在	(1)改定調査書の内容について照会がなく、文書を作成していないため。 (2)市議会議員等からの照会がなく、文書を作成していないため。 (3)申請された加入所帯数に自治会非加入所帯は含まれていないものとして交付決定をしております	
194	12月7日	請求	財政部 財政課	(1)平成14年度以降の各年度特別会計及び特別会計からの借入れ額 (2)平成14年度以降の各年度財政調整金額	長期借入金承諾書(春日井市水道事業) 資金貸借に係る確認書( " ) 資金貸借に係る変更確認書( " ) 借入金承諾書(春日井市民病院事業) 資金貸借に係る確認書( " ) 資金貸借に係る変更確認書( " ) 資金積立金の推移(平成20年度 決算資料抜粋)	12月16日	全部開示				
195	12月7日	請求	市民生活部 市民活動推進課	(3)平成21年度に改定した区町内会調査書第4項を加えた「加入所帯数=会則で定められたものとする」との経緯につき市民活動推進課内検討文書もしくは同4項につき決議した公文書もしくはこれらに準じる公文書(「補助団体の不正請求に免罪符をあたえられたものと解されるため裁量を含め客観的担保率確保」)	平成21年度区・町内会・自治会調査について(同)	12月21日	全部開示				
196	12月8日	請求	青少年子ども部 子ども政策課	①神屋子どもの家、篠原子ども家について、指定申請した団体すべての「指定管理業務計画書(収支計画書含む。) ②上記子どもの家に選ばれた団体がどのような理由、根拠で選ばれたか、明確にわかる文書(点数表と会議録)	①春日井市子どもの家管理業務計画書 ②春日井市子どもの家指定管理者選定会議事要旨 ③審査表	12月17日	全部開示				
197	12月8日	請求	市民生活部 市民活動推進課	(1)行政裁量による補助金等の支出(執行)の条件、上限額等を定めた決議文書もしくはそれらに準じる公文書(「自治会」)	区・町内会・自治会に対する助成金に対して、行政裁量による補助金等の支出(執行)の条件、上限額等を定めた決算文書もしくはそれらに準じる公文書(「自治会」)	12月21日	不開示 (不存在)	—	不存在	助成金は裁量によらず、春日井市市区町内会助成金交付要綱に基づき支出しているため。	
198	12月8日	請求	市民生活部 市民課	(2)住民登録基本台帳上の職権削除の基準を定めた内部取扱文書もしくはそれらに準じる文書及び取扱基準の総務省(自治省)告示通達	住民基本台帳実態調査実施要領	12月17日	全部開示				
199	12月25日	申出	教育委員会 教育総務課	春日井市教育委員会会議録(1970年4月1日～1975年3月31日)	春日井市教育委員会会議録(1970年4月1日～1975年3月31日)	1月25日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
200	1月7日	請求	教育委員会 教育総務課	春日井市立小学校に設置してあるデジタル印刷機(デュプロDP-S550)用消耗品(マスター・インク)についてディエスジャパンから購入した時に徴した見積書(最新の物1件)	春日井市立小中学校に設置してあるデジタル印刷機(デュプロDP-S550)用消耗品(マスター・インク)について、ディエスジャパン中部店から各小中学校が購入したときに徴した見積書で、教育総務課が平成22年1月7日現在支出負担行為決議書の添付書類として保有しているもののうち最新のものの	1月21日	一部開示	法人印影	条例第7条第3号及び第4号該当	法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。	
201	1月8日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	平成21年11月1日から平成21年12月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・住宅分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・給排水計画図。*変更許可も含む**参考資料参照『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば電磁記録の交付を希望。』	開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図(平成21年11月1日から平成21年12月31日までに許可がおりた物件分)	1月15日	全部開示				
202	1月12日	請求	教育委員会 教育総務課	件名 会議用折たたみ机等 入札執行日平成21年12月8日 場所 春日井市立小学校 上記入札仕様書及び買売契約書の開示請求を致します	・物品購入契約書(平成21年12月8日入札執行、会議用折たたみ机等) ・会議用折たたみ机等仕様書(入札仕様書)	2月25日	一部開示	法人及び法人代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号該当	法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。	期間延長
203	1月12日	請求	教育委員会 教育総務課	件名 事務用機器 入札執行日平成21年12月1日 場所 春日井市立小中学校 上記入札仕様書及び買売契約書の開示請求を致します	・物品購入契約書(平成21年12月1日執行、事務用機器) ・事務用機器仕様書(入札仕様書)	2月25日	一部開示	法人及び法人代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号該当	法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。	期間延長
204	1月13日	申出	上下水道部 下水道建設課	平成21年度公共下水道南部処理区東野地区(第1工区)管渠築造工事の金入り設計書及び安全費・土留工賃料計算書(第1号明細書から第119号明細書を除く)	平成21年度公共下水道南部処理区東野地区(第1工区)管渠築造工事の金入り設計書及び安全費・土留工賃料計算書(第1号明細書から第119号明細書を除く)	1月27日	全部開示				
205	1月19日	請求	教育委員会 教育総務課	1. 2009年度の小中学校の整備を行う警備会社との契約書等契約内容を示す文書。 3. 2007年度～2009年度の情報機器検討委員会に関するすべての文書。 4. 2006年度、2007年度の各小中学校の図書購入費(決算額)。	・委託契約書(平成21年度小学校整備委託) ・委託契約書(平成21年度中学校整備委託)	3月2日	一部開示	1 法人及び法人代表者の印影 2 機械警備業務委託仕様書のうち、(1) 2警備の対象、3警備の場所、4警備の方式及び5待機所の内容 (2) 6その他のうち	条例第7条第3号及び第4号該当	法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。 公にすることにより、学校施設の警備に支障を及ぼすおそれがあり、学校の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、学校の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため	期間延長
					・平成19年度第2回学校情報機器検討委員会の開催について(19春教総第150号) ・平成20年度第1回学校情報機器検討委員会の開催について(20春教総第36号) ・平成20年度第2回学校情報機器検討委員会の開催について(20春教総第268号) ・平成21年度第1回学校情報機器検討委員会の開催について(21春教総第22号) ・平成21年度第2回学校情報機器検討委員会の開催について(21春教総第278号) ・平成18年度決算明細書(歳出) ・平成19年度決算明細書(歳出)	3月2日	全部開示			期間延長	
206	1月19日	請求	教育委員会 図書館	2. 2009年度の春日井市立図書館の新刊書誌情報収集業務委託に関する契約書。	委託契約書(平成21年度新刊書誌情報収集業務委託)	3月2日	一部開示	法人及び法人代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号該当	法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため	期間延長
207	1月20日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	平成21年10月1日から平成21年12月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面、3面すべて。(可能であれば電磁記録の交付を希望)	建築計画概要書の2面及び3面(平成21年10月1日から12月31日までに確認がおりた分)	2月12日	全部開示				期間延長
208	2月1日	請求	会計管理者 会計課	春日井市立小学校 押沢台 不二 上条3校に設置のデジタル印刷機(デュプロDP-S550)用のマスター・インク及び(リソグラフRE-332)用マスターインクの購入の平成21年4月～22年1月31日迄の10ヶ月間に購入発生分の支払命令書 納品 受領の執行日の日時が明確に分かる書類の開示請求を致します	支出命令書及び請求書	2月12日	一部開示	法人の印影及び口座情報	条例第7条第3号及び第4号該当	法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため	
209	2月1日	請求	教育委員会 教育総務課	春日井市立白山小学校始め19小学校に設置してあるデジタル印刷機(デュプロDP-S550)用の消耗品(マスター・インク)についてディエスジャパンから購入した時に徴した見積書(最新の物1件)を開示請求を致します	春日井市立白山小学校始め19小学校に設置してあるデジタル印刷機(デュプロDP-S 550)用消耗品(マスター・インク)について、ディエスジャパンから各小中学校が購入した時に徴した見積書(教育総務課が、平成22年2月1日現在、支出負担行為決議書の添付書類として保有しているもののうち最新のものの)	2月25日	一部開示	法人及び法人代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号該当	法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。	期間延長
210	2月1日	請求	まちづくり推進部 都市政策課	平成21年7月1日から平成21年12月31日までに付定のあった春日井市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分は必要ありません。)下記見本参照(※1)と該当の住居表示台帳又は位置図(※1との繋がりが分かるよう付定日・印等明記願います。)	建物異動届出書(平成21年7月1日～平成21年12月31日)	2月15日	一部開示	(1)届出書 届出人の氏名及び印影 (2)位置図 請求対象期間以外の届出人の氏名	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
211	2月5日	請求	議会事務局 議事課	平成17年度から平成20年度における各党派から提出された政務調査費の収支報告書	平成17年度から平成20年度の政務調査費の収支報告書 ※自由クラブ、市民連合、公明党の3党派のみ	2月19日	一部開示	①法人印影 ②搬込先口座情報 ③担当者のコード・氏名及び印影	条例第7条第2号、3号及び第4号該当	理由第3号:当該法人の内部管理情報で、公にすることにより、法人等の事業活動が損なわれる恐れがあるため。第4号:犯罪防止のため。(理由)当該法人の内部管理情報で、公にすることにより、法人等の事業	
212	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1953年度開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1972年の4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1953年度開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1972年の4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
213	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1973年～1992年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1973年～1992年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
214	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1993年～2000年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1965年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1993年～2000年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1965年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
215	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1966年～1985年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1966年～1985年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
216	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1986年～2000年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1958年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1986年～2000年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1958年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
217	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1959年～1978年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1959年～1978年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
218	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1979年～1998年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1979年～1998年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
219	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1999年～2000年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1971年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1999年～2000年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1971年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
220	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1972年～1990年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1972年～1990年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
221	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1991年～2000年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1963年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1991年～2000年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1963年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
222	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1964年～1983年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1964年～1983年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
223	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1984年～2000年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1956年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1984年～2000年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1956年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
224	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1957年～1976年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1957年～1976年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
225	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1977年～1996年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1977年～1996年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
226	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1997年～2000年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1969年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1997年～2000年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1969年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
227	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1970年～1989年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1970年～1989年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
228	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1990年～2000年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 2001年3月以前の教育委員会の保存文書数 1954年～1961年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1990年～2000年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 2001年3月以前の教育委員会の保存文書数 1954年～1961年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
229	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1962年～1981年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1962年～1981年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
230	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1982年～2000年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1982年～2000年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
231	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1955年～1975年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1955年～1975年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
232	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1976年～1995年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1976年～1995年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
233	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1996年～2000年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1968年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1996年～2000年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1968年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
234	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1969年～1988年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1969年～1988年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
235	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1989年～2001年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1960年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1989年～2001年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1960年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
236	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1961年～1980年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1961年～1980年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
237	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1981年～2000年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1981年～2000年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
238	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	2001年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年3月～1972年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	2001年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年3月～1972年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
239	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1973年～1992年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1973年～1992年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
240	2月5日	申出	教育委員会 教育総務課	1993年～2001年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1993年～2001年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	3月15日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
241	2月5日	請求	教育委員会 教育総務課	(1)平成14年2月27日開催の2月定例教育委員会の議題「(1)平成14年度教員人事異動について」に係る議事録 (2)平成14年3月20日開催の3月臨時教育委員会の議事録の議題「(1)平成14年度事務局等職員の人事について」に係る議事録	1)平成14年2月27日開催の2月定例教育委員会の議題「(1)平成14年度教員人事異動について」に係る議事録 2)平成14年3月20日開催の3月臨時教育委員会の議題「(1)平成14年度事務局等職員の人事について」に係る議事録	2月19日	全部開示				
242	2月16日	請求	教育委員会 学校教育課	春日井市立高座小における2008.4.1～2009.11.25の法に基づく各教職員の各勤務日の始業、終業時刻を記録した文書。	春日井市立高座小学校における2008.4.1～2009.11.25の法に基づく各教職員の各勤務日の始業終業時刻を記録した文書	4月1日	不開示 (不存在)	—	不存在	上記文書を作成していないため	期間延長
243	2月16日	請求	総務部 総務課	2009年11月の定例教育委員会で報告された「和解」に関するすべての文書。	損害賠償請求控訴事件の和解について(伺)	3月2日	全部開示				
					1 損害賠償請求控訴事件の和解について(報告) 2 支出負担行為決議書 3 支出命令書	3月2日	一部開示	弁護士口座情報(口座名義を除く)	条例第7条第3号該当	(理由) 弁護士口座情報は、事業を営む個人の財産管理に係る内部管理情報であるため	
244	2月16日	請求	教育委員会 学校教育課	2009.4.1～2010.2.15における春日井市教育委員会、同委員長、教育長、同事務局職員に対して提出された質問書、要求書、抗議書等及びそれらに対する回答書等返答に関する全文書。	・公文書差し替え事案に対する回答について ・春日井市教委・労安問題等に対する回答 ・要求書(2009年6月18日)	4月1日	全部開示				期間延長
					・公文書「差し替え」事案(確認・質問等)(2009.9.16) ・春日井市教委・労安問題質問等(2009.10.8) ・2009.10.30(金)市教委・労安問題等確認 ・春日井市教育委員会の「公文書差し替え事案に対する回答書」に関する質問書(2009.11.13) ・公文書差し替え事案に対する回答について ・質問書(2009.11.5) ・要求書(2009年12月3日) ・市教委交渉について(2009年12月3日) ・質問及び要求書(2009.12.26) ・交渉要求書(2009年4月24日) ・質問書・要求書等への文書回答を要求する申し入れ書(2009年6月9日) ・質問書(2009.12.6) ・全国学力・学習状況調査(全国学力テスト)についての要請(2009年11月27日) ・質問書(2009.8.6)	4月1日	一部開示	個人の氏名、個人の所属機関名とその電話番号、学校名及び印影	条例第7条第2号に該当	個人の氏名、所属機関名とその電話番号及び学校名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。印影については、当該職員(組合)の情報であって、当該職員(組合)の権利利益を害するおそれがあるため。	期間延長
245	2月16日	請求	教育委員会 学校教育課	別紙に関するすべての文書 (別紙:1年生第2回数学実力テストについて 高蔵寺中学校長)	・第1学年数学科第2回実力テスト(解答欄含む) ・1年生第2回数学実力テストについて	4月1日	全部開示				期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
246	2月25日	請求	教育委員会 教育総務課	春日井市立白山小学校始め19小学校設置してあるデジタル印刷機(デュプロDP-S550)用の消耗品(マスター・インク)について、ドイツから購入した時に徴した見積書(最新)の物1件を開示請求致します	春日井市立白山小学校始め19小学校に設置してあるデジタル印刷機(デュプロDP-S550)用消耗品(マスター・インク)について、ドイツから購入した時に徴した見積書(最新)の物1件を開示請求致します(教育総務課が、平成22年2月25日現在、支出負担行為決議書の添付書類として保有しているものうち最新のもの)	3月11日	一部開示	法人及び法人代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号該当	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。	
247	3月3日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	平成22年1月1日から平成22年2月28日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(力ファミ部分)・設計説明書・位置図・給排水計画図。	開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図(平成22年1月1日から平成22年2月28日までに許可が下りた物件分)	3月10日	一部開示	法人の代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人及び事業を営む個人の内部情報保護及び犯罪予防のため	
248	3月5日	請求	教育委員会 教育総務課	春日井市立小中学校の平成21年度中に購入の学習机用天板の入札結果調書又は見積徴収結果一覧表 メーカー名 製品番号 購入単価 契約業者の分かる明細書の開示請求を致します	学習机用天板に関する見積書(3者)及び同調書(1者)(平成22年1月27日付)	3月11日	一部開示	(1)担当者の印影 (2)法人及び法人代表者の印影	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	(1)個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (2)法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。	
249	3月5日	請求	財政部 管財契約課	春日井市立小中学校の平成22年2月23日執行の学習机 椅子 小学校(コクヨ)中学校(ダイチ)此の机 椅子の製品番号 各購入単価の分かる明細書の開示請求を致します	学習机等(小学校)仕様書 学習机等(中学校)仕様書	3月10日	一部開示	法人代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号該当	法人の内部管理情報保護及び犯罪予防のため	
250	3月9日	請求	総務部 人事課	特定事業主行動計画に定められた「推進委員会」の活動内容に関する文書。(誰が委員で、いつ何を(項目のみでよい)検討したの分かる文書。2008～2009年度分)	特定事業主行動計画に定められた「推進委員会」の活動内容に関する文書。(誰が委員でいつ何を(項目のみでよい)検討したの分かる文書。2008～2009年度分)	3月17日	不開示 (不存在)	—	不存在	春日井市特定事業主行動計画の推進体制に関する事項の中で、当該推進委員会にあたる春日井市次世代育成支援対策行動計画推進委員会を設置するとしていたが、請求日現在に至るまで設置していないため。	
251	3月9日	請求	市民生活部 市民活動推進課	1.平成20年度当初に区・町内会・自治体に対して、区町内会助成金申請時に新たに補助団体の会計報告書の添付を要請した一連の公文書について。口頭説明の場合は、応答内容を明らかにする会議録。 2.1のいずれかの要請(通知・伝達)をした後に補助団体から添付の主旨の確認、添付の賛否を市民活動推進課に問い合わせがあった場合の電話受付記録。 4.先に請求者が開示し問題となる自治会に対して市民活動課が開示したいといった面談記録を作成した際の基礎となるメモ。	・区町内会助成金交付申請もお願い ・平成20年度区町内会助成金交付手続について(通知) ・春日井市区町内会助成金交付手続申請	3月23日	全部開示				
					1のいずれかの申請(通知、伝達)をした後に補助団体から添付の主旨の確認、添付の賛否を市民活動推進課に問い合わせがあった場合の電話受付記録	3月23日	不開示 (不存在)	—	不存在	補助団体から添付の趣旨の確認や添付の賛否の問い合わせを受けていないため。	
					先に請求者が開示し問題となる自治会に対して市民活動課が開示したいといった面談記録を作成した際の基礎となるメモ。	3月23日	不開示 (不存在)	—	不存在	自治会と市民活動推進課との面談記録を作成した際のメモ(面談の趣旨、自治会の応答に対して、市が与えた情報の項目)を作成していないため。	
252	3月16日	請求	議会事務局 議事課	平成17年度から平成20年度の政務調査費の収支報告書において国内旅行費に係る明細書(内訳書、領収書含む)	平成17年度～平成20年度の収支報告書について、研究研修費及び調査旅費で支出した国内旅費の明細書(内訳書、領収書含む)。	3月30日	不開示 (不存在)	—	不存在	春日井市政務調査費交付規程第4条第2項で、収支報告書には領収書の写しを添付することとされているが、開示請求に係る公文書を保有していないため	
253	3月18日	請求	まちづくり推進部 都市政策課	平成19年12月に市から神領区長 津田卓洋に渡したとされる22部の神領町町名、町界変更に関する説明資料と、当日の応答記録。この時の担当者名。	打ち合わせ記録(平成19年12月20日) (別地図第1～第4及び案内見本2種類含む。)	3月31日	一部開示	当時の神領町区長の氏名	条例第7条第2号に該当	当時の神領町区長の氏名は、個人に関する情報のため、ただし書きアの公表基準にも該当しない	
254	3月18日	請求	まちづくり推進部 都市政策課	平成19年度第1回春日井市町名等審議会の議事録中に、委員からの「住所が変更になる地区の住民の理解は得られたか」の質問に対して事務局の回答「堀の内、神領区など関係者に説明を行い了解を得た」この関係者の氏名。大多数の理解者の氏名、反対者の氏名がわかるもの	平成19年度第1回春日井市町名等審議会の議事録中に、委員からの「住所が変更になる地区の住民の理解は得られたか」の質問に対して、事務局の回答「堀の内、神領区など関係者に説明を行い了解を得た」この関係者の氏名。大多数の理解者の氏名、反対者の氏名がわかるもの。	3月31日	不開示 (不存在)	—	不存在	全世帯を対象とした意向調査を実施していないため、請求に係る公文書を作成していないため	
255	3月18日	請求	まちづくり推進部 都市政策課	21春都政第152号の回答に記載のある、神領区及び神領土地区画整理組合との調整を行った内容及び合意の内容の議事録	打ち合せ記録	3月31日	一部開示	当時の神領町区長の氏名	条例第7条第2号に該当	当時の神領町区長の氏名は、個人に関する情報のため、ただし書きアの公表基準にも該当しない	
					打ち合わせ記録(平成19年4月25日) 打ち合わせ記録(平成19年6月6日)	3月31日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
256	3月15日	請求	市民生活部 市民活動推進課	1.「市町内会活性化研究委員会」の平成21年8月の提言書全文及び同委員会の構成委員名(校正委員名が区長である場合は、区名のみ、区長以外は所属と役職のみ、個人名は公表を求めない)	・春日井市町内会活性化研究委員会報告 ・春日井市町内会活性化研究委員会名簿	3月29日	全部開示				
				2.上記構成委員に対し、提言内容につき、守秘義務を課した場合は、誓約書やそれらに準ずる公文書いっさい	上記構成委員に対し、提言内容につき、守秘義務を課した場合は、誓約書やそれらに準ずる公文書いっさい 上記の内容は次のとおり 「市町内会活性化研究委員会」の平成21年8月の提言書全文及び同委員会の構成委員名(構成委員名が区長である場合は、区名のみ、区長以外は所属と役職のみ、個人名公開を求めない)	3月29日	不開示 (不存在)	—	不存在	提言内容について、町内会活性化研究委員会の委員に対し守秘義務を課していないため、不存在。	
				3.中日新聞平成22年2月27日報道記事(「町内会補助金額引き上げ」の基礎となった値上げ予定額の情報春日井市市民活動推進課構成員が職務上知りえた秘密としていっさい漏洩してはならず、当該助成金の内部決済と当該助成金要綱改訂は未了である。報道機関への情報開示は、予算成立後になされるのが相当である。但し、当該助成金の制度趣旨のみを報道機関に説明すること何ら違法性はない。本請求については担当課が漏洩していないことを明らかにしたい趣旨であるから任意提供にされても異議はない)	3.中日新聞平成22年2月27日報道記事(「町内会補助金額引き上げ」の基礎となった値上げ予定額の情報春日井市市民活動推進課構成員が職務上知りえた秘密としていっさい漏洩してはならず、普通不党の立場を堅持した事実を明らかにする公文書もしくはそれらに準ずる公文書(請求理由:報道時点では、新年度予算は成立してはならず、当該助成金の内部決済と当該助成金要綱改訂は未了である。報道機関への情報開示は、予算成立後になされるのが相当である。但し、当該助成金の制度趣旨のみを報道機関に説明すること何ら違法性はない。本請求については担当課が漏洩していないことを明らかにしたい趣旨であるから任意提供にされても異議はない)	3月29日	不開示 (不存在)	—	不存在	開示請求にかかる文書を作成していないため。	
				4.上記1の提言を受け、3の当該助成金の値上げ予定額を予算計画にしたり、担当課が同規模地方自治体や政令都市の同種助成金の交付額や総務省通知・通達を調査して値上げ額の客観性を担保した調査にかかる公文書 上記1の内容は次のとおり 「市町内会活性化研究委員会」の平成21年8月の提言書全文及び同委員会の構成委員名(構成委員名が区長である場合は、区名のみ、区長以外は所属と役職のみ、個人名公開を求めない) 3の内容は次のとおり 中日新聞平成22年2月27日報道記事(「町内会補助金額引き上げ」の基礎となった値上げ予定額の情報春日井市市民活動推進課構成員が職務上知りえた秘密としていっさい漏洩してはならず、普通不党の立場を堅持した事実を明らかにする公文書もしくはそれらに準ずる公文書(請求理由:報道時点では、新年度予算は成立してはならず、当該助成金の内部決済と当該助成金要綱改訂は未了である。報道機関への情報開示は、予算成立後になされるのが相当である。但し、当該助成金の制度趣旨のみを報道機関に説明すること何ら違法性はない。本請求については担当課が漏洩していないことを明らかにしたい趣旨であるから任意提供にされても異議はない)	3月29日	不開示 (不存在)	—	不存在	町内会活性化研究委員会の提言を受け、助成金の値上げ予定額を予算計画にしたり、同規模地方自治体や政令都市の同種助成金の交付額や総務省通知・通達を調査した内容の公文書を作成していないため。		
				4.当該助成金の趣旨は、区・町内会・自治会活動及び運営に対して助成するもので、中日新聞平成22年2月27日報道記事のいう行政の補完的役割に対する助成の趣旨ではなく、かつ増額すれば町内会等の加入率がupしたり自主的取り組みが活発になるほどとして春日井市民のコミュニティに寄与できるほど自体は楽観的ではない。担当課が中日新聞記者に対して本件助成金が行政の補完的役割であるなどいっさい説明したことはない事実を明らかにする当該記者からの照会及び担当課説明各内容を示す電話受発信書もしくは当該記者との面談記録	当該助成金の趣旨は、区・町内会・自治会活動及び運営に対して助成するもので、中日新聞平成22年2月27日報道記事のいう行政の補完的役割に対する助成の趣旨ではなく、かつ増額すれば町内会等の加入率がupしたり自主的取り組みが活発になるほどとして春日井市民のコミュニティに寄与できるほど自体は楽観的ではない。担当課が中日新聞記者に対して本件助成金が行政の補完的役割であるなどいっさい説明したことはない事実を明らかにする当該記者からの照会及び担当課説明各内容を示す電話受発信書もしくは当該記者との面談記録	3月29日	不開示 (不存在)	—	不存在	請求に係る電話受発信書や面談記録を作成していないため	
257	3月16日	請求	市民生活部 市民活動推進課	平成21年度夏に実施された請求者が指摘した対象自治会に対する市民活動推進課幹部による面談(同記録は開示済み)の対象自治会別、面談回数別、「面談に要した時間」を明らかにする公文書(任意的提供でも可)	平成21年度夏に実施された請求者が指摘した対象自治会に対する市民活動推進課幹部による面談(同記録は開示済み)の対象自治会別、面談回数別、「面談に要した時間」を明らかにする公文書(任意的提供でも可)	3月29日	不開示 (不存在)	—		不存在	請求に係る公文書を作成していないため。
				4.平成18年度から同22年2月末日までの市民活動推進課長、同課直属の統括部長同名の、月別、春日井市諮問委員会(もしくは市が関与する委員会)に対する出席件数、市会議員の議会質問予告内容に対する事前説明(中藤議員ブログによれば幹部が事前説明をしていることはあきらか)の件数を明らかにする公文書(任意的提供でも可)ただし、施設竣工式などへの挨拶のための出席件数など実質を伴わない出席件数は除く)	市会議員の議会質問予告内容に対する事前説明(中藤議員ブログによれば幹部が事前説明をしていることはあきらか)の件数を明らかにする公文書(任意的提供でも可)	3月29日	不開示 (不存在)	—	不存在	請求に係る市会議員の議会質問予告内容等に対する事前説明の件数を明らかにする公文書を作成していないため。	
258	3月24日	申出	教育委員会 教育総務課	1953年度開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1972年の4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1953年度開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙 1954年～1972年の4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	4月30日	不開示	—		春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
259	3月24日	申出	教育委員会 教育総務課	1973年～1992年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	1973年～1992年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の表紙	4月30日	不開示	—		春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長







整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
303	3月26日	申出	教育委員会 教育総務課	1990年～2000年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙 2001年3月以前の教育委員会のすべての保存文書名 1954年～1961年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	1990年～2000年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙 2001年3月以前の教育委員会のすべての保存文書名 1954年～1961年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	4月30日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
304	3月26日	申出	教育委員会 教育総務課	1962年～1981年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	1962年～1981年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	4月30日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
305	3月26日	申出	教育委員会 教育総務課	1982年～2000年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙 1954年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	1982年～2000年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙 1954年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	4月30日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
306	3月26日	申出	教育委員会 教育総務課	1955年～1975年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	1955年～1975年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	4月30日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
307	3月26日	申出	教育委員会 教育総務課	1976年～1995年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	1976年～1995年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	4月30日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
308	3月26日	申出	教育委員会 教育総務課	1996年～2000年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙 1954年～1968年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	1996年～2000年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙 1954年～1968年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	4月30日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
309	3月26日	申出	教育委員会 教育総務課	1969年～1988年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	1969年～1988年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	4月30日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
310	3月26日	申出	教育委員会 教育総務課	1989年～2001年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙 1954年～1960年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	1989年～2001年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙 1954年～1960年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	4月30日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
311	3月26日	申出	教育委員会 教育総務課	1961年～1980年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	1961年～1980年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	4月30日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
312	3月26日	申出	教育委員会 教育総務課	1981年～2000年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	1981年～2000年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	4月30日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
313	3月26日	申出	教育委員会 教育総務課	2001年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙 1954年3月～1972年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	2001年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙 1954年3月～1972年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	4月30日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
314	3月26日	申出	教育委員会 教育総務課	1973年～1992年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	1973年～1992年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	4月30日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
315	3月26日	申出	教育委員会 教育総務課	1993年～2001年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	1993年～2001年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の裏表紙	4月30日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
316	3月26日	請求	教育委員会 教育総務課	2010.1月・2月の定例教育委員会会議における非公開部分の会議録	・平成22年1月定例教育委員会会議録(非公開部分) ・平成22年2月定例教育委員会会議録(非公開部分)	4月30日	全部開示				期間延長
317	3月26日	請求	教育委員会 学校教育課	2009年度(H21年度)の全国学力調査結果に関する文書(07年度、08年度の同調査結果)に関し、春日井市教育委員会が情報公開請求に応じ、開示した部分)	平成21年度全国学力・学習状況調査に係る ・調査結果概況(春日井市) ・設問別調査結果(春日井市) ・設問別(解答類型)調査結果(春日井市) ・回答結果集計[児童・生徒質問紙](春日井市) ・回答結果集計[学校質問紙](春日井市) ・クロス集計表[児童・生徒質問紙-教科](春日井市) ・実施概況(春日井市) ・愛知県版分析プログラム市町村分析ツール 小・中学校用 ただし学校カルテを除く	5月10日	全部開示				期間延長
					平成21年度全国学力・学習状況調査に係る ・回答状況[学校質問紙](学校別)	5月10日	一部開示	各学校の回答結果	条例第7条第7号に該当	各学校の調査結果を開示することは、学校間や地域間の序列化を助長し、過度の学力競争を及ぼす結果になりやすく、また、参加校からの協力が得られなくなり、ひいては正確な情報が得られなくなり、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	期間延長
318	3月29日	請求	教育委員会 学校教育課	春日井市教育委員会が委嘱する産業医の業務内容に関する、平成21年4月1日付けの春日井市長と春日井市医師会との合意内容を示す文書。	・学校医の報酬等に関する合意事項について	5月10日	一部開示	印影	条例第7条第3号に該当	法人代表の印影は、法人に関する情報であって、法人の権利利益を害するおそれがあるため。	期間延長
319	3月29日	請求	総務部 人事課	春日井市教育委員会が委嘱する産業医の業務内容に関する、平成21年4月1日付けの春日井市長と春日井市医師会との合意内容を示す文書。	春日井市教育委員会が委嘱する産業医の業務内容に関する、平成21年4月1日付けの春日井市長と春日井市医師会との合意内容を示す文書。	4月9日	不開示 (不存在)	—	不存在	教育委員会における産業医の選任について、平成21年4月1日付けの春日井市長と春日井市医師会が合意したことを示す文書は作成又は取得していないため。	
320	3月29日	申出	教育委員会 教育総務課	1953年度開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の1ページ目 1954年～1972年の4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の1ページ目	1953年度開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の1ページ目 1954年～1972年の4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の1ページ目	4月30日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
321	3月29日	申出	教育委員会 教育総務課	1973年～1992年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の1ページ目	1973年～1992年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の1ページ目	4月30日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長













整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
425	3月31日	申出	教育委員会 教育総務課	1988年～2001年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の4ページ目 1954年～1962年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の4ページ目	1988年～2001年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の4ページ目 1954年～1962年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の4ページ目	4月30日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
426	3月31日	申出	教育委員会 教育総務課	1963年～1985年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の4ページ目	1963年～1985年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の4ページ目	4月30日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
427	3月31日	申出	教育委員会 教育総務課	1986年～2001年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の4ページ目	1986年～2001年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録の4ページ目	4月30日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長

資料2 平成21年度個人情報保護実施状況一覧表

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示請求等に係る保有個人情報に記載されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足りる事項	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
1	5月19日	請求	市民生活課 市民課	前住所地 六軒屋町2-30の住民票の閲覧請求にかかる書類 平成16年4月1日～21年3月末まで	住民票の写し等交付申請書 (申請期間:平成16年4月1日～平成21年3月31日)	5月27日	一部開示	窓口に来た人の電話番号	条例第17条第3号に該当	開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。	
2	6月26日	請求	市民生活課 市民課	住民票及び戸籍の写しの交付申請書 (平成19年4月1日から平成21年6月26日迄)	住民票の写し等交付申請書 戸籍証明等の交付請求書 (申請期間:平成19年4月1日～平成21年6月26日)	7月10日	一部開示	①請求者の電話番号、事務所の電話番号、職印、登録番号、連絡先及び担当者氏名。②窓口に来た人の電話番号及び本人確認書類に関する情報。	条例第17条第3号に該当	上記①(理由)請求者の電話番号、事務所の電話番号、職印、登録番号、連絡先及び担当者氏名については、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。上記②の開示しないこととした部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。	
3	6月30日	請求	市民生活課 市民課	住民票及び戸籍の写しの交付申請書 (平成16年1月1日から平成19年3月31日迄)	住民票の写し等交付申請書 戸籍証明等の交付請求書 (申請期間:平成16年1月1日～平成19年3月31日)	7月14日	一部開示	①請求者の事務所の電話番号、職印及び登録番号。 ②窓口に来た人の電話番号及び本人確認書類に関する情報。	条例第17条第3号に該当	上記①(理由)請求者の事務所の電話番号、職印及び登録番号については、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。上記②の開示しないこととした部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。	
						7月14日	不開示 (不存在)	—	不存在	上記申請期間中平成16年1月1日から平成19年3月31日においては、住民票の写し等交付申請書及び戸籍証明等の交付請求がされおらず、開示請求に係る個人情報を保有していないため。	
4	7月3日	請求	市民生活課 市民課	平成21年3月21日以降の住民票の写しの申請書	住民票の写し等交付申請書(申請期間:平成21年3月21日～平成21年7月3日)	7月17日	一部開示	利用目的の内容、請求者の事務所の電話番号、職印及び登録番号	条例第17条第3号に該当	・利用目的の内容については、開示請求者以外の個人に関する情報のため。 ・請求者の事務所の電話番号、職印及び登録番号については、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。	
5	7月3日	請求	市民生活課 市民課	平成21年3月21日以降の住民票の写しの申請書	住民票の写し等交付申請書(申請期間:平成21年3月21日～平成21年7月3日)	7月17日	一部開示	利用目的の内容、請求者の事務所の電話番号、職印及び登録番号	条例第17条第3号に該当	・利用目的の内容については、開示請求者以外の個人に関する情報のため。 ・請求者の事務所の電話番号、職印及び登録番号については、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。	
6	7月8日	請求	市民生活課 市民課	住民票及び戸籍の写しの交付申請書 (平成21年6月27日から平成21年7月8日迄)	住民票の写し等交付申請書 戸籍証明等の交付請求書 (申請期間:平成21年6月27日～平成21年7月8日)	7月21日	不開示 (不存在)	—	不存在	上記申請期間中平成21年6月27日から平成21年7月8日においては、住民票の写し等交付申請及び戸籍証明等の交付請求がされおらず、開示請求に係る個人情報を保有していないため。	
7	7月13日	請求	健康福祉部 介護保険課	H21.7.10春日井市役所介護保険課受第2春緑苑でH21.2.4に発生した〇〇〇〇の骨折事故に関する届出書	平成21年7月10日付け 介護保険事業者事故等報告書	7月23日	全部開示				
8	7月21日	請求	市民生活課 市民課	住民票及び戸籍の写し等 (平成21年7月9日より7月21日迄)	住民票の写し等交付申請書 戸籍証明等の交付請求書 (申請期間:平成21年7月9日～平成21年7月21日)	7月30日	不開示 (不存在)	—	不存在	上記申請期間中平成21年7月9日から平成21年7月21日においては、住民票の写し等交付申請及び戸籍証明等の交付請求がされおらず、開示請求に係る個人情報を保有していないため。	
9	7月31日	請求	市民生活課 市民課	〇〇〇〇に関する住民移動届(最新の分)	〇〇〇〇に関する住民異動届(最新の分)	8月5日	一部開示	届出人の電話番号及び本人確認書類に関する情報。	条例第17条第3号に該当	保有個人情報の本人以外に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は保有個人情報の本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。	
10	8月19日	請求	市民生活課 市民課	私に関する、戸籍及び住民票の写しの交付申請書 (平成21年7月22日から8月18日迄)	住民票の写し等交付申請書 戸籍証明等の交付請求書 (申請期間:平成21年7月22日～平成21年8月18日)	9月1日	不開示 (不存在)	—	不存在	上記申請期間中平成21年7月22日から平成21年8月18日においては、住民票の写し等交付申請及び戸籍証明等の交付請求がされおらず、開示請求に係る個人情報を保有していないため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示請求等に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足りる事項	開示請求等に係る保有個人情報記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
11	9月15日	請求	市民生活課 市民課	住民票の写し等 及び戸籍等の写しの交付申請書 (期間平成21年8月1日～9月15日まで)	住民票の写し等交付申請書 戸籍証明等の交付請求書 (申請期間:平成21年8月1日～平成21年9月15日)	9月24日	一部開示	(1)申請者の印(法人印) (2)電話番号	(1)条例第17条第4号に該当 (2)条例第17条第3号に該当	(1)法人に関する情報であって、当該法人の権利を害するおそれがあるため。 (2)保有個人情報の本人以外に関する情報であって、特定の個人を識別することのできるもの又は保有個人情報の本人以外の個人の権利を害するおそれがあるものが記録されているため。	
12	9月18日	請求	市民生活課 市民課	住民票の移し等の交付申請書 戸籍証明等の交付申請書 H19.10.1～H21.9.18	住民票の写し等交付申請書 (申請期間:平成19年10月1日～平成21年9月18日)	10月2日	全部開示				
					戸籍証明等の交付申請書 (申請期間:平成19年10月1日～平成21年9月18日)	10月2日	不開示 (不存在)	—	不存在	平成19年10月1日から平成21年9月18日までの期間に申請された該当文書が存在しないため	
13	10月30日	請求	潮見坂平和公園 管理事務所	潮見坂平和公園第2墓所3区-244に関する工事着手届及び工事完成届の写し	墓所内工事着手届、墓所内工事完成届	11月6日	一部開示	法人(工事施行者)の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部管理情報であり、法人の正当な権利を害するおそれがあるため。 犯罪予防のため。	
14	11月20日	請求	市民生活課 市民課	戸籍等の交付申請書の写し (平成21年8月1日から平成21年9月30日までの申請分について)	・住民票の写し等交付申請書 ・春日井熊野桜佐土地区画整理事業に伴う戸籍等書類の交付について(依頼) (申請期間:平成19年8月1日～平成21年9月30日)	12月1日	一部開示	請求者の住所・氏名・開示請求者との続柄・電話番号、開示請求者以外の対象者の住所・氏名・生年月日、世帯構成確認情報、交付申請書類の種類、請求者付与の対象者識別番号	条例第17条第3号に該当	・請求者の住所・氏名・開示請求者との続柄・電話番号、開示請求者以外の対象者の住所・氏名・生年月日、世帯構成確認情報、交付申請書類の種類、請求者付与の対象者識別番号は、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため	
15	12月8日	請求	市民生活課 市民課	住民票の写し等交付申請書の写し(平成18年4月1日～平成21年12月8日) (戸籍謄本等含む)	住民票の写し等交付申請書(申請期間:平成18年4月1日～平成21年12月8日)	12月18日	一部開示	請求者の住所・氏名・開示請求者との続柄・電話番号、請求理由	条例第17条第3号に該当	・請求者の住所・氏名・開示請求者との続柄・電話番号・本人確認の書類・識別番号・請求理由・委任者の氏名・住所・開示請求者との続柄・認印は開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。	
					戸籍証明等の交付申請書 (申請期間:平成18年4月1日～平成21年12月8日)	12月18日	不開示 (不存在)	—	不存在	・平成18年4月1日から平成19年12月31日までの申請期間については、戸籍証明等の交付申請の保管期限を過ぎており当該保有個人情報の有無が確認できないため。 ・平成20年1月1日から平成21年12月8日までの申請期間については戸籍証明等の交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。	
16	12月9日	請求	市民生活課 市民課	印鑑登録証明書交付申請書の写し(平成21年7月1日～平成21年12月6日まで)	印鑑登録証明書交付申請書(申請期間平成21年7月1日～平成21年12月6日)	12月17日	全部開示				
17	12月15日	請求	市民生活課 市民課	住民票の写し等交付申請書の写し 平成21年12月1日から12月14日まで	住民票の写し等交付申請書 (申請期間 平成21年12月1日～平成21年12月14日)	12月21日	不開示 (不存在)	—	不存在	平成21年12月1日から平成21年12月14日までの申請期間については、住民票の写し等交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。	
18	12月22日	請求	市民生活課 市民課	住民票の写し等交付申請書の写し、戸籍証明等の交付申請書の写し、(平成21年12月9日～平成21年12月22日)	住民票の写し等交付申請書 戸籍証明等の交付請求書 (申請期間:平成21年12月9日～平成21年12月22日)	12月28日	不開示 (不存在)	—	不存在	上記申請期間においては、住民票の写し等交付申請書及び戸籍証明等の交付請求がされておらず、開示請求に係る個人情報を保有していないため。	
19	12月28日	請求	市民生活課 市民課	平成21年8月19日から、12月28日迄の住民票及び戸籍に関する交付申請書	住民票の写し等交付申請書 戸籍証明等の交付申請書 (申請期間 平成21年8月19日～平成21年12月28日)	1月12日	不開示 (不存在)	—	不存在	上記申請期間においては、住民票の写し等交付申請書及び戸籍証明等の交付申請がされておらず、開示請求に係る当該保有個人情報を保有していないため。	
20	1月7日	請求	消防本部 消防総務課	平成21年12月31日の救急出動に関する記録	救急出場報告	1月21日	全部開示				
21	2月8日	請求	健康福祉部 介護保険課	被保険者 ○○○○(番号△△△△△△)の要介護認定調査時の資料(最新のもの)	介護保険認定調査資料(調査日:平成21年12月24日)	2月15日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示請求等に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足りる事項	開示請求等に係る保有個人情報記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
22	2月22日	請求	教育委員会 学校教育課	該当教員が平成21年10月13日に起こした交通事故に関して学校長を通じて市教育委員会及び県教育委員会に提出した報告書類。	・交通事故速報 ・教職員の事故報告について(報告) ・報告書中「事故発生後の状況」追加分	4月7日	一部開示	1 交通事故速報 事故発生の状況のうち、(1)1行目(2)2行目22文字目から23文字目まで(3)4行目の1文字目から19文字目まで及び24文字目から27文字目まで 3 事故職員の申立書 長女の年齢 4自己責任に対する意見 6示談に対す	条例第17条第3号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人の権利益を害するおそれがあるため。 交通事故を起こした教諭の意見や反省事項が記載されており、これは、内心の状況という開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人の権利益を害するおそれがあるため。	
23	3月1日	請求	市民生活部 男女共同参画課	男女共同参画室相談個票	男女共同参画室 相談個票	3月2日	一部開示	相談者氏名	条例第17条3号ウに該当	当該情報は、職員の名に係る部分であるが、開示することにより、当該個人の権利益を不当に害するおそれがあるため。	
24	3月4日	請求	市民生活課 市民課	平成21年12月29日から、平成22年3月4日迄の住民票及び戸籍に関する交付申請書	住民票の写し等交付申請用紙 戸籍証明等の交付請求書 (申請期間 平成21年12月29日～平成22年3月4日)	3月9日	不開示 (不存在)	—	不存在	上記申請期間中平成21年12月29日から平成22年3月4日においては、住民票の写し等交付申請及び戸籍証明等の交付申請がされておらず、開示請求に係る個人情報を保有していないため。	
25	3月17日	請求	市民生活課 市民課	〇〇〇〇の原戸籍、除籍、現在戸籍の交付申請書 平成18年8月1日ヨリへ平成22年3月17日迄の分	戸籍証明等の交付申請書 (申請期間 平成18年8月1日～平成22年3月17日)	3月25日	不開示 (不存在)	—	不存在	・平成18年8月1日から平成19年12月31日までの申請期間については、戸籍証明等の交付申請書の保管期限が過ぎており、当該保有個人情報の有無を確認できないため。 ・平成20年1月1日から平成22年3月17日までの申請期間については、戸籍証明等の交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。	
26	3月18日	請求	まちづくり推進部 都市政策課	2009.4.24.4:19pmにtoshsei@city.kasugai.lg.jp から当方へのメールと、2009.4.24 16:55当方から返信したメールの保管状況が知りたい。他の市議会へ、このメールを転送した履歴はあるかどうか。	Re:ご依頼のありました件について(春日井市)	3月31日	全部開示				
					他の市議員へ、このメールを転送した履歴はあるかどうか。	3月31日	不開示 (不存在)	—	不存在	開示請求に係るメールを転送していないため	
27	3月18日	請求	まちづくり推進部 都市政策課	平成20年1月7日都市政策課審査担当村松芳彦氏及び書記の2名が拙宅で6時間以上に亘り面談した記録	平成21年1月7日都市政策課審査担当村松芳彦氏及び書記の2名が拙宅で6時間以上に亘り面談した記録	3月31日	不開示 (不存在)	—	不存在	当時の担当者が記録したものは、当該本人が上司へ報告するために、単に備忘的に記録したものであって、そのメモ自体報告後に破棄されている。したがって、公文書としては作成されておらず、また組織的に利用するものとして保存されていないため	

資料 平成21年度会議公開実施状況一覧

担当課	附属機関等の名称	公開非公開 の状況	会議開催数		傍聴 人数
			公開	非公開	
秘書課	表彰審査委員会	非公開		1	—
企画課	総合計画審議会	公開	0		0
	行政改革推進委員会	公開	1		2
総務課	開発事業紛争調停委員会	公開	0		0
		非公開		0	—
	情報公開・個人情報保護審査会	非公開		9	—
人事課	特別職報酬等審議会	公開	2		3
市民安全課	防災会議	公開	1		4
	国民保護協議会	公開	1		4
交通対策課	地域公共交通会議	公開	2		10
	自転車等駐車対策協議会	公開	2		1
市民活動支援センター	市民活動支援センター運営委員会	公開	3		1
男女共同参画課	男女共同参画審議会	公開	2		3
青少年女性センター	青少年女性センター運営委員会	公開	2		1
勤労青少年ホーム	勤労青少年ホーム運営委員会	公開	2		1
市民生活課	市民憲章審議会	—	—	—	—
	社会奉仕活動事故見舞金支給審査委員会	非公開		0	—
文化課	春日井市民会館運営審議会	—	—	—	—
スポーツ課	スポーツ表彰審査会	非公開		1	—
生涯学習課	生涯学習審議会	公開	2		1
道風記念館	道風記念館運営協議会	公開	1		0
健康増進課	保健計画推進委員会	公開	5		3
	救急医療対策協議会	公開	1		2
	予防接種健康被害調査委員会	—	—	—	—
	O157対策連絡会	—	—	—	—
	保健予防調整会	—	—	—	—

担当課	附属機関等の名称	公開非公開 の状況	会議開催数		傍聴 人数
			公開	非公開	
高齢福祉課	高齢者総合福祉計画推進協議会	公開	2		8
	地域福祉計画策定委員会	公開	5		15
	老人ホーム入所判定委員会	非公開		2	—
	福祉有償運送運営協議会	公開	2		1
	民生委員推薦会	非公開		3	—
介護保険課	介護認定審査会	公開	0		0
	〃 (合議体)	非公開		330	—
	介護相談委員会	公開	1		1
	地域包括支援センター運営等協議会	公開	4		4
	高齢者虐待防止連絡協議会	公開	1		1
障がい福祉課	障害程度区分判定審査会	非公開		27	—
	障がい者施策推進協議会	公開	2		8
	地域自立支援協議会	一部公開	3		21
保険医療年金課	国民健康保険運営協議会	公開	2		2
子ども政策課	要保護児童対策地域協議会	非公開		1	—
	次世代育成支援対策地域協議会	公開	5		13
保育課	障がい児保育審査委員会	非公開		9	—
環境政策課	環境審議会	公開	5		8
ごみ減量推進課	廃棄物減量等推進審議会	公開	3		5
経済振興課	商工業振興審議会	公開	4		0
農政課	農業振興地域整備計画検討委員会	公開	2		2
都市政策課	都市計画審議会	公開	3		8
	町名等審議会	公開	1		0
	都市景観審議会	公開	0		0
	都市計画マスタープラン策定委員会	公開	0		0
	街づくり支援制度策定委員会	公開	0		0
都市整備課	都市計画事業松河戸土地区画整理審議会	一部公開	2		2
	まちづくり交付金評価委員会	公開	0		0

担当課	附属機関等の名称	公開非公開 の状況	会議開催数		傍聴 人数
			公開	非公開	
建築指導課	建築審査会	非公開	1	7	10
	開発審査会	非公開		8	—
	旅館等建築審査会	非公開		0	—
公園緑地課	緑の審議会	公開	1		2
勝川管理課	都市計画事業勝川駅南口周辺土地区画整理審議会	一部公開	2		0
	まちづくり交付金勝川駅周辺地区評価委員会	公開	1		1
消防本部総務課	消防賞じゅつ金等審査委員会	—	—	—	—
学校教育課	通学区域審議会	公開	0		0
	いじめ・不登校対策協議会	非公開		2	—
	学校保健結核対策委員会	非公開		4	—
	就学指導委員会	非公開		3	—
	放課後なかよし教室運営委員会	公開	1		1
文化財課	文化財保護審議会	公開	2		0
図書館	図書館協議会	公開	3		1
給食センター	学校給食センター運営委員会	公開	3		0
市民病院管理課	市民病院事業評価委員会	公開	1		2
企画経営課	下水道基本計画策定検討委員会	公開	2		5
	水道事業運営研究会	公開	—	—	—
			91	407	157

※非公開で行われた会議の407回のうち、介護認定審査会（合議体）が330回になっています。

## 平成 21 年度情報公開・個人情報保護審査会答申

諮問第 15 号

### 答 申 書

#### 第 1 審査会の結論

春日井市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が平成 20 年 12 月 22 日付け 20 春教学第 1594-2 号で不存在を理由に行った公文書不開示決定は、妥当である。

#### 第 2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、春日井市情報公開条例（平成 12 年春日井市条例第 40 号）第 6 条に基づく開示請求に対し、平成 20 年 12 月 22 日付け 20 春教学第 1594-2 号により市教育委員会が行った不開示決定を取り消し、すべての開示を求めるというものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 市議会という公的な場所で、教育部長が、「調査し、県教育委員会に報告した」と発言すれば、当然「文書化されている」と考えるのが一般的市民感覚である。しかも、この問題は、一職員の処分にもかかわる重大な問題でもあるから、調査結果と、それに基づく報告内容は、それぞれ文書化されているものとする。このような事案において、県教育委員会への報告を口頭で行うこと自体考えられない。
- (2) 市教育委員会が何らかの意図を持って破棄しない限り、文書は存在するはずであるし、存在しなければならない。「私的メモ扱い」とし、「公文書としては不存在」としているのではないか、もっともメモ扱いにすることが許されるような事案ではない。
- (3) よって、公文書を保有していないなどということは考えられず、文書は存在すると考えられるので、請求文書の開示を求める。

#### 第 3 諮問実施機関の説明の要旨

諮問実施機関である市教育委員会の説明を総合すると、本件開示請求に対



し公文書不存在により不開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 「校長、教諭から直接聞き取り調査し、県教委に報告した」旨答弁した内容にかかわる調査及び県教委への報告に関する文書は存在しないため、春日井市情報公開条例第11条第2項括弧書きの「公文書を保有していないとき」に該当する。
- 2 当該教員及び校長からの聞き取り調査については、校長から提出された非違行為に関する速報に基づき、合計4回実施したところである。また、この聞き取り調査の内容については、県尾張教育事務所指導第二課長に対して口頭で報告したため、聞き取り調査の内容をもとに作成した公文書は存在しない。
- 3 県尾張教育事務所からの電話での質問事項及び聞き取り調査時に作成したメモは、県尾張教育事務所へ口頭報告した後、破棄した。
- 4 公文書の不存在について

以上のように、非違行為に関する速報に基づき、県尾張教育事務所から電話で問い合わせのあったことについて、当該教員及び校長から聞き取り調査を実施し、口頭で報告した後その際作成したメモは破棄したため、異議申立人が請求した公文書は存在していない。

したがって、異議申立人の言う「2008年(H20年)第4回春日井市議会(6月27日)において、議員の小学校教員による物品販売に関する質問に対し、伊藤教育部長は「校長、教諭から直接聞き取り調査をし、県教委に報告した」旨答弁した。(会議録P232~233)右調査及び県教委への報告に関するすべての文書。」は存在しない。よって公文書を保有していないときに該当する。

#### 第4 調査審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のとおり調査審議を行った。

- 1 平成20年12月22日 開示決定等の通知をした日
- 2 平成20年12月26日 異議申立てのあった日
- 3 平成21年1月30日 諮問のあった日
- 4 平成21年2月24日 諮問実施機関から意見書を収受
- 5 平成21年3月10日 異議申立人から意見書を収受
- 6 平成21年4月8日 諮問、諮問実施機関の説明
- 7 平成21年5月13日 審議
- 8 平成21年6月10日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

## 1 本件対象文書について

異議申立人が開示を求めている公文書は、教員の非違行為に関して当該教員及び校長から直接聞き取り調査を行い、県教育委員会に報告した内容に関するすべての文書（以下「本件対象文書」という。）である。

## 2 公文書不開示決定の妥当性について

市教育委員会は、本件対象文書は存在せず、公文書を保有していないときに該当すると説明することから、以下これについて検討する。

- (1) まず、当審査会においては、異議申立人が公文書の特定事項として挙げている、平成20年第4回春日井市議会（同年6月27日）における教育部長の答弁（「校長、教諭から直接聞き取り調査し、県教委に報告した。」）に係る「調査」及び「報告」が、具体的にどのような態様で行われたかにつき、諮問実施機関に説明を求めた。

その説明内容は、概略については上記「第3」（諮問実施機関の説明の要旨）の第2項記載のとおりであるが、より詳しく述べると次のとおりである。

校長から提出された非違行為に関する速報について、県尾張教育事務所指導第二課長から4回にわたって内容に関する確認の問い合わせがあったため、その都度校長及び当該教員を諮問実施機関のもとに呼び、聴取したうえで、同課長に電話で結果を連絡した。

聴取は、諮問実施機関の学校教育課長が行い、教育長及び担当指導主事が同席した。学校教育課長は、聴取した内容をメモに取り、それぞれ聴取日当日のうちに県尾張教育事務所指導第二課長に聴取結果を電話回答した。回答後、当該メモは用済みとなったため廃棄した。

- (2) 市議会において教育部長が行った上記答弁は、文言だけを見る限り、本件に関する県教育委員会への報告が文書ないしは往訪により行われたような印象を受けるものとなっており、もしそのような態様で行われたものであるとするならば、当該報告について公文書に該当する文書が何ら残されていないということは、相当に不自然なことであると言わざるを得ない。

しかし、本件で「調査」としているものが、上記速報の内容確認の意味であって、県教育委員会への「報告」が上記のとおり電話だけのやり取りで終わったものであるとするならば、公文書を作成しないまま終わったとする諮問実施機関の説明も、全くあり得ないこととまでは言えないと考えられる（なお、諮問実施機関の説明中にある「メモ」については、諮問実施機関の説明を前提とする限り、明らかに組織共用文書性を

欠くものであるため、条例にいう「公文書」には該当しない。)

- (3) 他方、当審査会においては、諮問実施機関の保有文書ファイルを見分することにより、本件対象文書の存在が確認できないかについても調査を行った。

その結果は、以下のとおりである。

ア まず、当該非違行為の発生した平成 20 年 4 月 29 日から、当該教員及び校長の処分に関する市教育委員会から県教育委員会へ提出する報告書が作成された平成 20 年 9 月 3 日及び 9 日までの期間に該当する平成 20 年度における諮問実施機関が保有する非違行為関係ファイルを見分したところ、本件対象文書の存在は認められなかった。

イ 次に、本件対象文書のような種類の文書が他の案件についても一般的に保有されていないものなのか否かを調査するため、市教育委員会が教員の非違行為に関して作成し保有する文書全体の状況がどのようになっているかの確認として、平成 11 年度から平成 19 年度までの非違行為関係ファイルを見分した。

その結果、一部の案件については、市教育委員会と市立学校、市教育委員会と県尾張教育事務所との間で、ファクシミリにより送信されたとみられる質問文書とこれに対する回答が記載された文書が存在していることが確認された。これらについては、いずれも質問が相当数にのぼるものであった。

ウ 他方、これら以外には、諮問実施機関が対象教員から聴取した際の聴取記録や、電話により照会・回答がなされた記録、県教育委員会等に口頭報告するに当たっての報告内容を協議した記録などの書面は、どの案件に関しても見当たらなかった。

エ これら他の案件に係る文書の保有状況に照らせば、本件の「調査」及び「報告」が諮問実施機関の説明のような経緯、態様で行われたものであるとする限り、本件について組織共用文書として保有されるべき文書が作成・保管されなかったことは、そのことの当不当の問題は別として、不自然なことではないと考えられる。

- (4) 当審査会としては、実際に本件対象文書の存否を調査してその存在を確認することができず、また、本件対象文書が存在しないことについての諮問実施機関の説明も全く不合理、不自然なものとははいえないため、諮問実施機関が本件対象文書の不存在を理由に行った公文書不開示決定は、妥当であると判断せざるを得ないものである。

### 3 結論

以上のことから、本件対象文書については、上記第1記載の審査会の結論のとおり判断した。

## 第6 付言

当審査会の判断は以上のとおりであるが、市教育委員会が、市民に教育行政の状況を説明する責務を負い、適正に事務を遂行する責任を有することからすれば、本件のように新聞等による報道までなされた教員の非違行為に係る事案に関して、県教育委員会に対する報告を口頭だけで処理し、文書として作成し管理しないことについては、事務処理の方法としての適正性に疑義を感じずるものである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第25条においては、「教育委員会及び地方公共団体の長は、所管する事務を管理し、執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。」と規定している。教員の非違行為に係る案件の事務処理については、これに当たって直接参照する規定(県教育委員会作成「事故報告について」)には聞き取り調査の報告書作成義務の明示がないものの、春日井市教育委員会処務規程(平成10年春日井市教育委員会訓令第1号)第6条では、文書の取扱いについては春日井市文書取扱規程(平成13年春日井市訓令第4号)の例によるものとされ、同規程第3条では、事務処理は、事案が軽微なものである場合等を除き、文書等を作成して行うことを原則とする旨が定められている。本件の事務処理に関しては、事件の重大性を考えれば、正確性や処理経過を明らかにする意味においても、文書の作成及び保有がなされるべきであったと考えられる。

今一度関係規程にあるように事務処理の原則について確認し、今後より適正な事務の管理及び執行ができるよう強く要請するものである。

## 第7 答申に関与した委員

異相武憲、昇秀樹、堀口久、近藤真、吉岡ミヤ子

答 申 書

第 1 審査会の結論

春日井市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が平成 21 年 3 月 2 日付け 20 春教学第 1996-3 号で一部開示決定を行った「平成 20 年度全国学力・学習状況調査に係る・実施概況（春日井市）・回答状況[学校質問紙]（春日井市）」（以下「本件対象文書」という。）について、不開示とした部分は、これを開示すべきである。

第 2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、春日井市情報公開条例（平成 12 年春日井市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 6 条に基づく開示請求に対し、平成 21 年 3 月 2 日付け 20 春教学第 1996-3 号により市教育委員会が行った一部開示決定を取り消し、開示しないこととした部分をすべて開示するよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 全国学力・学習状況調査（以下「全国調査」という。）の目的として掲げている「教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」ことや、「児童生徒への教育指導や学習状況の改善に役立てる」ためには、実態が開示され、市民・保護者へ説明されることが教育委員会や学校の「施策」の第一歩である。合わせて「結果は、学力の特定の一部であること」を伝えればよい。

教育の実態を市民・保護者が理解することは、公益性が高く、学校別の調査結果の開示による支障はない。

(2) 市教育委員会は、昭和 30 年代の事例を挙げて開示の「弊害」を指摘しているが、当時は教員の勤務評定等に結びつけられたことなどによるもので、市教育委員会が点数による予算の傾斜配分等の施策を講じることなどしなければ、「弊害」を考慮する必要はない。そして、調査結果の開示をしても誤解が生じないように説明することが、市教育委員会の本来の仕事であるはずである。

- (3) 学校別の調査結果を不開示とした理由として、条例第7条第7号に該当するとしているが、同号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、春日井市「情報公開事務の手引き」によれば、「公にすることの利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものである場合をいう」とされ、また、「支障を及ぼすおそれ」は、「単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない」としており、本件は該当しない。
- (4) 各学校の調査結果を開示しても、特別に「序列化」や「過度の学力競争」を意図した施策を講じれば別であるが、そうでなければ、そのようなことにはならない。そのため、不開示とした理由には該当せず、開示すべきである。
- (5) 市教育委員会は、「検査を受けた該当学年1学級というところが、6校ある」と記しているが、影響を考慮しているならば、当該6校を除いて開示すればよい。
- (6) 「参加校からの協力」が得られなくなるというが、校長が参加及び不参加を決定することができず、市教育委員会が参加を決定していることから、不開示とした理由には該当せず、容認できない。
- (7) よって、条例第7条第7号に該当しないため、個人情報部分を除き、すべてを開示すべきである。

### 第3 諮問実施機関の説明の要旨

諮問実施機関である市教育委員会の説明を総合すると、本件対象文書を一部開示とした主たる理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 不開示の理由について

##### (1) 全国調査の調査結果の取扱いに関する文部科学省の通知

「平成20年度全国学力・学習状況調査の実施について」（平成19年11月14日付け19文科初第865号文部科学事務次官通知）における別紙「平成20年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（以下「実施要領」という。）及び「平成20年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて」（平成20年8月22日付け20文科初第654号文部科学省初等中等教育局長通知）（以下「結果取扱い」という。）により、国、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会は、個々の市町村名及び学校名を明らかにした調査結果は公表しないとの配慮事項に基づき、序列化や過度な競争につな

がらないよう取り扱うこととし、各学校の平均正答数、平均正答率及び回答結果を不開示としたものである。

## (2) 調査結果の公開による学校現場における弊害

昭和 30 年代後半から行われた全国一斉学力調査では、そのデータによって地域類型における「学力格差」が明らかとなった。その結果、学校や自治体の競争意識が過熱し、テスト準備教育などの弊害が指摘され、強い批判を受けて昭和 41 年度調査をもって廃止された。

学校別の順位などの結果が比較可能になれば、学校及び教師は心的にプレッシャーを受け、テスト対策を行うおそれがあり、「生きる力」や「確かな学力」を身に付けさせることにマイナスに作用することが危惧される。さらには、学ぶ意欲や課題を解決していく能力などの育成が図られにくくなるばかりではなく、テスト成績重視の風潮を生み、学校現場における創造的な教育活動を畏縮させるおそれがある。

また、テスト成績重視の風潮が蔓延すれば、調査内容にかかわる教科が苦手な子どもは、順位や平均点に自分の結果が影響することをおそれ、調査を拒否したり、まわりからレッテルを貼られたりすることなどにつながり、不適応やいじめを誘発しかねない。さらに、通常学級に在籍する発達障がいのある子どもにとっても大きな負荷となるだけでなく、場合によっては人権問題にまで発展しかねない。

このように、学校別の調査結果を当該の学校や児童生徒、保護者以外に開示することは、過度の競争意識をあおることにつながるおそれがあり、健全な学校運営や調査活用に悪影響を及ぼす。

なお、本市の場合、学校規模が様々であり、当該調査を受けた学校のうち 6 校が 1 学級のみが対象となっており、学校のデータはすなわち学級のデータとなりうるもので、種々の結果を照合する作業を通して個人を特定できる確率が高くなる危険性をはらんでいる。

## (3) 条例第 7 条第 7 号該当性

以上により、各学校の調査結果を開示することは、学校間や地域間の序列化を助長し、過度の学力競争をあおる結果になりやすく、また、参加校からの協力が得られなくなり、ひいては正確な情報が得られなくなり、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 7 号に該当するため、平成 20 年度の全国調査に関する「実施概況（春日井市）」及び「回答状況[学校質問紙]（春日井市）」について、各学校の平均正答数及び平均正答率の数値、回答結果を不開示として一部開示決定したことは妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のとおり調査審議を行った。

- 1 平成21年3月2日 開示決定等の通知をした日
- 2 平成21年3月22日 異議申立てのあった日
- 3 平成21年4月24日 諮問のあった日
- 4 平成21年6月23日 諮問実施機関から意見書を收受
- 5 平成21年6月26日 異議申立人から意見書を收受
- 6 平成21年7月10日 諮問実施機関の説明、審議
- 7 平成21年8月10日 審議
- 8 平成21年9月15日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

異議申立人が、一部開示決定を取り消し、開示しないこととした部分をすべて開示するよう求めている文書は、平成20年度に実施した全国調査に係る「実施概況（春日井市教育委員会）」及び「回答状況[学校質問紙]（春日井市教育委員会）」であり、本件対象文書中、諮問実施機関が開示しなかった部分は、各小中学校別の教科別の平均正答数及び平均正答率並びに各小中学校別の学校質問紙の回答結果（以下「本件不開示情報」という。）である。

##### 2 本件の不開示事由について

本件不開示情報を不開示とした理由について、諮問実施機関は、もっぱら条例第7条第7号に該当する事由があることを挙げており、同条の他の号の該当性については考えていないと説明している。

したがって、以下では、条例第7条第7号該当性について検討する。

##### 3 条例第7条第7号該当性について

- (1) 全国調査の結果を記載した公文書に関しては、平成19年度の全国調査の調査結果に関する文書についても不開示決定に対する異議申立てがなされた経緯があり、当審査会は、この不開示決定に係る諮問（諮問第10号）について調査審議し、平成20年11月10日付けで答申をしている。

当該答申における審査会の判断の内容は、以下のとおりである。

ア 諮問実施機関は、本件対象文書を開示することは、他の市町村の調査結果との対比により地域間の序列化を、学校別の調査結果を対比することにより学校間の序列化を、それぞれ助長し、過度の学力競争をおおる結果になりやすく、全国調査本来の主旨から逸脱するおそれがあるとし、



その結果、参加校からの協力が得られなくなり、ひいては正確な情報が得られなくなり、全国調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

イ たしかに、本件対象文書に掲載されているような情報の開示がなされれば、市町村ごとや学校ごとの学力差に児童生徒や保護者等が関心を抱いたり、児童生徒や保護者等に他校や他市町村との学力差を意識させて競争心を起こさせたりすることが起きる可能性が、一定程度は認められると考えられる。

しかし、このことが市町村や学校の「序列化」と呼ぶべき事態を招いたり、「過度」の学力競争をあおることになったりして、その結果、参加校の協力が得られず、正確な情報が得られなくなり、全国調査の適正な遂行に支障を及ぼす可能性があるとは、当然には考えられない。現に、栃木県宇都宮市においてはごく一部の小規模校を除く全小中学校が、また、東京都墨田区においては全小中学校が、各学校のウェブサイト上に学力調査の項目ごとの平均点等を掲載しており、学校間の対比が可能な状態になっているが、そのことにより学校の序列化や過度の競争が起き、学校現場で種々の弊害が発生したという事実は確認できない。

全国調査の情報開示については、鳥取県や大阪府などで開示の可否を巡って争いとなっていて、たびたびニュースにも取り上げられるなど全国的に強い関心が持たれているものであり、上記宇都宮市及び東京都墨田区の公表例も全国紙での紹介がなされていることからして、単に普通にウェブサイト上に掲載するのとは全く程度の異なる高い注目を集めているものと考えられる。それにもかかわらず、特に弊害が発生しているという話が聞かれないのである。

ウ この点、学校選択制や学力テスト結果を反映した予算の傾斜配分制度が採られているような場合であれば、学力調査で高得点を得ている学校の人気が高まって学校の序列化傾向が強まったり、より多くの予算獲得を目指して過度の競争が行われたりするおそれも高まると考えられる。

しかし、春日井市においては、学校選択制も予算の傾斜配分制度も採用されておらず、今のところ採用の予定もないとのことであるので、この点の懸念も必要がない。

エ また、全国調査に対する春日井市内各学校の参加については、市教育委員会が決定するものであって、各学校が自主的に参加の可否を決定することにはなっていない。したがって、開示がなされる結果、一部の参

加校について協力が得られなくなるという可能性も考え難い。

オ なお、上記のウェブサイト上での公開の例は、一つの市または特別区において行われていることであり、近隣市町村で同様のことが行われているわけではないため、市町村間での対比が可能になれば市町村間での序列化が生ずるといふ諮問実施機関の指摘には、直接関わるものではない。しかし、学力等が対比されることによって生ずる弊害は、学校間、クラス間、児童生徒間といったように、より小さな単位での対比になればなるほど大きくなるものと考えられ、上記のとおり、学校間の対比が可能な状況下でも特に弊害の発生が認められない以上、市町村間での対比が可能になったところで、公文書の不開示事由に該当するほどの「支障を及ぼすおそれ」が生ずるとは到底考え難い。

カ 諮問実施機関は、開示により学校やクラス別の情報が順序化され公になれば、順序や平均正答率を上げるための健全な努力以外に、成績が悪い児童生徒に対する排除や差別、模擬試験を繰り返したり、答えを書き直させたりするなど不正な行為などが発生するおそれがあるとも指摘する。

キ しかし、まず、「クラス別の情報」については、本件対象文書には含まれていない。他方、学校別の情報については本件対象文書中に含まれるものであるが、現にその公表が行われている上記の宇都宮市等においてそのような弊害の発生が見られないのであるから、諮問実施機関の指摘は根拠のあるものとはいえない。

ク また、諮問実施機関が懸念するような事態が仮に真に発生するとするならば、それは、そのような行いをする教員において全国調査の趣旨・目的を正しく理解せず、不正行為等を行うこと自体が問題なのであり、諮問実施機関において適切に指導を行い、各教員が自戒することによって防止すべき事柄であって、そのような事態の発生のおそれをもって公文書の不開示事由とできるような性質のものではない。

ケ さらに、諮問実施機関は、全国調査の趣旨・目的を生徒、保護者、市民等に正確に理解してもらうことは困難であるために開示すると弊害が生ずるとか、そのような事態を防ぐためには、本件のような情報は、「開示」ではなく、結果を分析検証し、その特徴や傾向、改善に向けた取り組み等をまとめたものを自主的に「公表」するようすべきである等の主張も行っている。

コ しかしながら、これは要するに、情報の受け手の理解能力不足により情報が誤解して受け止められ、間違った利用のされ方をすることをおそれがある

るので、情報をむやみに開示すべきではなく、一定の意味付けをした上で情報を与えなければならないというものであって、市民の知る権利や情報公開制度の根幹を否定する発想であり、情報公開制度に基づく開示請求を拒否する理由として甚だしく失当である。

サ 以上の諸点を合わせ考えると、諮問実施機関の指摘する「支障を及ぼすおそれ」は、あくまで抽象的な可能性の域を出ないものと言わざるを得ず、条例第7条第7号所定の不開示事由に該当するほどの法的保護に値する蓋然性があるものとは認められない。

シ さらに付言するに、既述のとおり、条例第7条第7号にいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、当該事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と支障を比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮しても、なお当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものをいうところ、本件対象文書が開示されることの影響は、単に、諮問実施機関が指摘するようなマイナスの面だけではない。児童生徒の学力・学習状況を分析し、教育施策の成果と課題を把握し、その改善に役立てるといった全国調査の目的に照らせば、これを一部の教育関係者のみが独占的に保持する情報とせず、広く保護者等の一般市民に情報を開示することには、保護者の教育意欲を高め児童生徒の学習状況の改善に資する等、それ相応のプラス面があることも否定できないはずである。

(2) このように、当審査会は、本件不開示情報と同種の情報について、調査項目の種別を問わず、これを開示したとしても全国調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないと判断しているところ、各学校の調査結果を公表している栃木県宇都宮市や東京都墨田区を始めとした全国調査実施団体において、諮問第10号の答申以後現在に至るまで、諮問実施機関が主張するような、学校の序列化の助長や過度の競争の発生、さらには参加校からの協力が得られなくなったといった事実は確認されておらず、その他、上記の判断に変更を加えるべき特段の事情の変更は認められない。

よって、本件不開示情報についても、諮問第10号に係る答申の判断がそのまま妥当するものであり、条例第7条第7号に該当する事由は認められないと言うべきである。

(3) 以上により、本件対象文書につき条例第7条第7号該当性を肯定し、不開示とした諮問実施機関の決定は妥当ではなく、開示すべきである。

#### 4 結論

以上のことから、本件対象文書については、上記第1記載の審査会の結論のとおり判断した。

第6 答申に関与した委員

異相武憲、昇秀樹、堀口久、近藤真、吉岡ミヤ子

答 申 書

第 1 審査会の結論

春日井市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が平成 21 年 4 月 23 日付け 21 春教学第 219 号で不開示決定を行った「平成 19 年実施全国学力・学習状況調査における生徒質問紙の質問番号（23）の各校の結果」（以下「本件対象文書」という。）については、これを開示すべきである。

第 2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、春日井市情報公開条例（平成 12 年春日井市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 6 条に基づく開示請求に対し、平成 21 年 4 月 23 日付け 21 春教学第 219 号により市教育委員会が行った不開示決定を取り消し、開示するよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象文書を開示しても、特別に「序列化」や「過度の学力競争」を意図した施策を講じれば別であるが、そうでなければ、そのような事態は生じない。よって、不開示処分には理由がないので、開示されるべきである。
- (2) 「参加校の協力」が得られなくなるというが、校長が参加・不参加を決することができるならともかく、市教育委員会で参加を決めておきながら、事実と反する理由を挙げて不開示処分とすること自体容認できない。
- (3) 市教育委員会は、平成 21 年 3 月 2 日付け 20 春教学第 2012-2 号の公文書開示決定通知書により、特定の学校について同数値を開示した。それに先立ち市教育委員会は、平成 21 年 3 月 2 日付け 20 春教学第 2012 号の決定書において、「当委員会は、本件異議申立てに対し、審査会の答申に基づき審議を行った結果、本件対象文書の一部開示を取り消すことが妥当であると判断した。」と、結論だけを記すが、審査会の答申から何を学

び、何を審議したのか。

- (4) 本件調査（質問番号(23)）は、はなはだ主観的な調査である。このような「参考」程度の調査に関して、その結果を開示しても、「学校間や地域間の序列化」、「過度の学力競争」に結びつくことはあり得ない。長時間の読書が、必ずしも望ましいと言えるのか、単純には決められるものでもない。市教育委員会は、「読書時間が長い」ことを高く評価しているようであるが、単純に決められるものではない。
- (5) 質問番号(23)に関する春日井市全体の調査結果においては、読書時間と正答率は必ずしも比例的ではない。読書時間の開示を「序列化」や「過度の学力競争」に結びつけることは、あまりにも無理がある。
- (6) どのような本を読んでいるのか分からない、土曜日、日曜日に集中的に読んでいる生徒について反映されていない、教師の指導が反映しているのかどうか分からない、各校の読書環境の状況が分からない、各家庭の経済的文化的環境が分からない、速読で短時間読書の生徒と、ゆったりペースで長時間読書の生徒を比較し、単純にいずれかが望ましいと決められるものではないなどの課題が解明されなければならず、当該調査だけでは、指導に生かせるデータではない。市教育委員会が、市民は以上のようなことを考えることなく、単純に時間の長短で判断してしまうと考えているとすれば、市教育委員会は浅はかというべきである。
- (7) 当該不開示情報については、市教育委員会も学校も公の機関として、市民、保護者に対して説明することが、施策の第一歩である。教育の実態を市民、保護者が理解するという観点から考えても、公益性ははなはだ高く、開示による支障はどこにもない。市教育委員会が、公益性と支障を比較衡量すれば、すぐに分かることであり、また、法的保護に値する蓋然性などどこにもない。
- (8) 平成 21 年 1 月 21 日に開催された市教育委員会定例会議においては、当審査会の答申を受け、平成 19 年度実施の学力調査の結果を開示するか否かが審議された。その場において、ある委員が「学校ごとの数値、優劣の現れは、プライバシーに準ずるもの」として不開示を主張した。プライバシー概念をどこまで拡大するのかと驚いたが、それにもまして答申後に新たな理屈が出されるようでは、開示請求をしている市民には納得できるものではない。不開示理由は、不開示理由説明書に記載されたもの以外に存在しないことを確認すべきである。

また、「学校別データは、個人のプライバシーに準じる」という論理については、学力調査結果に限らず、今後、各学校関係文書の開示請求に対する開示等決定が、不開示となることが危惧されるため、市教育委員会のプライバシー概念についても確認すべきである。

- (9) よって、条例第7条第7号に該当しないため、請求どおり開示されるべきである。

### 第3 諮問実施機関の説明の要旨

諮問実施機関である市教育委員会の説明を総合すると、本件対象文書を不開示とした主たる理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 不開示の理由について

- (1) 市教育委員会は、平成19年度に実施された全国学力・学習状況調査結果の開示請求に対する不開示決定に対する異議申立てについて、当審査会への諮問及び答申を経て、「学校別は不開示。市全体は開示。ただし、市全体の調査結果において、『実施状況（春日井市）』、『回答状況[学校質問紙]（春日井市）』については、各学校の平均正答数、平均正答率の数値や回答結果が表出されているので、一部開示」として決定したところである。

本件対象文書は、本市各学校の結果であり、「質問番号(23)」と限定されてはいるものの、学校別のデータであるので、不開示として決定したところである。

- (2) 「質問番号(23)」(読書時間に関する質問)の一項目といえども、各校のデータを開示すれば、学校間の差異が明らかになり、項目の優れている数値を見て「望ましい学習状況の学校」とそうでない学校というラベリングや比較、序列が可能となってしまう。その結果、調査の意義を疑問視して十分な協力が得られなくなってしまうことが考えられる。

こうした点を踏まえ、市教育委員会は、これまで「学校別のデータは開示しない」という方針を貫いてきた。そして、今回についてもその方針は変わらない。

- (3) よって、条例第7条第7号に該当するものとし、各学校の調査結果を開示することは、学校間や地域間の序列化を助長し、過度の学力競争をあおる結果になりやすく、また、参加校からの協力が得られなくなり、ひいては、正確な情報が得られなくなり、調査の適正な遂行に支障を及

ぼすおそれがあるため、読書時間について、各学校の回答結果を集計した資料を不開示として不開示決定したことは妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のとおり調査審議を行った。

- 1 平成21年4月23日 開示決定等の通知をした日
- 2 平成21年4月29日 異議申立てのあった日
- 3 平成21年6月9日 諮問のあった日
- 4 平成21年7月17日 諮問実施機関から意見書を収受
- 5 平成21年7月27日 異議申立人から意見書を収受
- 6 平成21年8月10日 諮問実施機関の説明、審議
- 7 平成21年9月15日 審議
- 8 平成21年10月19日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

異議申立人が、不開示決定を取り消し、開示するよう求めている文書は、平成19年度に実施した全国学力・学習状況調査（以下「全国調査」という。）に係る生徒質問紙の質問番号（23）の学校別の結果である。

##### 2 質問紙調査の趣旨、質問番号（23）の内容等について

###### (1) 質問紙調査の趣旨

本件対象文書に係る質問紙調査は、小学校6年生及び中学校3年生が回答する生活習慣や学習環境等に関する調査である。国の関係機関が行う調査結果の報告においては、教科に関する調査における生徒の正答数とのクロス集計の結果を使用し、学力との相関関係の分析を行っている。

なお、本件対象文書に係る質問は、中学校3年生が回答するものである。

###### (2) 質問番号（23）の内容

質問は、「家や図書館で、普段（月曜日から金曜日）、1日にどれくらいの時間、読書をしますか。（教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。）

- ① 2時間以上
- ② 1時間以上、2時間より少ない



- ③ 30分以上、1時間より少ない
- ④ 10分以上、30分より少ない
- ⑤ 10分より少ない
- ⑥ 全くしない」

である。

### (3) 学力等との相関関係

国の関係機関は、全国調査の結果を分析する中で、読書に関する質問について、本件対象文書に該当する質問番号(23)とは別に質問番号(73)〔「読書は好きですか」〕の回答状況とを併せて、学力等との相関関係について、次の傾向が見られると分析している。

ア 読書が好きな生徒の方が正答率が高い傾向が見られる。

イ 家や図書館で、普段から1日当たり10分以上読書をする生徒の方が国語の正答率が高い傾向が見られる。

ウ 家や図書館で読書する時間が長い生徒の方が、学校の授業以外で勉強する時間が長い傾向が見られる。

### 3 不開示事由について

本件対象文書を不開示とした理由について、諮問実施機関は、もっぱら条例第7条第7号に該当する事由があることを挙げており、同条の他の号の該当性については考えていないと説明している。

したがって、以下では、条例第7条第7号該当性について検討する。

### 4 条例第7条第7号該当性について

- (1) 全国調査の結果を記載した公文書に関しては、平成19年度の全国調査の調査結果に関する文書についても不開示決定に対する異議申立てがなされた経緯があり、当審査会は、この不開示決定に係る諮問(諮問第10号)について調査審議し、平成20年11月10日付けで答申をしている。
- (2) 本件対象文書は、上記答申に含まれていた文書であり、当審査会は、これを開示したとしても、全国調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第7条第7号には該当しないと判断している。そして、この答申以後現在に至るまで、各学校の調査結果を公表している栃木県宇都宮市や東京都墨田区を始めとした全国調査実施団体において、諮問実施機関が主張するような、学校の序列化の助長や過度の競争の発生、さらには参加校からの協力が得られなくなったといった事実は確認されておらず、その他、上記の判断に変更を加えるべき特段の

事情の変更は認められない。

- (3) また、全国調査は、大きく学力に関する調査と、生活習慣や学習環境等に関する調査とに分類することができ、本件対象文書は、後者の生活習慣や学習環境等に関する調査に係るものであるが、諮問実施機関が主張する学校の序列化や過度の競争等の弊害発生の懸念は、主として前者の学力調査の結果が開示された場合を念頭に置いてのものと考えられる。

もともと、生活習慣等に関する調査の結果については、上述のとおり、学力調査の結果との相関関係に関する分析も行われており、その中で「読書が好きな生徒の方が正答率が高い傾向が見られる」との分析結果も示されているところである。そして、「読書は好きですか」との質問（質問番号(73)）に対する回答と正答率との間には、たしかに上記の傾向が見られる。しかし、本件対象文書に係る質問番号(23)の質問に対する回答に関していえば、読書時間の長さや学力調査の正答率とは比例関係にない。この点は、学力調査の「国語A」「国語B」「数学A」「数学B」のいずれについても同じである。また、全国レベルでの調査結果だけでなく、春日井市における調査結果に関して全く同様である。

この点からすれば、本件対象文書については、全国調査の学校別データ全体が対象文書となっている上記諮問第10号の場合よりも、いっそう条例第7条第7号該当性を認める余地がないものと言わざるを得ない。

## 5 結論

以上のことから、本件対象文書については、上記第1記載の審査会の結論のとおり判断した。

## 第6 答申に関与した委員

異相武憲、昇秀樹、堀口久、近藤真、吉岡ミヤ子

答 申 書

第 1 審査会の結論

春日井市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が平成 21 年 6 月 5 日付け 21 春教学第 301-2 号で一部開示決定を行った「臨時保護者会記録」（以下「本件対象文書 1」という。）「保護者の皆様」（以下「本件対象文書 2」という。）（以下、本件対象文書 1 と本件対象文書 2 を合わせて「本件対象文書」という。）については、本件対象文書 1 のうち別紙に掲げる部分を除き、開示すべきである。

第 2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、春日井市情報公開条例（平成 12 年春日井市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 6 条に基づく開示請求に対し、平成 21 年 6 月 5 日付け 21 春教学第 301-2 号により市教育委員会が行った一部開示決定を取り消し、開示しないこととした部分をすべて開示するよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 不開示とされた校長等の名前については、職務遂行上の情報であり、校長等の名前を開示しても当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれはないから、校長等の名前は開示されるべきである。また、学校は一つの公的組織体であるから、特段の理由がない限り、学校名も開示されるべきである。

(2) 市教育委員会は、「学校名が特定されると、当該校の生徒の中に不祥事を起こしたことを指摘された者が在籍していたことが明らかになるからである。それは、当該校の評価が低下して生徒や保護者の名誉を著しく損なう不利益となるからである。」と一部開示理由説明書（以下「説明書」という。）に記す。この記述から推察すると、説明書の一部開示の理由にある「関係する個々人」の不利益は、どうも不特定の「生徒や保護者」の不利益を指しているようであるが、この指摘が事実ならば、条例上不開示情報とされるべき「個人に関する情報」を誤解するものである。当該個々

人を明確にした上で、どのような不利益をもたらすおそれがあるのか、明らかにすべきである。

- (3) 本件開示請求の背景となった事件を知れば分かるように、そもそも、生徒や保護者に直接的・間接的に人権侵害とも言うる不利益をもたらしたのは、誰であるのか。当該校長をはじめとする教員ではなかったのか。市教育委員会は、当該校長らの個人名が明らかになることを回避するために、生徒や保護者の不利益性を主張しているだけである。
- (4) 市教育委員会は、説明書において、不開示の理由として、「諸会の開催に関して、その運営を適正に遂行していく上で悪影響を及ぼすおそれがあるため。」と記す。しかし、これは「公文書一部開示決定通知書」の記載と異なる。「会」が「諸会」と書き換えられ、「支障となるおそれ」が「悪影響を及ぼすおそれ」と書き換えられた。市教育委員会から異議申立人に対して、正式な「変更」説明はなされていない。これは、不開示理由の変更であり、容認できない。
- (5) 「諸会」とは、どのような会を指すのか。当該校における会を指すのか、それ以外の会を指すのか、あるいは、事案内容を異にする会までも指しているのか、全く不明である（臨時保護者会は、1回で終了したはずである。）。また、「悪影響を及ぼす」というのは、どのような点を想定しているのか、これも全く不明である。意味不明な「諸会」における、意味不明な「悪影響」の発生を根拠にした「不開示」処分は、理解しがたい。市教育委員会は、春日井市情報公開条例解釈運用基準に記された、「なお、「支障を及ぼすおそれ」は、単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。」（「情報公開事務の手引き」34頁）の文を理解すべきである。
- (6) 市教育委員会は、本件対象文書1について、「公開されることを予定して作られたものではない。」という。しかし、本件対象文書1には、134世帯の保護者が参加したとの記録があり、参加者が保護者会の状況を、知人等不特定多数の者に伝えることは否定できない事実であることを考慮すれば、市教育委員会の右主張が、重要な意味を持つものとは考え難い。
- (7) 市教育委員会は、「本会では、保護者との協力関係・信頼関係を築き、教育活動に反映させていこうというねらいも含んでいた。そのため、質疑では、保護者の正直な思いが率直な言葉で述べられており、議事録はそれを記録している。もし、本会の記録をそのままに開示することになれば、今後同様の会議を開く場合に保護者の率直な意見の交換が不当に損なわ

れるおそれが強い。」という。まず、生徒・保護者との協力関係・信頼関係にヒビを入れたのは、学校側（教職員）であったことを確認しておきたい。それゆえに、臨時保護者会は学校側の謝罪から始まっていたのである。このことから推察すると、保護者の率直な言葉は、「学校側に対する厳しい内容」も含まれるのではないかと思われる。それゆえに開示したくないのではないかと疑問は湧く。不開示という事実を前提に「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」などと結論付けられても、納得できるものではない。

(8) 本件対象文書1の「質疑等」部分が全面的に不開示とされているが、まさかその中に、生徒の個人名が記され、当該生徒の行動状況（万引きや喫煙）が記されているとも思えないので、全面的な不開示は容認できない。

(9) 市教育委員会は、「本会の記録をそのままに開示することになれば、今後同様の会議を開く場合に保護者の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれが強い。その結果、学校運営に関し、生徒及び保護者と学校との信頼関係を前提とした適正かつ円滑な事務の遂行に支障を生じさせるおそれが強い。」という。簡単に「同様の会議」というが、どのような意味合いで述べているのか、今回と同様に、教職員が人権問題等を起こした場合のことを言っているのか、校内で発生する事件で、保護者会が開催されるすべての場合を言っているのか、全く不明である。

いずれにしても、開示・不開示は、事件の性質や公文書に記載された具体的事実を条例に照らし合わせ判断されるべきものであり、前提にすべき事実を欠いたまま、一律に「事務の遂行に支障を生じさせるおそれが強い。」などといいうる、市教育委員会の条例理解が異議申立人には理解できない。

(10) よって、条例第7条第2号及び第7号に該当しないため、請求どおり開示されるべきである。

### 第3 諮問実施機関の説明の要旨

諮問実施機関である市教育委員会の説明を総合すると、本件対象文書の一部を不開示とした主たる理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 不開示の理由について

(1) 市教育委員会は、本件対象文書について、学校名、校長・教頭・教務主任・学校教育課長・指導主事の名前、臨時保護者会での質疑応答時の内容及び学校の電話番号を不開示とした。

(2) 本件対象文書1は、臨時保護者会の議事録であり、学校名、校長・教頭・

教務主任・学校教育課長・指導主事の名前及び臨時保護者会での質疑応答時の内容部分が含まれている。また、本件対象文書2は、生徒及びその保護者を対象として、校長がアンケート問題の説明と謝罪を記したものであり、学校名、学校長・教頭の名前及び学校の電話番号部分が含まれている。

- (3) 本件対象文書は、もともと学校内の関係者を対象として作成されたもので、部外者に公開されることを予定して作られたものではない。特に、本件対象文書1は、公開を前提としない集会（保護者と学校関係者の集まり「臨時保護者会」）の議事録であり、慎重な取扱いが必要である。
- (4) 臨時保護者会では、保護者との協力関係・信頼関係を築き、教育活動に反映させていこうというねらいも含んでいた。そのため、質疑では、保護者の正直な思いが率直な言葉で述べられており、議事録はそれを記録している。もし、臨時保護者会の記録をそのままに開示することになれば、今後同様の会議を開く場合に保護者の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれが高い。その結果、学校運営に関し、生徒及び保護者と学校との信頼関係を前提とした適正かつ円滑な事務の支障を生じさせるおそれが高い。
- (5) なお、校長等の職員の名前や学校の電話番号を不開示としたが、その理由は、学校名が記載されていなくても校長名や電話番号から学校名を特定することは可能であり、学校名が特定されると、当該校の生徒の中に不祥事を起こしたことを指摘された者が在籍していたことが明らかとなり、当該校の評価が低下して生徒や保護者の名誉を著しく損なう不利益となるからである。
- (6) 以上により、当該校が特定できる学校名、校長等の職員の名前、学校の電話番号を開示すると、関係する個々人に対して不利益となるおそれがあるため、条例第7条第2号の不開示情報に該当し、また、本件対象文書1の臨時保護者会での質疑応答時の内容を開示すると、諸会の開催に関して、保護者の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれが強く、その運営を適正に遂行していく上で悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、学校運営に関し、生徒及び保護者と学校との信頼関係を前提とした適正かつ円滑な事務の遂行に支障を生じさせるおそれが強いため、条例第7条第7号の不開示情報に該当するため、本件対象文書につき一部開示決定としたことは妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のとおり調査審議を行った。

- 1 平成 21 年 6 月 5 日 開示決定等の通知をした日
- 2 平成 21 年 6 月 11 日 異議申立てのあった日
- 3 平成 21 年 9 月 1 日 諮問のあった日
- 4 平成 21 年 9 月 18 日 諮問実施機関から意見書を収受
- 5 平成 21 年 9 月 22 日 異議申立人から意見書を収受
- 6 平成 21 年 10 月 19 日 諮問実施機関の説明、審議
- 7 平成 21 年 12 月 2 日 審議
- 8 平成 21 年 12 月 25 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

異議申立人が、一部開示決定を取り消し、開示しないこととした部分をすべて開示するよう求めている文書は、平成 21 年 3 月 9 日に当該校の校長が開催した臨時保護者会の議事録である本件対象文書 1 及び臨時保護者会の開催後に生徒及びその保護者に対して校長がアンケート問題の説明と謝罪を記載し配付された文書である本件対象文書 2 である。

本件対象文書 1 は、次の項目で構成されている。

- (1) 日時・会場
- (2) 参加者保護者数
- (3) 会の概要

このうち、諮問実施機関が開示とした部分は、(1)に記載されている学校名、(3)に記載されている校長・教頭・教務主任・学校教育課長・指導主事の名前及び(3)のうち、④質疑等の内容である。

また、本件対象文書 2 のうち、諮問実施機関が開示とした部分は、学校名、校長・教頭の名前及び学校の電話番号である。

### 2 本件対象文書の一部を開示とした理由について

諮問実施機関は、条例第 7 条第 2 号及び第 7 号に該当すると説明しており、同号以外には不開示事由該当性を検討すべき条項はないと考えられる。

したがって、以下では、条例第 7 条第 2 号及び第 7 号該当性について検討する。

### 3 条例第 7 条第 2 号該当性について

- (1) 条例第 7 条第 2 号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」(以下「個人情報」

という。)を不開示とするとしている。他方、同号ただし書アからエにおいては、上記のとおり特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものを事項的な不開示情報として定めた上、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められるものを例外的に不開示情報から除くこととしている。同号ただし書ウにおいては、「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」を不開示とする個人情報から除くものと規定している。

(2) 本件対象文書1は、臨時保護者会の議事録であり、諮問実施機関は、学校名、校長・教頭・教務主任・学校教育課長・指導主事の名前及び臨時保護者会での質疑応答時の内容の部分を開示とした。また、本件対象文書2は、生徒及びその保護者に対して校長がアンケート問題の説明と謝罪を記載した文書であり、学校名、校長・教頭の名前及び学校の電話番号を開示とした。

(3) これらの者は、いずれも公務員であり、かつ、本件対象文書はこれらの者の職務の遂行に係る情報を内容とするものであるから、これらの者にとっての個人情報であることを理由に、第2号に基づき不開示とすることはできない。

この点、諮問実施機関は、学校名、校長・教頭・教務主任・学校教育課長・指導主事の名前や学校の電話番号を開示とした理由について、校長・教頭の名前や学校の電話番号から学校名を特定することが可能であり、学校名が特定されると、当該校に不祥事を起こしたことを指摘された生徒が在籍していたことが明らかとなり、当該校の評価が低下して生徒や保護者の名誉を著しく損う不利益となるためと説明する。

(4) しかしながら、文書の開示によって一定の集団に不利益が及ぶおそれがあるとしても、そのことによって、第2号所定の個人情報への該当性が認められることになるものではない。

第2号では、上記のとおり、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」も不開示情報として定めているが、これは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未発表の著作物など、特定の個人に関する情報について、当該特定の個人の権利利益の侵害のおそれをしんしゃくして不開示情報としているものであって、諮問実施機関が挙げる「所属校が特定できる」といった理由は、何ら第2号にいう「個人に関する情報」への該当性



の説明となるものではない。

(5) また、学校教育課長・指導主事の名前については、学校名を特定し得る情報でもないのであるから、そもそも上記(3)で諮問実施機関が述べている理由すら当てはまらない。

(6) よって、本件対象文書に記載されている情報には、第2号所定の不開示情報は存在しない。

#### 4 条例第7条第7号該当性について

(1) 条例第7条第7号本文は、「市の機関又は国若しくは地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」を不開示とすると規定している。

同号は「次に掲げる」と例示した支障のほか、他の支障についても個別に判断されるものとし、「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の内在的性格に照らして保護する必要がある場合のみ不開示にすることができるとし、また、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれるものと解される。

(2) 諮問実施機関は、本件対象文書については、学校内の関係者を対象として作成されたもので、部外者に公開されることを予定して作られたものではないとし、特に、本件対象文書1は、公開を前提としない集会（保護者と学校関係者の集まり「臨時保護者会」）の議事録であり、慎重な取り扱いが必要であると説明する。

また、臨時保護者会は、保護者との協力関係・信頼関係を築き、教育活動に反映させていこうというねらいも含んでおり、質疑では、保護者の正直な思いが率直な言葉で述べられていて、本件対象文書1をそのままに開示することになれば、今後同様の会議を開く場合に保護者の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれが強く、学校運営に関し、生徒及び保護者と学校との信頼関係を前提とした適正かつ円滑な事務の支障を生じさせるおそれが強いとし、同号の不開示情報に該当すると説明する。

(3) 一方、異議申立人は、諮問実施機関の同号の適用理由において使用する「会」や「諸会」の対象とする会議等（以下「会」という。）について、会が特定されたものではなく、また、本件の臨時保護者会は今後繰り返し開催される会合ではなく、会に対する「支障となるおそれ」や「悪影響を及ぼすおそれ」が意味不明であるとし、同号の該当性はないと主張する。

(4) 以上の主張を踏まえて考察するに、たしかに、諮問実施機関が意味する会が具体的にどのようなものを指すのか明確になっているとはいえない

の、本件の集会のように、学校にとっての重大事が発生した場合に、保護者が集まって校長等の学校関係者から事情の説明を受け、討議をするために会合を開くということであれば、同種の会合が今後も反復して開催されることは、当然あり得ることである。

また、その種の会合については、その性格上、公開を前提とせずに開かれるのが通例であると考えられ、これらの会合における議事が後日文書で公開されるということは、出席した保護者は通常予期していないことであろうし、また、公開されるということがあらかじめ分かっていたら、当該集会における率直な意見交換に一定の範囲で支障が生ずることも容易に予測されるところである。

以上の限りでは、諮問実施機関の説明にも妥当性があるものである。

- (5) しかし、公文書として当該集会の議事が記録されている以上は、単に上記のような可能性があるというだけで当該文書を不開示とし得るものではなく、条例に照らして不開示事由の有無が決められなければならないことは言うまでもない。条例第7条第7号にいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものである場合をいうものと解される。本件対象文書についても、上記の解釈に照らして開示・不開示の判断がなされる必要がある。

ところで、本件対象文書のうち、本件対象文書1の④質疑等以外の部分及び本件対象文書2については、諮問実施機関が不開示としたのは学校名及び教職員名、電話番号の部分だけであり、これらが条例第7条第7号該当性を備えるとは到底考え得ない。したがって、以下では、本件対象文書1の④質疑等の記述に上記したような第7号所定の不開示事由該当性があるか否かを検討していく。

- (6) まず、本件の保護者会が非公開の会合として開かれたという点については、たとえ会合自体が非公開のものであっても、必ずしも会議録の不開示を意味するものではなく、そのことのみをもって、本件対象文書中の質疑応答に係る記載について、不開示事由に該当するものと解することはできない。個々の文書が作成当時に開示を予定したかどうかを条件として不開示の扱いをするならば、情報公開制度は形骸化することになるし、憲法第57条第2項及び国会法第63条において、国会が秘密会を開いた場合でも、その会議録のうち特に秘密を要すると認められるもの以外はこれを公

開すべき旨を規定していることから、会議の非公開が必然的に会議録の不開示を意味するものでないことは明らかなからである。

したがって、本件対象文書1中の質疑応答については、個別具体的な内容を見て第7号該当性の判断をする必要がある。

- (7) 保護者会における質疑応答の内容については、教職員の説明・回答や保護者の質問・意見として通常想定される範囲内のものであれば、たとえそれが開示されたとしても、参加した保護者にとって不測の不利益がもたらされたり、今後催される同種の会合における率直な意見交換に著しい支障が生じたりするとまでは考えにくく、そのような内容の記述については、第7号該当性は否定されると解すべきである。

他方、保護者の率直な心情の吐露や、生徒や保護者など一部の者に係る不利益な事実についての言及など、この種の集会として通常想定される質疑応答の範囲を超えた発言がなされている部分があれば、当該部分を公にすることは、そのことの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度に達する場合もあるものと解され、その場合には、当該部分については第7号への該当性を肯定すべきものと考えられる。

- (8) 以上の基準に照らして本件対象文書1の④質疑等の内容を検討するに、まず、別紙に掲げた部分以外の内容については、本件に関する教職員の説明・回答や保護者の質問・意見として通常想定される範囲内のものであり、不開示にすべき理由は見当たらなかった。

他方、別紙に掲げた部分（いずれも保護者の発言内容）については、本件に関して通常想定される質疑応答の範囲を超えた発言内容であり、当該部分を公にすることは、そのことの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度に達していると判断された。

したがって、これらの部分については、第7号該当性を肯定し、不開示とするのが妥当である。

## 5 結論

以上のことから、本件対象文書については、上記第1記載の審査会の結論のとおり判断した。

## 第6 答申に関与した委員

異相武憲、昇秀樹、堀口久、近藤真、吉岡ミヤ子

## 別紙

臨時保護者会記録（本件対象文書1）の「④質疑等」の内容中、

- 1 1頁18行目から2頁1行目まで
- 2 2頁19行目の2つ目の句点の後から同頁20行目の2つ目の句点まで

## 平成 21 年度情報公開・個人情報保護制度施行状況報告書

平成 22 年 6 月発行

発行 春日井市総務部総務課  
問い合わせ 〒486-8686  
春日井市鳥居松町5丁目44番地  
春日井市総務部総務課情報公開担当  
電話番号 (0568) 85-6129  
Eメール somu@city.kasugai.lg.jp



ISO 14001 認証取得

「環境にやさしい自治体 春日井市」